平成27年9月9日(水曜日)

議事日程第1号

平成27年9月9日(水曜日)午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議案第68号 専決処分事項の報告について(平成27年度八峰町一般会計補正 予算(第3号))
- 第 5 議案第69号 八峰町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について
- 第 6 議案第70号 八峰町手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 第 7 議案第71号 八峰町議会の議決に付すべき事件に関する条例制定について
- 第 8 議案第72号 八峰町と秋田県との間の行政不服審査会の事務の委託について
- 第 9 議案第73号 八峰町過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 第10 議案第74号 町道路線の変更について
- 第11 議案第75号 土地の取得について
- 第12 議案第76号 平成27年度八峰町一般会計補正予算(第4号)
- 第13 議案第77号 平成27年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算 (第1号)
- 第14 議案第78号 平成27年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)
- 第15 議案第79号 平成27年度八峰町沢目財産区特別会計補正予算(第1号)
- 第16 議案第80号 平成27年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 第17 議案第81号 平成27年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 第18 議案第82号 平成27年度八峰町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 第19 議案第83号 平成27年度八峰町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 第20 議案第84号 平成27年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計補正予算 (第1号)
- 第21 議案第85号 平成27年度八峰町営診療所特別会計補正予算(第2号)

- 第22 発議第 7号 決算特別委員会の設置について
- 第23 決算特別委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告について
- 第24 議案第86号 平成26年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第25 議案第87号 平成26年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算 認定について
- 第26 議案第88号 平成26年度八峰町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定 について
- 第27 議案第89号 平成26年度八峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第28 議案第90号 平成26年度八峰町沢目財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第29 議案第91号 平成26年度八峰町営簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第30 議案第92号 平成26年度八峰町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定に ついて
- 第31 議案第93号 平成26年度八峰町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定 について
- 第32 議案第94号 平成26年度八峰町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定 について
- 第33 議案第95号 平成26年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認 定について
- 第34 議案第96号 平成26年度八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算認定について
- 第35 陳情第 7号 所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出についての陳情
- 第36 陳情第 8号 マイナンバー制度の平成28年1月実施の延期を求める意見書の 提出についての陳情
- 第37 陳情第 9号 外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採択を求める 陳情
- 第38 発議第 8号 外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書
- 第39 陳情第10号 安全保障関連2法案(国際平和支援法案、平和安全法整備法案) の廃案を求める意見書採択に関する陳情

第40 報告第 4号 平成26年度決算に基づく財政の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

第41 報告第 5号 継続費精算報告について

出席議員(12人)

1番 鈴 木 一 彦 2番 笠 原 吉 範 3番 水 木 壽 保 山 良 悦 柴 4番 須 藤 正人 5番 腰 6番 高 田 正 7番 皆 川 鉄 也 8番 嶋 津 官美 9番 菊 薫 地 10番 山 本 優 人 11番 門 脇 直樹 12番 芦 崎 達 美

欠席議員(0人)

説明のため出席した者

長 加藤 和夫 副 町 長 伊藤 淮 町 教 育 長 千 葉 良一 総務課長 田村 正 税務会計課長 金平 公 明 企画財政課長 須 藤 徳 雄 福祉保健課長 大 高 伸一 教育次長 金田千秋 産業振興課長 米 森 伴宗 農林振興課長 佐々木 喜兵衛 建設課長 日 正 明 米 森 博 孝 沼 農業委員会事務局長 生涯学習課長 工藤 金悦 学校給食センター所長 木 村 学 あきた白神体験センター所長 佐 藤 博 孝

議会事務局職員出席者

議会事務局長 藤田吉孝 書 記 吉元 和歌子

午前10時00分 開 議

○議長(芦崎達美君) おはようございます。これより平成27年9月八峰町議会定例会を 開催します。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、4番須藤正人君、5番腰山良悦君、6番柴田正高君の3名を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。会期等につきましては議会運営委員会に諮問 し意見を求めておりますので、その結果を議会運営委員会委員長よりご報告願います。 鈴木議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長(鈴木一彦君) おはようございます。議会運営委員会委員長の 鈴木です。

ご報告申し上げます。

当委員会では、去る8月18日、9月2日の両日、議長同席の下議会運営委員会を開き、 8月11日付けで議長から諮問のあった平成27年9月八峰町議会定例会の会期、議事日程、 議事運営等に関する事項について協議いたしました。

その結果、本定例会の会期については、本日から18日までの10日間とし、日程表については皆さんのお手元にお配りした日割表及び議事日程表のとおり決定しましたので、ご報告いたします。

○議長(芦崎達美君) お諮りします。本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日から18日までの10日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から 18日までの10日間に決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告につきましては、別紙報告書のとおりでありますので、朗読は省略させてい ただきます。

加藤町長より発言を求められておりますので、今議会提出議案の提案と併せて報告願います。加藤町長。

○町長(加藤和夫君) 皆さんおはようございます。

本日、平成27年9月八峰町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはお忙しいところご出席を賜り、誠にありがとうございます。

提出諸議案の説明に先立ち、その後の町政及び諸般の動きについて、その大要をご報告申し上げます。

はじめに、本町の財政健全化比率の状況についてでありますが、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく、平成26年度決算の健全化判断比率につきましては、 先月、監査委員による審査を終え、今議会に監査委員の意見を付して報告しております。

その概要でありますが、「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」及び「資金不足比率」については、一般会計及び特別会計の全会計において黒字決算となっており、また、実質公債費比率は、前年比マイナス0.9ポイントの9.3、将来負担比率は前年比マイナス5.2ポイントの18.5となり、更に改善が図られております。しかし、依然として地方交付税等の依存財源に頼る財政構造でありますので、今後とも国政の動向を注視しながら、尚一層、財政の健全化に努めてまいります。

次に、第2次八峰町総合振興計画の策定についてでありますが、7月9日、ファガスにおいて、第1回審議会を開催し、町内の諸団体の長やその団体長から推薦された方々など36名に委嘱状を交付すると共に、計画の年度内策定へのご協力をお願いいたしました。また、その後の会議において、会長に、森田新一郎八峰町社会福祉協議会長を、副会長に、太田治彦八峰町観光協会会長を選出したほか、部会の所管や部員の構成なども決定しました。今後の予定ですが、町が示した素案を基に審議会の各部会や全体会で十分に協議していただき、基本構想及び前期基本計画の答申案については、来年2月末までにまとめていただきたいと考えております。

なお、基本構想については、3月議会定例会に議案として提出したいと考えております。

次に、八峰町版総合戦略の策定についてでありますが、7月21日、役場大会議室において、第1回策定委員会を開催し、産業界、教育機関、金融機関、移住者、子育て世代など幅広い分野、世代の代表の方々13名に委嘱状を交付すると共に、人口ビジョン及び総合戦略案の策定をお願いいたしました。また、会議では、会長に、山本友文白神八峰商工会副会長を、副会長には伊藤進八峰町副町長を選出した後、八峰町人口ビジョン策定に係る調査を委託している秋田経済研究所から、本町の人口の現状分析に関する中間報告がありました。今後、総合振興計画審議会との連携を図りながら総合戦略策定委員会を逐次開催し、八峰町人口ビジョン及び総合戦略を策定することとしておりますが、計画には議会からのご意見、ご提言も反映させたいと考えておりますので、ご協力を宜しくお願いいたします。

次に、秋田県市町村未来づくり協働プログラムについてご報告いたします。

平成24年度の制度創設以来、懸案となっておりました本町の未来づくりプロジェクトでありますが、県の関係各課との事前協議が整い素案がまとまったことから、その内容を協議・評価するための「あきた未来づくり本部会議」が8月31日に県庁で開催されました。また、9月8日には、第1回八峰町プロジェクトチーム会議が役場庁舎で開催され、プロジェクト策定に向けた本格的な協議がスタートしました。本町のプロジェクトですが、プロジェクト名は「(仮称)おがる八峰シイタケプロジェクト」、事業期間は、平成28年度から平成30年度まで、事業内容は、「地元定着を促進するための取組」「菌床シイタケ実践研修施設の充実等による就労の場の確保」「魅力ある特産品づくりと積極的なPR・プロモーション」であります。今後の予定でありますが、年内に、プロジェクトチーム会議を数回開催し、本町プロジェクトを成案としてまとめると共に、本部会議において町と県農林水産部による知事へのプレゼンテーションを行い、正式に八峰町未来づくり協働プログラムが策定されることになります。平成28年度から事業着手ができるよう、今後とも県及び関係団体等と協議してまいりたいと考えております。

次に、定住自立圏構想についてでありますが、6月議会定例会で報告しましたとおり、現在、能代山本定住自立圏構想検討会を立ち上げ、能代市と山本郡3町が連携・協力して、大都市圏への人口流出防止、定住促進、地域活性化などを図るための具体策について協議しております。今月中に能代市が中心市宣言を行い、その後、能代市とそれぞれの町が、医療、観光、雇用、交通などの各分野で、連携可能な取り組みを明示した「定住自立圏形成協定」を締結する予定となっておりますが、協定締結には議会の議決が必要となりますので、今定例会に、「八峰町議会の議決に付すべき事件に関する条例」を提案しておりますので、宜しくお願いいたします。

なお、定住自立圏形成協定締結の議案については、今後の協議を経て、12月議会定例 会に提案したいと考えております。

次に、7月26日に開催された能代市山本郡消防競技大会には、小型ポンプ操法の部に町の消防操法大会で上位入賞した消防団4チームが出場し、またポンプ車操法の部には2チームが、規律訓練の部には全分団から推薦された団員で構成したーチームが出場しました。当日は、天候に恵まれ、選手にとっては思う存分訓練の成果を出せるコンディションとなりました。結果は、小型ポンプ操法の部で第5分団が第2位に入賞し、小型ポンプ操法の個人の部で第5分団3番員の福田稔さんが第1位となりました。6月中旬から暑い中、連日訓練に参加された消防団の皆様、そして長期間にわたりご指導いただ

きました八峰消防署の皆様のご苦労に対し、この場を借りて感謝申し上げます。

次に、八森地区海岸一斉清掃について申し上げます。

海開きを前にした7月11日、八森地区海岸の一斉清掃を実施しました。当日は、天候にも恵まれ早朝からたくさんの町民の方々から参加していただき、心から感謝申し上げます。集められたごみは、プラスチック類・発泡スチロールなどの可燃ごみが約2,880kg、缶類や鉄くずなど不燃ごみと粗大ごみが約1,870kgで、昨年に比べると可燃ごみで約250kgの減、不燃ごみで約600kgの増となっております。ごみの多くは漂着したものですが、中にはタイヤや冷蔵庫など不法投棄されたものがありますので、引き続きモラルの向上や不法投棄防止の啓蒙に努めてまいります。

なお、9月12日から10月11日までの1か月間は、秋季大掃除実施期間となっております。各自治会におかれましては、地域の環境衛生のため積極的に取り組みくださるようお願い申し上げます。

次に、八峰町戦没者追悼式が8月21日、峰栄館において行われました。式典には、遺族をはじめ来賓の方々など59名が出席され、先の大戦で犠牲となられた戦没者に哀悼の意を表したところであります。今年は戦後70年の節目の年であり、あの大戦の「悲惨さ」や「平和の尊さ」を身をもって実感できない方が大多数となりましたが、遺族の皆様をはじめ私たちは、大戦によってもたらされた数多くの教訓を風化させることなく、しっかりと次の世代に語り伝え、二度と戦争を起こしてはならないとの決意を新たにしたところであります。

次に、敬老式について申し上げます。

今年度は、初養老を迎えた方が128名、傘寿の方が109名、米寿の方が86名となっております。また、金婚夫婦も36組おられました。いずれも人生の節目を迎えられた方々であり、あらためてお祝いを申し上げますと共に、今後一層のご長寿をご祈念申し上げます。9月5日、峰栄館において開催された敬老式には、対象者のうち初養老の43名を含め113名が出席し、和やかな雰囲気のなかで行われました。また、会場内の一角に設けられた特設の撮影所では、節目の記念にと記念写真を撮られる方もおられたほか、式典終了後のアトラクションでは、琴修会の皆さんによる大正琴の演奏が披露され、楽しい時間を過ごしていただいたところです。

次に、夏場の観光客の動向について報告いたします。

7月16日に、岩館海浜プールで海開きを行っておりますが、海浜プールを利用された

方は、7月が前年に比べ40%減の6,700人、8月は持ち直し、前年に比べて21%増の2万1,600人となっており、2か月合計で、前年度とほぼ同数の2万8,300人となっております。大きな事故もなく、海水浴シーズンを終えることができたのも、警察や交通指導隊、防犯関係者の方々のご尽力のお陰であり、厚く感謝申し上げます。

御所の台キャンプ場利用者は、7月が前年に比べ40%減だったのが、8月には前年を上回り、結果、昨年とほぼ同数の2,160人となっております。また、ポンポコ山公園への来場者数は、6月から8月までの3か月間で、前年同様、1万1,000人が訪れており、家族や子ども連れの憩いの場として定着しております。

一方、7月24日・25日の大雨により、土砂崩れが発生し、町道白神二ツ森線をやむなく通行止めしましたが、8月4日の開通まで10日余りを要し、二ツ森観光に大きな影響が出ました。折しも、登山シーズンの時期と重なったこともあり、この間に予定されていた二ツ森登山ツアーなどが中止を余儀なくされ、7月にガイドを利用した登山者数は、前年に比べ15%減となっております。幸い、その後は天候にも恵まれ、登山者数は、6月から8月の3か月間で、前年に比べ20%の増となり、数多くの登山客から、世界自然遺産白神山地を満喫していただくことができました。今後も、世界遺産白神山地や、県立自然公園の滝の間・岩館海岸など、自然豊かな観光資源を生かしながら、誘客に努めてまいります。

8月15日には、八峰町の夏の風物詩である「第29回雄島花火大会」が、八峰町誕生10周年記念事業として中浜海岸で開催されました。当日は朝から雨が降り続き、関係者を心配させましたが、昼過ぎには雨も上がり、夕方からのオープニングセレモニー、子ども園児による八峰子ども太鼓、八中連と祭鼓連、峰神太鼓の皆さんによる太鼓演奏と続き、最後には昨年の2倍を超える約2,500発の花火が夏の夜空を彩りました。当日の観覧者数は、雨で人出が落ち込んだ昨年を大幅に上回り、2万2,000人を数えました。八峰町誕生10周年記念にふさわしく、打ち上げられた花火は見応え十分で、間近で見ることができるスターマインや海中花火、メッセージ花火などの多彩な演出が、会場を訪れた帰省客や観客を魅了しておりました。主催者の雄島花火実行委員会及び関係者各位に敬意を表するものであります。

8月22日には、ポンポコ山公園において、第11回ポンポコ山音楽祭が開催されました。 例年はアマチュアバンドを招いての音楽祭でしたが、今年は、八峰町誕生10周年を記念 して、県内外のアマチュアバンド7組に加え、コーラス白神、八中・峰中吹奏楽合同演 奏、三種町のヒーローショー、キッズダンス、スコップ三味線など、様々なジャンルから盛りだくさん演じられた音楽祭となりました。残念ながら昨年に引き続き雨で、思うように客足は伸びなかったものの、お客さんを巻き込んだ多彩な演奏が繰り広げられ、会場は終始熱気に包まれておりました。ポンポコ山音楽祭実行委員と関係者各位に敬意を表するものであります。

次に、町が産業振興条例に基づき指定した指定事業者の近況について報告いたします。

平成24年4月1日に指定した、日本白神水産株式会社は、現在、旧八森小学校の校舎とプレハブ1棟でアワビの陸上養殖を行っております。現在の従業員数は5人で、いずれも町内からの雇用となっております。これまで、韓国産アワビの稚貝を八峰町の海水で陸上養殖し、成長した活アワビの販売、アワビの加工品開発・販売を行ってまいりましたが、今年に入ってからは、北海道からもエゾアワビの稚貝を取り寄せており、更なる販売量の拡大を目指しております。また、陸上養殖が始まったことにより、2年前から、飲食店や宿泊施設などでその店オリジナルの「八峰白神アワビ認定グルメ料理」が1年中提供できるようになりました。今後、新たなアワビ料理の開発やPR活動を強化するなどして、売り上げの拡大を図ってまいります。

昨年7月14日に従業員35人体制で操業を開始したアキタクロージング株式会社は、業界トップの菅公学生服の協力工場として、ズボンを生産しておりますが、現在は従業員数もおよそ50人に増え、月間のズボン生産数も操業時およそ5,000本だったものが、現在は7,500本と大幅に増え、従業員数、生産量ともに順調に業績を伸ばしております。町内からも約半数の24人が雇用されており、町の誘致企業として雇用面で大きく貢献していただいております。会社では、今後もズボンの生産数を増やす予定としており、従業員を募集しておりますので、町としても労働力確保に協力してまいります。

続いて、昨年7月18日に操業を開始した、「王様の夢枕」シリーズを製造しているビーチ株式会社について報告いたします。操業前の従業員はパート9人という体制でしたが、現在従業員は20人。11人が正規従業員で、うち町内からの雇用が6人となっており、雇用確保、従業員の正規雇用化という面で大きく貢献していただいております。また、新商品の開発にも着手して、高齢者向けクッション「脱着式敷き布団」や「折りたたみ式枕」など数品目の製品化に成功しており、今後更に売り上げの増加が期待されております。

次に、消費生活相談体制の強化への取り組みについて報告いたします。

オレオレ詐欺や架空請求詐欺、還付金詐欺などの特殊詐欺や、催眠商法、送りつけ商 法などの悪質商法による被害が毎日のように報道されております。今年に入って、能代 山本地区でも被害の記事が新聞報道されておりますが、当町内でも不信な電話やワンク リック詐欺まがいの相談が数件寄せられ、被害を未然に防いでおります。これら特殊詐 欺や悪質商法に対処するため、国の補助金を活用し、相談に応じる消費生活相談員を雇 用し相談体制の強化に取り組むと共に、被害に遭わないための冊子を全戸に配布してお ります。これからも、町民が安心して暮らせる地域社会づくりを目指し、地域や関係者 と連携を深めながら、悪質商法などに遭わないよう取り組んでまいります。

次に、水稲の作柄概況について申し上げます。

東北農政局秋田地域センターは、8月15日現在の作柄概況を8月28日に発表しました。 秋田県は「やや良」となり、地域別でも県北、中央、県南とも「やや良」と見込まれています。今年の田植えの最盛期は、平年に比べて2日早い5月20日、出穂最盛期も平年に比べて2日早い8月2日となりました。田植え後の気温・日照時間が平年を上回って経過したことなどから、穂数は平年に比べて多いと見込まれています。穂数が増えた反面、一穂当たりのモミ数は少なくなりましたが、穂数と一穂当たりのモミ数を掛けた「全モミ数」は平年より「やや多い」と見込まれています。また、登熟は、全モミ数がやや多いことによる相反(そうはん)作用が見込まれるものの、出穂期以降天候に恵まれていることから「平年並み」と見込まれています。

次に、生薬の販売状況について申し上げます。

龍角散から購入希望のあった「カミツレ、キキョウ」については、町有農園での試験 栽培で種子を確保することができ、今春から農家栽培がスタートしました。カミツレは 6名が32 a で栽培し、キキョウは3名が42 a で栽培しております。カミツレについては、 5月25日から7月22日まで収穫作業が行われ、天日乾燥された製品は52.5 k g となりま した。この乾燥品は、龍角散から検査や加工などを依頼された株式会社ウチダ和漢薬新 潟工場に出荷され、8月上旬に販売代金が龍角散より振込みされました。販売単価は「原 料代及び奨励金」の名目で、1 k g 当たり3万円、総額157万5,000円となり、農家の方 も喜んでおります。今年度の栽培結果などを十分検討した上で、次年度に活かしていき たいと考えております。

次に、経営所得安定対策の申請状況について申し上げます。

農業再生協議会では、6月上旬に町内各集落を巡回し交付申請書を受け付け、6月末

に国に書類を提出しました。申請農家は、飯米農家を除く販売農家で、昨年より38戸少ない518戸が申請しました。申請農家の主食用水稲作付面積は、昨年より16ha少ない999haで、10a当たり7,500円交付される「米の直接支払い交付金」は、総額7,490万円余り交付される見込みであります。また、「水田活用の直接支払い交付金」の対象となる転作作物については、前期が6月22日から7月17日まで、後期が8月20日から27日までの日程で作付け状況や面積を確認したところです。主な作付面積については、ソバが270ha、大豆194ha、長ネギやミョウガ、枝豆などの野菜が37ha、地力増進作物32ha、備蓄米84haなどとなっております。これらについて、出荷数量に応じて交付金が支払われることになっております。

次に、7月24日から25日に発生した豪雨による災害の被害状況について申し上げます。

まず、農業関係では、水田の法面が崩落した農地災害が4箇所、用水路や農道の法面等が決壊した農業施設災害が9箇所発生し、被害額は約2,000万円となっております。農作物については、川沿いを中心に水稲など約80haが冠水する被害がありました。そのうち、土砂流入、埋没によって収穫不能となった大豆やソバ、水稲が合わせて5haあり、被害額は125万円となっています。林道関係では、最も被害額の大きかった峰浜線で法面崩落が3箇所発生したほか、泊沢線や水の目線、水沢山線など合わせて14路線で路面洗掘や路肩決壊、法面崩落、土砂流出などの被害があり、被害総額は約9,000万円となっております。特に、林道峰浜線の崩落箇所と農業施設の岩子用水路崩落箇所については、国庫補助事業による災害復旧工事に申請すべく設計書作成など準備を進めているところであります。

町道関係については、町道真瀬線及びそれに続く白神二ツ森線において、土砂崩れ等が予想されたことから、安全を期し25日の午前9時にぶなっこランドから全面通行止めしました。その後の調査により、真瀬線には支障がなかったものの、白神二ツ森線で大規模な法面崩落が2箇所のほか、小規模崩落が6箇所という被災状況でした。町では道路に堆積した土砂の除去を行い、早期に通行止めを解除すべく対処し、8月3日をもって作業を完了し、安全確認の上、同日午後5時に全面通行止めを解除したところであります。今後とも随時パトロールを実施し、通行の安全を図ってまいります。

河川関係については、町管理河川においては、現時点までの調査の結果、7河川に河 岸決壊や河床洗掘の被害が見られました。また、氾濫し多大な被害を出した県の管理河 川の塙川や避難勧告をいち早く出した真瀬川については、危険箇所を実地調査の上、河 床の浚渫や改修の要望を県に提出したいと考えております。本定例会に災害関係予算を 計上しておりますので、宜しくお願いいたします。

次に、八峰町小学校及び中学校統合協議会の協議内容について報告いたします。

6月23日に9回目の協議会を開催して、「校歌」「中学校の制服」「校章」「改修工事」等について協議しております。

校歌については、詩の内容等に再考の意見がありましたが、最終的には教育委員会が 作詞者及び作曲者と変更等含め協議を行いながら進めて良いということになりました。 10月には新小中学校の校歌ができ上がる予定となっております。

中学校の制服については、アンケート結果の報告があり、男子は冬用制服が詰め襟、 夏用制服が開襟シャツ、女子は冬用制服がセーラータイプの希望が多く、その方向で決 めたいということでありました。女子の夏用制服については、夏用セーラー服と開襟シャ ツの希望がほぼ同じで、現在、八森中、峰浜中で使用している開襟シャツとワイシャツ に夏用セーラー服のそれぞれの価格を示し、再度アンケート調査を実施して、その結果 を参考に制服選定委員会で検討しながら決定することとしているとの報告がありました。 また、その際にセーラー服のデザインについても意見を募る予定としております。

校章については、一部変更を求められていましたので、変更したものを提示し、承認 されております。

改修工事については、概要を説明し承認をいただきました。

なお、峰浜中学校校庭の石碑の移設場所等については、事務局に一任させていただく ということで承認をいただいております。

8月31日には10回目の統合協議会分科会を開催してスクールバスの運行について、話合いを行っております。事務局から、現在運行されているものに小学校では塙川小学校区の児童を、中学校では八森中学校区の生徒を加えた運行案を示し、おおむね了承をいただいたところであります。この後、乗降時刻など細かなところを提示し、委員の皆様にも実際にバスに乗っていただきながらより良い運行ができるよう努めてまいります。

次に、中学校のクラブ活動について申し上げます。

7月18日から20日にかけて行われた秋田県中学校総合体育大会には、郡予選を勝ち抜いた峰浜中学校陸上部、ソフトテニス部、八森中学校陸上部が出場しました。結果として上位大会への出場は叶いませんでしたが、自己新記録を出すなど生徒たちは精いっぱいの活躍を見せてくれました。県大会へ出場した生徒はもちろん、全ての運動部、吹奏

楽部を含めて目標に向かって打ち込んだ生徒たちは、「全力で努力することの素晴らし さ」を学んだところであります。

次に、全国学力・学習状況調査について申し上げます。

平成19年度から実施され8回目を迎えた全国学力・学習状況調査、いわゆる全国学力テストの27年度の結果について去る8月25日公表され、秋田県は、今年度も小学6年生・中学3年生とも「大変良好な状況にある」とのことでした。当町の状況を申し上げますと、これまで小学6年生については過去7回とも大変良好な結果でありましたが、今年度の結果は全国平均はクリアしているものの、トップクラスの秋田県平均には僅かではありますが届きませんでした。学校別に見た場合、国語・算数両教科とも、活用・応用を問うB問題で全国平均に届かない学校がありました。この結果をしっかり分析し、明らかになった課題を授業の中で重点的に取り組み、指導方法を工夫して定着を図るなど、具体的な対策を積み重ね、更には教員免許を持っている特別支援教育支援員の有効活用も併せて検討していくことを教育委員会と学校とで話合っております。

中学3年生につきましては、学校別に見た場合は多少の違いがありますが、全国・秋田県の平均をクリアしております。この結果に甘んずることなく、今後の授業改善や学力向上の手立て等に活かしてまいります。また、あわせて実施した学習状況調査の結果では、家庭での復習など学習時間の少なさが小・中学生とも共通した課題であります。今後、学校での指導の強化、PTAの会合等で、保護者の皆様に家庭学習の習慣化への理解と協力を呼びかけていくこととしております。

次に、9月3日実施された第66回能代市山本郡英語暗唱・弁論大会についてですが、 出場した八森・峰浜両中学校の生徒が各部門において大いに活躍され、特に、弁論の部 では、八森中学校の菊地愛菜(あいな)さんが見事1位となり、9月15日の県大会に出 場することになりました。県大会での活躍を大いに期待しております。

次に、成人式について申し上げます。

昨年、対象者の年齢を1歳引き上げ、全員が満20歳を迎えてから行うことにしたため、2年ぶりの成人式の開催となりました。対象者は76名で、このうち67名が出席しました。私から、「若いエネルギーと柔軟な発想力を町の未来に活かしてほしい。」と訴えたところ、新成人の男女代表者からそれぞれ大人としての自覚と、ふるさとへ貢献する旨の力強い誓いの言葉が述べられました。今回の成人式の開催にあたり、企画や運営等でご尽力いただきました成人式実行委員会の皆様に感謝を申し上げる次第であります。

次に、八峰町誕生10周年記念事業「第10回八峰町民野球大会」について報告いたします。8月2日と8月9日の2日間にわたって行われた大会には、昨年より1チーム多い22チームが参加し、猛暑にも負けずに、それぞれのチームカラーで野球を楽しんでいました。好プレーが続出する中、優勝には目名潟ヤンキーズ、準優勝には八森第1チームが輝きました。また、八峰町誕生10周年を記念して行われたホームラン競争では、1位に八森第1チーム、2位に石川Aチーム、3位にカッチキ台ベースボールクラブが輝きました。

次に、スポーツ少年団について報告いたします。

高円宮杯第35回全日本学童軟式野球秋田県大会で準優勝に輝いた八森ブルーウエーブは、8月15日・16日の両日、福島県相馬市で開催された第19回東北少年・学童野球大会に出場し、決勝で昨年度優勝の福島県代表の相馬東部スポーツ少年団に2対6で敗れたものの見事準優勝を飾りました。また、第46回県小学校クラブ野球大会郡予選大会で準優勝に輝いた水沢野球スポーツ少年団は、8月8日に開催された第32回読売全県さわやか選抜野球大会に出場し、1回戦で外旭川野球スポーツ少年団と対戦して惜しくも1対3で敗れました。両チームの健闘を称えると共に、地域に元気と希望を与えてくれたことに感謝を申し上げます。また、会場に応援に駆けつけていただいた多くの町民の皆様にもお礼を申し上げます。

それでは、本定例会に提出しております議案の概要についてご説明いたします。

議案第68号、専決処分事項の報告については、平成27年度八峰町一般会計補正予算(第3号)の専決処分報告で、1,964万4,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を68億9,283万3,000円とするもので、7月24日から25日にかけての豪雨による農林業施設と公共土木施設の災害復旧に係る経費の追加となっております。

議案第69号、八峰町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用などに関する法律の公布により、特定個人情報に関する規定を追加するために改正するものであります。

議案第70号、八峰町手数料条例の一部を改正する条例制定についても、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の公布により、通知カード及び個人番号カードの再交付に係る手数料等を改正するものです。

議案第71号、八峰町議会の議決に付すべき事件に関する条例制定については、定住自立圏形成協定の締結等について議会の議決に付すべき事件として規定するため、条例制

定するものであります。

議案第72号、八峰町と秋田県との間の行政不服審査会の事務の委託については、行政 不服審査法の改正に伴い、設置しなければならない機関に関する事務を秋田県に委託す るため、規約の議決を求めるものであります。

議案第73号、八峰町過疎地域自立促進計画の一部変更については、同計画に新たに事業を追加するため、計画の一部を変更するものであります。

議案第74号、町道路線の変更については、八森地区観海浄水場が供用開始されたため、 町道八小線を延長し、終点及び幅員を変更するものであります。

議案第75号、土地の取得については、町道松原1号線改良拡幅及び小学校用駐車場建設用地として土地を取得するものであります。

議案第76号、平成27年度八峰町一般会計補正予算(第4号)は、4億2,356万2,000円 を追加して、歳入歳出予算の総額を73億1,639万5,000円とするもので、歳出の主なもの は、八峰町誕生10周年記念特別番組制作委託料、定住推進用空き家改修工事費、個人番 号制度に伴うネットワーク機器整備関係経費、振興作物生産取組支援事業費補助金、県 単局所防災事業費、町道維持管理経費、農地農業用施設及び林業施設の災害復旧事業費、 公共土木施設災害復旧事業費、財政調整基金積立金の追加となっております。

議案第77号、平成27年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)は、1,245万8,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を12億9,402万2,000円とするもので、退職被保険者等療養給付費及び高額療養費や後期高齢者支援金などの追加であります。

議案第78号、平成27年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)は、2,424 万円を追加して、歳入歳出予算の総額を12億1,798万円とするもので、地域密着型介護予 防サービス給付費、償還金、一般会計繰出金などの追加であります。

議案第79号、平成27年度八峰町沢目財産区特別会計補正予算(第1号)は、509万3,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を1,334万5,000円とするもので、土地貸付収入や立木売払収入に伴う関係地区交付金の追加であります。

議案第80号、平成27年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)は、1,206万4,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を4億3,593万9,000円とするもので、簡易水道積立金と水道施設の土砂除去清掃手数料の追加であります。

議案第81号、平成27年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、963万1,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を3億3,322万1,000円とするもので、一般会

計への繰出金の追加であります。

議案第82号、平成27年度八峰町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)は、60万5,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を9,001万3,000円とするもので、一般会計への繰出金の追加であります。

議案第83号、平成27年度八峰町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)は、491万5,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を6,638万8,000円とするもので、一般会計への繰出金と岩館地区施設管理費の追加であります。

議案第84号、平成27年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計補正予算(第1号)は、109万1,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を473万円とするもので、一般会計への繰出金の追加であります。

議案第85号、平成27年度八峰町営診療所特別会計補正予算(第2号)は、16万2,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を7,614万5,000円とするもので、患者輸送バスの冬タイヤ購入費の追加であります。

議案第86号、平成26年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定については、平成26年度一般会計決算を認定していただくものであります。

議案第87号から議案第96号までの各案件は、平成26年度各特別会計決算を認定していただくものであります。

報告第4号は、平成26年度決算に基づく財政の健全化判断比率及び資金不足比率の報告であります。

報告第5号は、平成26年度八峰町営簡易水道事業特別会計の継続費精算報告であります。

以上、本定例会でご審議いただく議案は29議案で、報告件数は2件であります。

詳細については各議案の提案の際に説明させますので、宜しくご審議の上、適切なご 決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長(芦崎達美君) 日程第4、議案第68号、専決処分事項の報告について(平成27年 度八峰町一般会計補正予算(第3号))を議題とします。

当局の説明を求めます。はい、伊藤副町長。

○副町長(伊藤 進君) おはようございます。それでは、私の方から議案第68号についてご説明申し上げます。

専決処分事項の報告について。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成27年度八峰町一般会計補正予算(第3号) を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認 を求めるものである。

平成27年9月9日提出

八峰町長 加藤和夫

その次の、専決処分第7号。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成27年7月30日

八峰町長 加 藤 和 夫

一般会計補正予算の専決でありますけれども、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,964万4,000円を追加して、歳入歳出予算の総額をそれぞれ68億9,283万3,000円とするものであります。

これにつきましては、今ただいま町長の行政報告にありましたように、7月24日・25日に発生いたしました豪雨災害に伴って、どうしても専決で処分しなければならないものを専決処分したものであります。

それでは、歳入の方をご覧ください。6ページであります。

補正財源でありますけれども、19款1項1目繰越金1,964万4,000円、これは前年度繰越金をあてるものでございます。

それから歳出ですが、その次の9ページご覧ください。

11款 1 項 1 目農地農業用施設災害復旧費131万8,000円の追加であります。これは委託料、測量設計業務委託料ということで、これも今、行政報告にありましたように、岩子地区の用水路崩落に伴う査定設計分でございます。これの査定につきましては、10月の7日から8日を予定しております。

それから、その次の2目の林業施設災害復旧費ですが、633万6,000円の補正であります。これにつきましては、林道峰浜線の査定設計の分であります。大体事業費7,000万円ぐらいを想定しております。これの査定につきましては、10月の14日から16日を予定しております。

それから、11款2款1目公共土木施設災害復旧費、1,199万円の補正でありますが、内

訳につきましては、12目の役務費248万6,000円。これらは町道白神二ツ森線、それから大助川、白瀑川をはじめとする河川の作業員の派遣手数料でございます。それから13節の委託料、測量設計業務委託料ですが、これも災害の査定設計分で、白神二ツ森線、それから、夏井沢川・石川川の2河川の分の委託料でございます。これの査定につきましては、10月8日から9日を予定しております。それから、使用料及び賃借料ということで自動車等と書いておりますが、これは災害復旧に伴う重機借上げ分468万3,000円であります。それから原材料132万1,000円につきましては、これも災害復旧に伴う原材料分ということで、土嚢分、砕石分、かごマット分等でございます。

どうかひとつ宜しくお願いします。

- ○議長(芦崎達美君) これより議案第68号について質疑を行います。質疑ありませんか。 (「なし」と呼ぶ者あり)
- ○議長(芦崎達美君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第68号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって、議案第68号は原案のとおり承認されました。

日程第5、議案第69号、八峰町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について を議題とします。

当局の説明を求めます。はい、田村総務課長。

○総務課長(田村 正君) それでは、議案第69号、八峰町個人情報保護条例の一部を改 正する条例制定についてご説明いたします。

八峰町個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

平成27年9月9日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用

等に関する法律の公布により、特定個人情報に関する規定を追加するため改正するもの でございます。

次のページをご覧になってください。

八峰町個人情報保護条例の一部を改正する条例ということで改正文を記載しておりますが、本日配付してございます総務課資料、これに基づいて説明させていただきたいと思いますので、ご覧になっていただきたいと思います。

まず、改正理由でございますけれども、いわゆる番号法この制定に伴いまして、住民票を有する全ての国民に個人番号が指定されることになりました。個人番号は、八峰町個人情報保護条例上の個人情報に該当します。番号法では、個人番号をその内容に含む個人情報、これを特定個人情報と言いますけれども、特定個人情報は従来の個人情報よりも更に厳格な保護措置を講じることとされていることから、番号法で規定されている趣旨に沿った条例改正が必要になったものでございます。

改正の内容でございます。

まず1つ目、目次でございますが、章の追加でございます。

第3章の次に、「第3章の2 特定個人情報に関する特則」というのを追加するということでございます。

それから、第16条第1項及び第2項の改正ですが、説明のところでございます。現在の規定では、自己に関する個人情報の開示を請求された場合、開示するかしないかなどの決定を15日以内にしなければならないことになっております。特定個人情報という重要な情報が含まれている場合、判断を慎重に検討しなければならない場合もあることを考慮して、決定期間を30日以内に増やすものでございます。延長する場合も「15日」から「30日」に増やすというふうな改正でございます。

第21条の改正は、中止の請求という見出しを停止の請求に改め、条文中の「中止」を「利用の停止」または「提供の停止」に改めるもので、個人情報保護法及び番号法で使用している字句に合わせるための改正でございます。

それから、第23条第2項及び第24条の改正は、個人情報保護法で使用している字句に合わせるため、ここでは法律では中止を停止というふうに使用してございますので、それに合わせて「中止」を「停止」に改正するというものでございます。

それから、第25条の2、これは新たに追加するものでございます。用語の定義をする ものでございます。 次のページをご覧になってください。説明欄のところでご説明いたします。

番号法が制定されたことによりまして、特定個人情報などの用語を条例中に規定しなければならないということで規定するものでございます。1、2、3、4つ規定してございます。例えば、本人につきましては、「個人番号によって識別される特定の個人」というふうな規定を条例中に規定するということでございます。4つ規定すると。特定個人情報、それから情報提供等記録、それから保有特定個人情報とはこういうものだということを規定するということでございます。

それから、第25条の3、これも新たに追加するものでございますが、利用の制限ということで、第1項では、条例第5条で特別の場合に個人情報を目的外利用できることを規定しておりますが、特定個人情報につきましては、番号法の規定に従って、人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合にのみ目的外利用ができると限定するものでございます。第2項につきましては番号法の規定と同様に、情報提供等記録につきましては目的外利用はできないということを規定するものでございます。

第25条の4、これも新たに追加するものでございます。提供の制限ということで、前条と同様に、条例第5条に規定している個人情報の目的外の提供を特定個人情報の場合は、番号法第19条の規定に該当する場合にのみ提供できるものとするものです。それ以外の場合は提供できないというふうな規定でございます。次のページをご覧になってください。番号法第19条というのは、人の生命・身体または財産の保護のために必要な場合など14項目の規定がされてございます。

それから第25条の5、新たに追加するものでございます。任意代理人による開示請求 ということで、本人の委任があれば任意の代理人も特定個人情報の開示請求ができると 規定するものでございます。これは、番号法第29条で任意代理人の開示請求を認める規 定になっておりますので、同様の規定をするということでございます。

それから第25条の6、これも新たに追加するものでございます。任意代理人による訂正請求ということで、本人の委任があれば任意の代理人も特定個人情報に誤りがある場合は、特定個人情報の訂正の請求ができるものと規定するものでございます。これも前条と同様に、番号法第29条で任意代理人の訂正請求を認める規定となっておりますので、そのように規定するものでございます。

第25条の7、これも新たに追加するものでございます。訂正決定に基づく訂正の実施 をした場合における通知先ということでございますが、特定個人情報の訂正請求に基づ いて訂正した場合、総務大臣番号法第19条に規定している情報照会者または情報提供者 に訂正になった内容を書面で通知しなければならないと規定するもので、これは当然訂 正になれば通知をしなければならないということの規定でございます。

それから第25条の8、新たに追加するものでございます。利用停止請求の事由等を定めるものでございます。次のページをご覧になってください。説明欄でございますが、第1項は、特定個人情報の利用の停止、または提供の停止を請求できる事由を規定することでございます。

第1号(1)のところですけれども、利用の停止をできる場合をアからオの5つ規定するということでございます。例えば、アでは、町の機関により適法に取得されたものでないときは、利用の停止または提供の停止を請求できるよというふうな規定でございます。第2号につきましては、提供の停止を請求できるという場合でございまして、目的外の情報提供を禁止している第25条の4の規定に違反して提供されているときは、提供の停止を請求できるというものでございます。

第2項は、目的外利用している場合、本人の委任による代理人も利用の停止を請求することができるということを規定するものです。

第3項は、誰でも情報提供等記録の利用の停止を請求することができない旨を規定するもので、これは番号法第30条の規定によるものでして、一切認めないということになっておりますので、そのように規定するものでございます。

それから第25条の9でございます。これも新たに追加するものでございます。適用除外ということで、条例第31条第1項で個人情報の開示方法が他の法律や条例で定められている場合は、他の法律や条例を優先させることになっております。しかしながら、特定個人情報の開示につきましては、情報提供等記録開示システムで特定個人情報を自動的に開示することになっております。他の法令による開示よりも利便性が高いため、番号法の規定による開示を優先させることになっております。これは番号法の第29条と第30条に規定されてございます。これに合わせて、町でも町の機関が保有する特定個人情報の開示については条例を優先するということの規定でございます。

附則ですが、この条例は平成27年10月5日から施行するということで、これは通知カードが10月5日から交付が始まりますので、この日に合わせて施行するというものでございます。

あと、5ページ以降はこの8ページまで新旧対照表でございますのでご覧になってい

ただければよろしいかと思います。

以上で説明を終わります。宜しくお願いいたします。

- ○議長(芦崎達美君) これより議案第69号について質疑を行います。質疑ありませんか。 6番柴田議員。
- ○6番(柴田正高君) 2、3お尋ねいたします。

このマイナンバー制度が導入されると、町に負わされる負担というのはどのようなものなのか。また、金額的にはどの程度要するものなのか。

それから、この個人番号というのは、本人の申請によって町が交付すると第17条の第 1項に定まっているんですが、寝たきりだとか、本人が申請できないような場合も想定 されるわけですけれども、そうすると個人番号を提示できない人も出てくると思うんで すが、代理人でもいいのかどうか、そこら付近教えてください。

- ○議長(芦崎達美君) ただいまの6番議員の質問に対し、答弁を求めます。はい、田村 総務課長。
- ○総務課長(田村 正君) まず1点目の、町の負担はということでございますが、町では個人番号を取扱うという重要な事務が発生しますので、その取扱いを非常に慎重にしなければいけないということの負担がまず一番だと思います。法律で定められているもの以外には使用できない、または法律で定められていないものには提供できないということなので、非常に慎重な取扱いが必要になるということと、もちろん今までどおり個人情報なのでその個人情報を他に漏らすというふうなことが、更に慎重を必要になるということだと思います。

それから、経費に関しましては、機器のいわゆるインターネットを使ってですか、システム上に入っていくための機器が必要になります。それから個人番号カードを交付する際の必要経費が出てきます。今回補正予算の方にその補正をいたしておりますので、そこで確認していただきたいと思います。

それから、個人番号カードの件ですが、本人の申請でないと個人番号カードは交付されないと。これは任意のカードでございます。必ずしも申請しなければならないわけではなくて、国としては申請してほしいということは申しておりますけれども、ただ、寝たきりの方の場合、当然申請できないということになります。というのは、本人の意思があればよろしいんでしょうけれども、本人の意思を確認できない場合は、どうしても交付はできないことになります。本人の意思が確認できる場合、例えば代理人の方が申

請すると、それは本人の要するに委任状、ちゃんとしたものがあれば可能かと思います。 ただ、申請するのはいいですけれども、もちろん本人の所に届くような申請に当然なる わけですけれども、それをいかに確認するかということについては、なかなか難しいも のがあると思います。例えば、申請する書類というのは各世帯に送付されていきますの で、ただカード申請するのはいいんだけれども、使用する場合に本人であればいいわけ でありますので、申請は代理人でも本人の意思が確認されればいいかと思います。

以上です。

- ○議長(芦崎達美君) ほかに質疑ありませんか。7番皆川鉄也君。
- ○7番(皆川鉄也君) このたびの条例改正は個人情報の保護条例の改正ということでありますけれども、一言でマイナンバーとか番号法とかと軽くは言いますけれども、なかなかこの制度そのものが、前回の全協でお話ししたように、なかなか一般の町民の方々には理解しづらい部分が多いのではないかなという具合に思います。町民の方々に、この制度をどのように詳しく周知徹底を図っていくのか、これが一番の大切なところじゃないかなという具合に思うんですが、どういったことが考えられますでしょうか。町で考えておる手立てを教えていただければと思います。
- ○議長(芦崎達美君) ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。はい、田村 総務課長。
- ○総務課長(田村 正君) 皆川議員が言うとおり、なかなかこの分かりづらいと言いますかね、番号制、常に国でも広報しているんですけれども、改正がたびたび行われたりしているものですから、なかなか本当のところが分からないという方もたくさんおるかと思います。国の方でも各家々に世帯に広報のチラシなんかも配布しているようでございますけれども、町としては、8月号の広報から、まず毎月項目を絞った形でできればいいかなと思っていますけれども、それで毎月広報していこうというふうなことで今やっています。9月号にも載せると。10月号にもということで、毎月まずお知らせをしていこうかなということで、実際に使用される平成28年の1月までにちゃんと分かるように周知したいなと思っています。あとは、職員間でもこの問題については非常に微妙な問題があるので、職員の研修を町内で行いたいなというふうに考えております。

あと、新聞報道にもありましたとおり、高齢者の施設の方々は住所がそこの施設にない方もおりますので、その場合、通知カードが高齢者の入所施設に送られないで住所地に送られてしまうものですから、その辺のところを施設の方に送ってもらえるようにで

きるので、希望する方は町の方にその申請をしていただければ施設の方に郵送できるというふうなことを該当する高齢者の施設の方には職員が出向いて説明しております。 以上でございます。

- ○議長(芦崎達美君) ほかに質疑ありませんか。7番皆川鉄也君。
- ○7番(皆川鉄也君) 大変いろいろな手立てを考えてくれているようでありますので結構なことでありますけれども、その際、やはりここに私どもに説明するようにいろんな第何条何項どうこうというようなことでやられますと、全然分からなくなってしまうわけでありますので、簡略に分かりやすい八峰町独自のやり方を総務課長中心にしながら考えていただいて、町民の皆さんがその広報なり、そういった情報を理解できるような、そういった資料を是非配布願えればありがたいなあという具合に思いますので、答弁はいりませんので、そこら付近十分考慮しながらやっていただければありがたいなという具合に思いますので宜しくお願いを申し上げます。

以上であります。

- ○議長(芦崎達美君) ほかに質疑ありませんか。6番柴田正高君。
- ○6番(柴田正高君) 何回もすみません。

この前の全協でマイナンバー制度の資料をいただいて、そこの7ページに罰則の強化ということあって、今課長も説明してありますけれども、漏らした方には4年以下の懲役または200万円以下の罰金の過料を科せられると、こういうことになっているんですが、せば漏らされた人、利用された人にはどのような補償があるんでしょうか。漏らした人の罰則はここに載っているんですが、それを利用された人・悪用された人に対する補償面とかというのはどうなっているんでしょうかね。

- ○議長(芦崎達美君) ただいまの6番議員の質問に対し、答弁を求めます。はい、田村 総務課長。
- ○総務課長(田村 正君) 漏らした方には罰則があると。漏らされた方はどうなるかということであれば、当然損害が発生した場合は損害賠償を請求すれば、それはここでは決められないでしょうけれども、裁判とかでそういうふうなことになるんじゃないかと私は思います。ただ、私どもの方で、まず、私どもの職員に限っていった場合は、町でその分をどういうふうに損害賠償するかというふうなことも考えなければいけないことがあるだろうと思います。なので、まず漏らさないように徹底したいと思います。
- ○議長(芦崎達美君) ほかに質疑ありませんか。8番嶋津宣美君。

- ○8番(嶋津宣美君) 今回の個人情報のやつは過去の住基カードというそれに代わるだけでなくて、世の中の流れが平成28年から、例えば会社からの給与がどのぐらい入っているとか、あるいは隠れてアルバイトしていてもそこからも情報が出てくると、何番の人は年間どのぐらい稼いでいる、あるいは税金何ぼ納めていると、こういうことが一発で分かるような仕組みになると思うんですけれども、そういう解釈でいいですか。
- ○議長(芦崎達美君) ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。はい、田村 総務課長。
- ○総務課長(田村 正君) 全ての情報が一発で一気に漏れると。漏れた場合のことですけれどもそういうことではなくて、例えば所得、税関係については税務署の関係が保存しています。それから年金関係については年金の所ということで、例えばどこか1つでも漏れたとしても、ほかのところの情報は漏れないというふうな国の答弁でございます。そういうことで、全て一元的に管理しているというわけではないようです。
- ○議長(芦崎達美君) よろしいですか。
- ○8番(嶋津宣美君) はい。
- ○議長(芦崎達美君) ほかに質疑ありませんか。10番山本優人君。
- ○10番(山本優人君) 柴田さんの質問にもあったんですが、情報の管理部署が町内で やるのか、外注で管理してもらうのか、その辺をはっきり聞きたいと思いますが。
- ○議長(芦崎達美君) ただいまの質問に対し、答弁を求めます。はい、田村総務課長。
- ○総務課長(田村 正君) その情報をどこで管理するのかということですけれども、法律で決められている部署で管理することになります。町は、町が利用した部分を管理すると。それは町で独自に使う部分については町で管理しますが、まだそこまでは町ではいっていません。まず最初は、国の方の利用ということなので、国の方で管理するということになります。扱いはもちろん職員も扱うわけですけれども、それは法律に従ってやっていくということになりますので、管理は今のところは国ということになります。

外注するのかということですけれども、法律で地方公共団体何とか機構という長たらしい名前の機構でここが大元締めになっていますので、そこに委託するということであれば、委託になるかもしれません。なので、町で管理するのではなくて、それは全国で一斉に委託する所なので、これもちゃんと法律で定められたこの情報を取扱う、それからマイナンバーを生成する機関なので、そこに全国の市町村が委託するということで、委託となれば委託になります。

○議長(芦崎達美君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第69号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって、議案第69号は原案のとおり可 決されました。

休憩いたします。再開は11時20分より再開いたします。

午前11時15分休憩

.....

午前11時21分 再 開

○議長(芦崎達美君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第6、議案第70号、八峰町手数料条例の一部を改正する条例制定についてを議題 とします。

当局の説明を求めます。はい、田村総務課長。

○総務課長(田村 正君) それでは、議案第70号をご説明いたします。

八峰町手数料条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

八峰町手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。 平成27年9月9日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由でございますけれども、先ほどと同じように、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の公布により、通知カード及び個人番号カードの再交付に係る手数料等を定めるために改正するものでございます。

次のページをご覧になってください。

八峰町手数料条例の一部を改正する条例ということでございます。

改正の内容は、別表中に「個人番号通知カードの再交付」と「個人番号カードの再交

付」を追加して、「住民基本台帳カードの交付を廃止する」という改正でございます。 個人番号の通知カードの再交付に係る手数料は500円、個人番号カードの再交付に係る手数料は1件につき800円というふうな金額を定めるものでございます。

それから附則の方ですけれども、この条例は平成27年10月5日から施行するということでございますけれども、これは通知カードが10月5日から交付されるということから、10月5日から施行するということでございます。

それからもう一つ、個人番号カードの再交付に係る部分は、平成28年1月1日から個人番号が交付されることになります。したがって、その部分につきましては平成28年の1月1日から施行するものであります。

それから、住民基本台帳カードの交付の廃止に係る部分につきましては、平成28年1月1日から住民基本台帳カードの交付を行わないことになっていることから、平成28年1月1日から施行するということでございます。

以上でございますので、宜しくお願いいたします。

- ○議長(芦崎達美君) これより議案第70号について質疑を行います。質疑ありませんか。 4番須藤正人君
- ○4番(須藤正人君) マイナンバーカードの交付手続きを必ずしなければならないのか、 お伺いします。
- ○議長(芦崎達美君) ただいまの質問に対し、答弁を求めます。はい、田村総務課長。
- ○総務課長(田村 正君) 結論は任意でございます。
- ○議長(芦崎達美君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第70号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって、議案第70号は原案のとおり可 決されました。 日程第7、議案第71号、八峰町議会の議決に付すべき事件に関する条例制定について を議題とします。

当局の説明を求めます。はい、須藤企画財政課長。

○須藤企画財政課長(須藤徳雄君) 議案第71号、八峰町議会の議決に付すべき事件に関 する条例制定についてをご説明いたします

八峰町議会の議決に付すべき事件に関する条例を別紙のとおり制定しようとするもの でございます。

平成27年9月9日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由であります。

定住自立圏形成協定の締結等について、地方自治法第96条第2項に規定する議会の議決に付すべき事件として規定するため、条例制定するものでございます。

定住自立圏構想につきましては、現在能代・山本地域における年度内の定住自立圏の 形成に向けて今、能代市、三種町、藤里町と協議を進めております。定住自立圏構想の この締結につきましては議会の議決が必要になるということで、今回その根拠条例とな るものを制定しようとするものでございます。

次のページお願いいたします。

八峰町議会の議決に付すべき事件に関する条例。

第1条でございます。この条例は、地方自治法第96条第2項の規定に基づき、議会の 議決に付すべき事件を定めるものとする。

第2条、議会の議決に付すべき事件は、定住自立圏形成協定の締結、変更または廃止 とする。

附則として、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上、宜しくお願いをいたします。

○議長(芦崎達美君) これより議案第71号について、質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第71号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって、議案第71号は原案のとおり可 決されました。

日程議8、議案第72号、八峰町と秋田県との間の行政不服審査会の事務の委託についてを議題とします。

当局の説明を求めます。はい、田村総務課長。

○総務課長(田村 正君) 議案第72号、八峰町と秋田県との間の行政不服審査会の事務 の委託についてご説明いたします。

地方自治法第252条の14第1項の規定により、行政不服審査会に関する事務を秋田県に 委託することについて、別紙規約をもって協議するため、同条第3項の規定により、議 会の議決を求めるものでございます。

平成27年9月9日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由でございますが、行政不服審査法第81条第1項の機関、行政不服審査会のことですが、に同法の規定によりその権限に属された事項に関する事務を秋田県に委託するというものでございまして、委託の理由でございますけれども、行政不服審査法が改正されまして、町が行った許認可の取消処分などの処分に対して、不服申立ての審査請求が出され、その審査請求に対する審査審議を経て、採決書、決定書を提出する場合、提出する前に、外部の第三者機関いわゆる行政不服審査会に諮問しなければならなくなったということであります。行政不服審査会の委員は、弁護士や法律または行政に関して優れた識見を有するものでなければならず、人員確保や経費を考慮して、現在のところ秋田市を除く県内の市町村全部、一部事務組合も加入する予定でございますが、秋田県に行政不服審査会の事務を委託するということで、委託に係る規約を議決していただくということでございます。

次のページをご覧になってください。

規約の内容でございますが、第1条は、委託事務の範囲ということで、ここは要約すれば八峰町は行政不服審査会に関する事務を秋田県に委託するというところを規定して

おります。

第2条は、経費の支弁ということで、委託した事務に係る経費は当然八峰町が負担すると。第2項は、審査件数によって負担金が変わってくる場合もあります。その部分につきましては、精算払いにするということを規定しております。

第3条の決算の場合の措置ということで、これは県が決算の要領を公表した時は、町 の方に委託に関する部分を町に通知してくださいとするものだとすることです。

第4条、条例等の制定改廃の場合の措置ということで、県が行政不服審査会に関する 条例、規則等を制定し、または改廃した時はこれを書面で町の方に通知するものでござ います。

第5条は、その他必要な事項ということで、この規約に定めるもののほか、委託事務 の管理及び執行に関し、必要な事項は県と町とが協議して別に定めるものとするという ことでございます。

この規約は、行政不服審査法の施行の日から施行するということでございますが、法律が公布になってからまだ施行日が決まっていないということですが、来年平成28年4月1日を予定しているようであります。そのために準備を進めるということでございます。

以上で説明を終わります。宜しくお願いいたします。

- ○議長(芦崎達美君) これより議案第72号について質疑を行います。質疑ありませんか。 10番山本優人君。
- ○10番(山本優人君) この審査会の申請は、町にまず異議があった場合に、町に出してそれが県の方にいくのか。

それと、その対象というのが全部選挙違反の不服もあれば、税法の不服もあれば、それら全部が委託になるということことなのか、その辺教えてください。

- ○議長(芦崎達美君) ただいまの質問に対し、答弁を求めます、はい、田村総務課長。
- ○総務課長(田村 正君) まず1点目の不服申立てはどういう流れかという感じなんですけれども、町がした行政処分に対する不服申立てなので、町の方に不服申立てをするということになります。その不服申立てが認めますとか認めませんとかいろいろな裁決方法があるわけですけれども、それを本人に伝える前に審査会に諮らなければいけないということの流れになります。そこから審査会が、これでいいとか悪いとかきたのをまた参考にして、それを基に訂正などして本人にこう決まりましたということを伝えると

いうふうな流れになります。それから、何でもかんでもいいのかということではなくて、いわゆる本人とか事業者でもいいですけれども、行政処分に対する不服申立てなので、選挙がどうのこうのじゃなくて、本人の利益に反するような決定をされた場合の不服申立てに対する異議、審査ということでございます。これにつきましてはそういうことでございます。

以上です。

○議長(芦崎達美君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第72号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって、議案第72号は原案のとおり可 決されました。

日程第9、議案第73号、八峰町過疎地域自立促進計画の一部変更についてを議題とします。

当局の説明を求めます。須藤企画財政課長。

〇企画財政課長(須藤德雄君) 議案第73号、八峰町過疎地域自立促進計画の一部変更に ついてご説明いたします。

八峰町過疎地域自立促進計画の一部を別紙のとおり変更することについて、議会の議 決を求めるものでございます。

平成27年9月9日提出

八峰町長 加 藤 和 夫

提案理由であります。

八峰町過疎地域自立促進計画の一部を変更することについて、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項により準用する同条第1項の規定に基づき、議会の議決を必要とするためでございます。

次のページお開き願います。

区分としては第2の産業の振興でありますが、(2)の漁港施設のところ、水産環境整備事業負担金というものを追加いたします。それからその下の(4)の地場産業の振興のところ、峰浜培養出資金を追加するものでございます。

それから区分として、第3の交通通信体系のところでございますが、道路のところ、 町道松原1号線道路改良工事を追加いたします。

そして、次のページになります。橋りょうのところです。小入川橋橋梁架替工事を追加いたします。それから林道のところは、林道池の台線改良事業、それから林道八代沢線改良事業を追加するものでございます。次のページちょっと見づらいですが、町道石川西1号線道路改良事業を追加するものです。

そして、もう1つの次のページになります。定住促進用空き家改修事業を追加するものでございます。

これらの事業については、全て予算計上済みでありますけれども、過疎債を借りられる際には過疎計画への掲載が必須条件となっております。今回未掲載部分の事業を追加し、議会の議決を求めようとするものでございます。

どうぞ宜しくお願いをいたします。

- ○議長(芦崎達美君) これより議案第73号について質疑を行います。質疑ありませんか。 8番嶋津宣美君。
- ○8番(嶋津宣美君) ちょっとお伺いしますが、この過疎計画の変更の中で、市町村道 の道路の部分についてなんですけれども、記憶では過疎債の適用になるのは確か公共施 設と集落を結ぶ路線であって、集落内道路というやつは過疎債利かないと思ったんです けれどもどうなんでしょうか。
- ○議長(芦崎達美君) ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。はい、須藤 企画財政課長。
- ○企画財政課長(須藤徳雄君) 一般の過疎債についてはそのとおり、100m以上の道路であり、公共施設と集落とか、集落と集落を結ぶというものでございますが、その後過疎のソフト事業出てまいりました。ソフト事業については、改修等修繕の方もOKということになりますので、その部分でございます。

以上であります。

○議長(芦崎達美君) ほかに質疑ありませんか。6番柴田正高君。

- ○6番(柴田正高君) 空き家を整備することによって定住者を呼び込むことができるという、ここに変更ですけれども、それそこ空き家が整備しても定住者が来ないということもある意味で想定されるわけですね。本来であれば、定住希望者が多くて、住むここに書いてありますけれども所得の面や何かこうあって、町営住宅やアパートなんか借りられない人のために空き家を整備すると、こういう目的になっているんですが、それそこ希望する人たちの所得や何かそういうのも調べた上ででないと、結局は入れ物を作ったんだけども誰も入る人がいないということにもなるんじゃないかなという気がするんですが、いかがでしょうか。
- ○議長(芦崎達美君) ただいまの質問に対し、答弁を求めます。はい、須藤企画財政課 長。
- ○企画財政課長(須藤徳雄君) はい、お答えいたします。

空き家の改修事業というのは、空き家を改修した中で、移住者・定住者それぞれ使う可能性があるということでありますので、万が一できない場合もあります。でも条件としては、空き家が改修される、空き家を活用できるものがあるとすれば、それは移住者であろうが定住者であろうが活用できますので、過疎にはもってこいの事業であるということで、これは県との協議もついております。

- ○議長(芦崎達美君) ほかに質疑ありませんか。5番腰山良悦君。
- ○5番(腰山良悦君) 区分の第2のところの水産環境整備事業の負担金として、八森地 区増殖場の整備を行うとありますが、これはどういうことなんでしょうか。内容を教え てください。
- ○議長(芦崎達美君) ただいまの質問に対し、答弁を求めます。須藤企画財政課長。
- ○企画財政課長(須藤德雄君) この事業については、当初予算の際にそれぞれの予算特別委員会で十分協議しておる事業でございます。内容はご存知かと思っております。今回は、それらについて過疎計画に載っていないものを載せるというものでございますので、内容についてはもう一度ご覧いただければと思います。
- ○議長(芦崎達美君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第73号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって、議案第73号は原案のとおり可 決されました。

日程第10、議案第74号、町道路線の変更についてを議題とします。

当局の説明を求めます。はい、日沼建設課長。

○建設課長(日沼正明君) 議案第74号をご説明申し上げます。

町道路線の変更についてであります。

道路法第10条第3項の規定により、町道路線を変更することについて、議会の議決を 求めるものでございます。

路線名は八小線でございます。八森小学校のアクセス道路でございますけれども、現在は国道入り口から八森小学校の入り口までが終点となってございますが、それを終点を変更いたしまして、新しくできた観海浄水場までもっていくと。八森字五輪台上段326番地までもっていくということでございます。延長が、248.5mから677mに延長、幅員は最大幅は変わってございませんけれども、最少が5.4mから4mでございます。

平成27年9月9日提出

八峰町長 加 藤 和 夫

提案理由でございます。

新設された八森地区観海浄水場が平成27年4月1日より供用開始されたため、公共施設に連絡する道路として八小線を延長し終点及び幅員を変更するものでございます。

以上でございます。宜しくお願いいたします。

- ○議長(芦崎達美君) これより議案第74号について質疑を行います。質疑ありませんか。 (「なし」と呼ぶ者あり)
- ○議長(芦崎達美君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第74号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定すること

にご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって、議案第74号は原案のとおり可 決されました。

日程11、議案第75号、土地の取得についてを議題とします。

当局の説明を求めます。日沼建設課長。

○建設課長(日沼正明君) 議案第75号をご説明申し上げます。

土地の取得についてであります。

地方自治法第96条第1項第8号及び八峰町議会の議会に付すべき契約及び財産の取得 または処分に関する条例第3条の規定により、別紙のとおり土地を取得することについ て議会の議決を求めるものでございます。

平成27年9月9日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由。

町道松原1号線改良拡幅及び小学校用駐車場建設用地として、土地を取得しようとするものでございます。

次のページお願いいたします。

土地の詳細でございます。

土地の表示、八峰町峰浜水沢字カッチキ台3番の2。地目、宅地。面積428.6時㎡。買取価格334万3,470円。

同じく、カッチキ台3番の6。地目、畑。1,475㎡。買取価格590万円。合計924万3,470円。

相手方、秋田市御所野元町7丁目20番15号、川尻征龍でございます。

以上でございます。宜しくお願いいたします。

- ○議長(芦崎達美君) これより議案第75号について質疑を行います。質疑ありませんか。 7番皆川鉄也君。
- ○7番(皆川鉄也君) 提案理由のところに、1号線の改良拡幅工事という具合にあります。買い求めた用地の方の道路を拡幅することになりますか。それとも今現在の水沢小学校の校庭の方にも拡幅の部分入っていくことになりますか、そういう計画なんでしょうか。それとも道路別の方に作って、立体的に校庭は校庭として、今求めた用地も含め

て校庭は校庭。今、買い求めた土地と学校の校庭の中を道路を走っているわけで、駐車場とかにするということになりますと交通の妨げになるような気もするんですが、どういった計画を今現在お持ちでしょうか。

- ○議長(芦崎達美君) ただいまの質問に対し答弁を求めます。はい、日沼建設課長。
- ○建設課長(日沼正明君) 現在ある道路の北側、いわゆる買収する方を拡幅、更に道路 の北側に駐車場を設置するということで、現在の水沢小学校の校庭はできる限り駐車場 として使用しないように、普段は職員等々そちらの新しい駐車場に駐車するというふう な計画でございます。

以上です。宜しくお願いいたします。

- ○議長(芦崎達美君) ほかに質疑ありませんか。7番皆川鉄也君。
- ○7番(皆川鉄也君) 今の道路ですね、あそこまた拡幅するの結構ですけれども、あそこを駐車場にしますと結局道路を横断して学校の方に行くということになりますよね。 そうしますと、交通量は少ないかもしれませんが、むしろ今、用地を取得した方に新しく道路を作って今の道路を校庭に含めてしまうというような計画も考えられると思うのですが、そうしますとこの後考えられますスクールバス等いろいろ使い勝手が広い方が使い勝手がいいような気がするんですが、そういった考えはないでしょうか。
- ○議長(芦崎達美君) ただいまの質問に対し答弁を求めます。はい、日沼建設課長。
- ○建設課長(日沼正明君) スクールバスに関しましては、いわゆる校庭の中の今あるロータリーの中に入って駐車して生徒を降ろすという計画でございますので、バスの乗り降りに関して道路の支障はないと考えております。

ただ、今の道路をやめて道路を拡幅するとなると、いわゆる駐車場のスペースが取れなくなりますので、やはり現道を拡幅せざるを得ないんじゃないかというふうに考えますので、宜しくお願いいたします。

なお、これから今設計段階にまた入っていきますので、その時にまた議員の意見を参 考にしながら考慮してまいりたいと思います。

以上です。宜しくお願いいたします。

- ○議長(芦崎達美君) ほかに質疑ありませんか。7番皆川鉄也君。
- ○7番(皆川鉄也君) あわせて、国道の改良も進むわけでございますので、当然国道が 改良されますと校門の位置も、今校庭が狭くなると思いますので、今現在ある校門を使 用するとなりますと、国道から直ぐ校門ということになりかねませんので、そこら付近

も十分考えた上で道路改良にあたっていただければなと思うんですが、そこら付近の考 えはいかがでしょうか。

- ○議長(芦崎達美君) ただいまの質問に対し答弁を求めます。はい、日沼建設課長。
- ○建設課長(日沼正明君) 校門の位置に関しましては、今改修段階の時に位置的に検討しております。それで来年からまたあそこの道路の県工事で改良するわけでございますけれども、道路、歩道、それで校門という形になっていきます。若干校門の位置がずれるという形になってございますけれども、そこあたりも県とよく協議しながら設置するという形になると思いますので宜しくお願いいたします。
- ○議長(芦崎達美君) ほかに質疑ありませんか。7番皆川鉄也君。
- ○7番(皆川鉄也君) 少しくどいようですけれども、やはりあそこまだカーブも危険性もございますので、国道から直ぐ校門ということになりますと大変、国道となりますとやはり交通量も多いわけでありますので、そういったことも十分考慮しながら道路拡幅の際に校門の位置等も含めながら検討していただければと思うんですが、教育長でもいいし、町長でもいいですが、そこら付近の考えはいかがですか。
- ○議長(芦崎達美君) ただいまの質問に対し答弁を求めます。はい、加藤町長。
- ○町長(加藤和夫君) 今、課長が申し上げたとおり、この後のそういう県の工事、それ から今のスクールバスの関係、駐車場の関係、そこら辺を全部合わせながら、どれが最 適なのか今申し上げられた意見も含めながら検討してみたいと思います。

それから、一時期道路を全く新しくということもちょっと考えなかったわけではなかったんですけれども、それやりますと更にまた奥の方買収しなきゃならない状態も出てきますので、そこら辺はなかな買収に困難性があるという話しも聞いていますので、そういうものも考慮しながら、現状の中で最大限いい方向を選んでいきたいと思いますので、宜しくお願いします。

- ○議長(芦崎達美君) ほかに質疑ありませんか。4番須藤正人君。
- ○4番(須藤正人君) こういう議案の時には周辺図面を付けてもらわないと、全協の時言えばよかったんですけれども、本会議で付けてくれるのかなあと思って、こういう議論をしても分からないんですよね。この川尻さんの家がどこにあるのかも分からない。周辺図面を付けて、やはり議案の時に説明をしていただきたいというふうに思います。
- ○議長(芦崎達美君) ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。はい、日沼建設 課長。

- ○建設課長(日沼正明君) 誠に申し訳ございませんでした。確かに準備不足で図面出してございません。これから今、図面はありますので、もうそろそろ終わりになると思いますが、あとで議員の皆様の机の上にお配りしておきますのでどうかご容赦ください。 宜しくお願いいたします。
- ○議長(芦崎達美君) 4番議員、よろしいですか。
- ○4番(須藤正人君) はい。
- ○議長(芦崎達美君) ほかに質疑ありませんか。2番笠原吉範君。
- ○2番(笠原吉範君) 取得した土地側に道路が拡幅なるということで、地元としては安全になるなと思って喜んでいるところですけれども、それから先のグラウンド側の方ふれあい橋に向かう道路も非常に狭いんですが、同時にあそこを拡幅するというような計画は今のところはないでしょうか。
- ○議長(芦崎達美君) ただいまの質問に対し答弁を求めます。はい、日沼建設課長。
- ○建設課長(日沼正明君) その先には民家がございまして、道路までも切迫した所に建っておるわけでございます。そのあとになりますと空き地ありますけれども、そこは町有地ということで主に駅に向かう人たちの駐車利用になってございます。今のところは、今の所までという拡幅で、その先の計画についてはこれからの検討課題となると思います。

以上です。

○議長(芦崎達美君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。 これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第75号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって、議案第75号は原案のとおり可 決されました。

休憩いたします。再開は午後1時より再開いたします。

.....

午後 1時00分 再 開

○議長(芦崎達美君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第12、議案第76号、平成27年度八峰町一般会計補正予算(第4号)を議題とします。当局の説明を求めます。はい、伊藤副町長。

○副町長(伊藤 進君) それでは、議案第76号についてご説明申し上げます。

議案第76号、平成27年度八峰町一般会計補正予算(第4号)

平成27年度八峰町の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 億2,356万2,000円を追加し、総額を73億 1,639万5,000円とするものであります。

それから、第2条につきましては債務負担行為の追加、廃止であります。これは第2 表によります。

それから、第3条です。地方債の変更ですが、これは第3表の地方債補正によります。 平成27年9月9日提出

八峰町長 加藤和夫

4ページをご覧いただきたいと思います。

第2表、債務負担行為補正、追加と廃止ですけれども、これにつきましてはお試し暮らし用住宅借上の部につきまして、今まで2口282万5,800円、840万円と債務負担行為やってあったわけですけれども、今回の補正の分を加えまして、前のものを廃止してまとめて1,407万5,000円の限度額にするというものでございます。

それから、第3表の地方債補正の変更ですけれども、自然災害防止事業債ということで、これにつきましてはこの後出てまいりますが、県単局所防災事業債ということで、 泊台の冶山事業の分を追加するものでございます。

それでは歳入の方ご覧ください。8ページです。

10款1項1目地方交付税2億6,547万4,000円の追加であります。これは、普通交付税が確定したことによるものであります。

それから、14款 2 項 1 目総務費国庫補助金1,128万8,000円の補正であります。総務費補助金ということで、地域住民生活等緊急支援事業補助金(先行型)上乗分の823万6,000円、これにつきましては後ほど歳出の企画費に出てまいります。それから、個人番号カー

ド交付事業補助金、個人番号カード交付事務費補助金ということで279万9,000円と25万3,000円、これも後ほど企画費の方の17ページ、15ページに出てまいります。

それから、2目の民生費国庫補助金120万円の補正でありますけれども、介護保険事業 費補助金、これは介護保険の報酬会計に伴うシステム改修分でございます。事業費の2 分の1以内ということで120万円であります。

それから、15款2項4目農林水産業費県補助金2,319万円ですけれども、先ほど申し上げました県単局所防災事業費補助金ということで、泊台の冶山事業の分として事業費の80%分2,319万円を補正するものであります。

それから、16款2項1目不動産売払収入34万9,000円ですけれども、一般分収林収入ということで、これは八森の小母爺台の皆伐の分でございます。

その次の18款1項1目、18款ですけれども、これは特別会計からの繰入金でありますけれども、ここから1目から5目までありますが、これ全て平成26年度の事業確定に伴う繰越額が確定しましたので、その2分の1以内をそれぞれ地方財政法の第7条第1項の規定に基づいて今回繰入れるというものであります。

それから、19款1項1目の繰越金、8,097万8,000円、これ前年度繰越金であります。 これによりまして留保額は、3億4,184万9,000円であります。

それから、20款 4 項 3 目雑収入15万2,000円、これは緑の羽の募金の事業費の確定によるものであります。それから、農用地利用配分計画案作成協力金ということで、これも 実績によりまして農業公社より定額で 3 万円交付されるものであります。

それから、21款 1 項 4 目の土木債710万円の補正ですが、これも先ほどの泊台の分の一般会計持出分のうちの土木債で対応する分でございます。

それでは、歳出にまいりたいと思います。

2款1項1目一般管理費249万3,000円の補正であります。役務費、通信運搬費これは 先ほどのマイナンバー制度に伴うものでございます。それから、委託料224万円これにつ きましては、八峰町誕生10周年記念特別番組制作委託料ということで、これを全協で申 し上げましたが、11月の22日に堀内孝雄さんの峰中でコンサートといいますかやるとい うので、これはABSラジオ公開録音を予定しております。それからそれに伴う警備委 託料でございます、10万8,000円。

それから報償費104万円、イベント報償費、これは足立区民祭に参加するというのと、 それに伴う参加する人の報償費の分であります。それから旅費240万円、費用弁償が120 万円、普通旅費が120万円、これも先ほど歳入のところで出てまいりました地域住民生活等緊急支援事業費の対応額の部分でございます。それから需用費、消耗品、食糧費も同じであります。それから役務費の60万9,000円ですけれども、自動車保険料を除いて、ここの部分もその事業の対応額であります。それから委託料35万円、これは定住推進用空き家改修工事の設計管理委託業務委託料でございます。それから使用料、自動車等の借上げ分減額、それから会場等借上げ、定住推進用空き家借上料、これも先ほどの地域住民生活等の緊急支援事業の対応額であります。それから工事請負費350万円、定住推進用空き家改修工事1棟分であります。

それから備品購入費290万円、これは財政の方で持っている車の更新するものであります。それから委託料488万4,000円、ネットワーク機器等追加業務委託料で、これもマイナンバー対応の関係の予算でございます。それから備品購入費、ネットワーク機器とこれもマイナンバー対応です。それから事務用パソコン、これも5台、これも保健師用で同じくマイナンバー対応用であります。それから負担金ですが、秋田県町村電算システム共同事業組合負担金ということで、これもマイナンバー制度及び介護報酬会計に伴う負担金であります。

それから次のページの2款2項2目賦課徴収費50万円の追加でありますが、町税還付金及び還付加算金ということで、これは法人町民税等の還付金が現在も持っている予算を執行してしまったということで50万円追加するものであります。

それから、2款3項1目戸籍住民基本台帳費279万9,000円ですが、これは先ほど歳入の総務費の国庫補助金のところの対応額であります。100%の補助であります。

それから、3款1項8目高齢者コミュニティセンター管理費134万8,000円の追加ですが、これは湯っこランドですけれども修繕料ということで、これは排水ポンプ2台交換、それから配線ジョイント、電源ボックス等の交換であります。

それから、3款2項1目児童福祉総務費5万円ですけれども、消耗品ですが、これは 放課後児童クラブに係るものであります。

それからその次のページ、3款2項2目子ども園費54万円の補正ですが、これは子ども園のバスの運転手が1年経過したということで単価が1,000円アップするということで、それに伴うものであります。それから手数料ですけれどもこれは30万円、沢目子ども園の風除室の玄関扉を引戸に変更するということで、これは強風に対応するものでございます。

それから、4款1項4目保健センター管理費18万8,000円、これは八森保健センターのエアコンの修繕料です。

それから、4款2項1目の清掃費、減額の140万1,000円ですけれども、これは印刷製本費ということで、可燃・不燃ごみの袋の購入が入札が終わったということで、その差額であります。

それから、6 款 1 項 2 目農業総務費 211 万 9,000 円の補正ですけれども、これは修繕料、おらほの館の暴風ネットの修繕料でございます。それから 3 目の農業振興費 3 万円につきましては、農地中間管理事業に伴う消耗品であります。それから 7 目の水田農業構造改革対策費 582 万 1,000 円ですが、これは振興作物生産取組支援事業費補助金ということで、実績が国の配分よりも上回ったということで、その分を町の農業振興策として今回負担して補正するというものであります。

それから、6款2項1目林業総務費7万5,000円ですけれども、これは先ほど歳入の雑入にありましたけれども、緑化推進委員会の緑の羽募金の実績に伴うものであります。それから林業振興費3,068万円の補正ですが、委託料、治山工事測量設計委託料ということで、これにつきましては泊台の治山事業、鹿の浦ですね、あそこの分の委託料であります。それから工事費の方が2,898万9,000円。それから交付金、一般分収林造林者交付金ということで、先ほどの小母爺台のその分の財産収入の対応額のところであります。

それから、6款3項4目漁業集落排水整備事業122万1,000円の補正ですが、これは漁業集落排水事業特別会計へ繰出すものであります。

それでは、7款1項2目商工振興費157万1,000円、これは修繕料ですけれども、これははちもり観光市の自動火災報知器整備等の修繕、経年劣化に伴うものであります。それから3目の観光費116万4,000円の補正ですが、これはハタハタ館の駐車場にあるモニュメントの解体の分が33万8,000円、それから鹿の浦の公衆トイレを今改築していますけれども、それに伴う仮トイレの汲取料でございます。それから森林体験交流費、需用費、消耗品ですけれども、これはぶなっこランドの水道用次亜塩素酸ソーダの購入分であります。それから修繕料につきましては、同じくぶなっこランドの電力メーター、電源ボックス取替修繕であります。それから役務費の92万2,000円ですけれども、これはこの間の7月24日・25日の災害による留山東屋の法面崩壊箇所の補修手数料ということで、これは大型土嚢の45個を盛るというか、設置するための作業委託料等であります。それから、42万9,000円需用費、修繕料、これはポンポコ山公園の遊具が腐食の修繕料でございます。

それから、7款1項7目温泉管理費30万円、これは修繕でハタハタ館の分ですけれども、今ある予算を使い切ったということで、不測の事態に備えて30万円を補正するものであります。それからジオパーク推進費13万7,000円の補正ですが、これはジオパークの事務局が旧岩館小学校からぶなっこランドの方に移転したということで、それに伴う看板の作製設置であります。

それから、8 款 2 項 1 目道路維持費1,771万2,000円の補正ですが、需用費、修繕料これは作業車の修繕、それから町道の側溝及び路面の補修に伴うものであります。それから12節の役務費の手数料ですけれども、これも町道補修林の作業員分であります。それから自動車保険料、これは後ほどの備品と連動しますけれどもその保険料であります。それから14節の自動車等、これは道路補修維持等に伴う重機の借上分であります。それから350万円工事請負費、町道暗渠入替工事ということで、これは本館の1号線3箇所分であります。それから原材料費につきましては、これは町道の補修用材料代。それから備品購入費、道路維持管理車用巡回車を今までリースしてあったんですが、9年が経過して今回リースでなくて買うということで、11月で今回リースが切れるということであります。それに伴う公課費、それに伴う使用料等のリース代の減額。それから補償金ですけれども、先ほどの前の議案でもありましたけれども、用地買収に伴う補償金ということで、松原1号線の拡幅工事に伴う建物移設補償費で217万7,000円です。これは皆さんのお手元の図面の中に作業小屋らしきものがあると思いますので、それの移転料であります。それから橋梁維持費70万円ですけれども、これは新川及び治助川ですか、それの耐久性調査を行うものであります。

それから、河川維持費70万円の補正ですけれども、これは茶の沢川の水路流末稼働式 防波扉の修繕でございます。

教育費については、後ほど教育長からご説明いたします。

それでは、26ページの災害、11款 1 項 1 目農地農業用施設復旧費575万円の補正であります。これは今回町単農業農村設備事業災害復旧補助金ということで、農地災害が 4 箇所、それから農業施設災害が 7 箇所ということでそれの分でございます。

それから、2目の林業施設災害復旧費2,379万円ですけれども、これにつきましては査定に伴う旅費、それから需用費として直営施工分の燃料費、それから修繕料として16路線分の修繕費でございます。それから役務費、手数料ですけれども、側溝維持等の作業員の手数料であります。それから高速道路使用料、これは災害工事等に伴う流木の取扱

いの打合せ等で、これはその会社の岩手県の方にいくものであります。それから原材料 費、これは林道補修用の原材料であります。

それから、11款 2 項 1 目公共土木施設災害復旧費2,165万8,000円ですけれども、その災害復旧に伴う職員の時間外手当が41万8,000円、それから消耗品が24万円、それから測量設計業務委託料、実施設計の分ですが道路 2 箇所、河川 4 箇所分でございます。それから工事請負費1,700万円、ここに書いてあるとおり、町道泊川線道路災害復旧工事、これはコンクリートブロック工で延長が23.6m、800万円、それから倉の沢川(右岸)河川災害復旧工事、かごマット工で7mの延長で400万円、それから小助川(右岸)災害復旧工事で、これにつきましてもこれもかごマット工で延長が36.4m、500万円でございます。

それから、13款3項1目財政調整基金2億6,500万円を積み立てるということで、これ も先ほど前の特会のところと同じように、地方財政法の7条1項に基づく積み立てであ ります。今回交付された交付税に見合う分を今回積み立てるというものであります。

あと、地方債につきましては、このあと関係課長の方から説明いたしますので、ひと つ宜しくお願いします。

- ○議長(芦崎達美君) はい、次に千葉教育長。
- ○教育長(千葉良一君) 私の方から教育委員会費の関連につきまして、ご説明申し上げます。24ページであります。

10款教育費2項小学校費であります。水沢小学校費の30万円につきましては、修繕費として計上させていただきました。小破の修理等を含めて、更には岩子地区の児童の送迎用の車両の修理等に費用がかかりまして、今後のことも考えて30万円を計上させていただいたものであります。

次、教育費中学校費でありますが、峰浜中学校費の34万9,000円につきましては、強風や大雨によりましてグラウンドの砕石が出てしまったり、それから球場の塁ベースが浮いたり、またグラウンドの芝生との段差が少し高くなったりしまして、それを解消するための費用として手数料として計上させていただいたものであります。

次の八森中学校費の80万円につきましては、このたびの検査で指摘されたものでありまして、高圧受電設備の高圧気中開閉器の交換ということで、今後の修理費が少し不足になるかなと思いまして計上させていただいたものであります。

次に、統合中学校費の建設費として職員の時間外手当を計上させていただきました、 38万4,000円であります。 次に、10款教育費 4 項社会教育費、社会教育総務費の41万2,000円でございます。次のページにも関わってまいりますけれども、八峰町の社会教育委員が平成27年度全国表彰を受けると。その受ける場所が、第57回全国社会教育研究大会大分大会ということで、大分まで行くということでありますので、それに係る経費として参加費、食糧費、旅費等報酬ということで21万2,000円と、19節の負担金補助及び交付金ということで補助金、八峰町 P T A連合会の補助金として、今回八峰町誕生10周年記念ということと閉校も絡むということで事業を行いたいと。八森小学校の校歌の作曲であり八峰町出身のオフコースのメンバーでありました松尾一彦さんのスペシャルライブを行いたいということで、不足分の20万円を補助するものでございます。

以上であります。宜しくお願いいたします。

- ○議長(芦崎達美君) これより議案第76号について質疑を行います。質疑ありませんか。 10番山本優人君。
- ○10番(山本優人君) 15ページの企画費の旅費について伺いますが、全協の時の資料を見ますと、移住コンシェルジュという関係の予算がだいぶ入っているわけですけれども、これのコンシェルジュの現地面接の旅費等なわけですけれども、このコンシェルジュというものを作ろうとしているわけですよね。このコンシェルジュというもの、カタカナで言うと面倒臭いので世話人という解釈をしますけれども、世話人を作って、その世話人に対する報酬とかそういうふうなものが将来的に想定していないのかどうか。それからコンシェルジュに求めるものは、どこまで求めているものなのか、その辺ちょっと聞きたいと思います。
- ○議長(芦崎達美君) ただいまの質問に対し答弁を求めます。はい、須藤企画財政課長。
- ○企画財政課長(須藤徳雄君) お答えいたします。

移住コンシェルジュ、最近流行りの言葉であります。県内でも何人か活動しております。ほかの方でも活動しておられます。コンシェルジュというのは、町の方に移住されて来る方、定住してくださる方等々に対して、様々な窓口業務をしたり、それから外に情報発信をしたり、お世話係という業務でございます。今回は国の方から新たに特別として交付金をいただくという中でこの業務を行いたいと思ったわけでございますが、実際は平成27年度はこういったコンシェルジュを採用するための旅費等についてみております。それで実際は、働いてもらうのは平成28年度からということになると思います。当然働くとなりますと、そこに報酬というか賃金は出てまいります。これはできれば地

域おこし協力隊という基準の中でやっていただければ特交の対象にもなるということで ございますので、そちらをねらっております。求めるものは先ほど言ったとおり、様々 な情報発信であったり、移住してくださった方々に対するフォローであったりと、様々 なものでございます。

- ○議長(芦崎達美君) ほかに質疑ありませんか。10番山本優人君。
- ○10番(山本優人君) だいたい想定しているとおりですけれども、そのコンシェルジュ の対象というのは、そうすると都会に住む人を対象にしているのか、若しくはこっち八 峰町に住んでいる人を世話人とするのか、その辺でだいぶ考え方が違ってくると思うん ですね。その辺を聞きたいと思います。

それともう一つ、土木費の中の松原1号線の関係で移転補償200万円ほどの計上しているわけですけれども、これは移転を実際にするということなのか、建物が邪魔になって撤去しなければならないために移転費というふうなものを計上してあるのか、その辺お伺いしたいと思います。まして、その承認になりました秋田の土地所有者、この川尻さんの建物なんだとすれば、どこに移転するのか、その辺もあわせて伺いたいと思います。

- ○議長(芦崎達美君) ただいまの質問に対し答弁を求めます。はい、須藤企画財政課長。
- ○企画財政課長(須藤徳雄君) 移住コンシェルジュでございますが、この予算にあるのはまず町外の方、できれば首都圏を対象にしたいと思っております。そういった首都圏から来る方の立場でコンシェルジュをしていただく。それから、予算にはございませんけれども、現在もう移住されている方々がございます。移住されている方々に対してもコンシェルジュ的な仕事をしていただきたいということで、その方々の人材育成というものも考えております。それから、移住された方々に対して、やはり地元の方々の相談、フォローも必要であろうということから、今後自治会長さんにコンシェルジュではなくて相談役という形でお願いするというものも考えております。
- ○議長(芦崎達美君) 日沼建設課長。
- ○建設課長(日沼正明君) 移転補償費についてでありますけれども、これは小屋を移転するための今現状の小屋を移転するための補償費でありまして、これは川尻さんの方に支払うお金でございます。そして移転先についても、これは移転先を決めるための手間の費用というのもこの中に含まれておりますので、このお金で移転するなり、あとは取り壊してもらうなりという形で、こちらの方としては補償としては移転費ということでお支払いするというものでございます。

以上です。

- ○議長(芦崎達美君) ほかに質疑ありませんか。6番柴田正高君。
- ○6番(柴田正高君) 15ページの定住推進の空き家改修工事についてなんですが、今回 改修する住宅、それから前に改修した住宅も含めてなんですが、下水道の加入はどうなっているのか、接続はどうなっているのかということと、それから23ページの観光費の中のハタハタ館のモニュメントの解体費に付随してなんですが、峰浜の峰栄館の向かいにも昭和63年ですかサニーアオサダさんから寄贈された造形物ハタハタ館の前にあるような有名人の物ではないと思うんですが、峰浜のMとそれから山並みのMを重ね合わせたという造形物があるんです。皆さん近くに寄って見られたことがあるかどうか分かりませんけどもだいぶ腐食が進んでいるんですよ。それで、鉄骨像で上にステンレスの傘被って、おそらく皆さん見ていると思うので大体分かると思うんですが、ステンレスの部分はステンレスですんで腐食はないんですが、鉄の部分だいぶ腐食が進んでいるんですよね。それで今のところはまだ解体云々というところまでいっていないようなんで、今のうちに錆をケレンしてペンキを塗り直しするかなんかして早急に手を打たないと、せっかく寄贈者の意向もありますんで、何とか手を打っていただきたいなと思うわけですが、どこの担当なのか分かりませんがお尋ねいたします。
- ○議長(芦崎達美君) ただいまの質問に対し答弁を求めます。はい、須藤企画財政課長。
- ○企画財政課長(須藤徳雄君) まず、はじめの質問にお答えをいたします。

今年度の空き家改修事業については5軒、塙、石川、椿、中浜、岩館という5軒について、現在設計屋さんの方から今改修事業の設計の方お願いしているところでございます。それから、今回のもう1軒については、まだこれはこの後の広報等で公募をまたします。募集しまして、そこでこちらの方で現場を見ながらいいものについて選びたいということでございます。

それで、現状については、下水道にもう接続になっているもの、それから接続になっているであろうと思って現場に行って設計屋さんと見ましたら、繋がっていないもの、それからまたもう一つは、完全に条件が悪くて、繋ごうとすればかなりのお金がかかるという物件もございます。なるべく町としては繋げたいと思っておりますが、どうしても繋げないという物件については簡易の水洗という方法もございますけれども、町の事業ですのでなるべく接続になるように努めたいと思います。

○議長(芦崎達美君) もう1点は。はい、米森振興課長。

○産業振興課長(米森伴宗君) お答えいたします。

旧かんぼ荘の前のモニュメントは上の方がシルバーで下が赤いものだと思いますけれども、クマさんの作品の件で今回まず解体撤去という予算を計上しておりますが、このモニュメントについては、様々種類があると思われます。それこそシンボル的なものであったり、記念碑的なものであったり、歴史的で重要なものであったり、あるいは個人の作品とか寄贈されたものとか様々種類があると思いますが、まず基本的にモニュメントを撤去する場合というのは、安全性が確保できなくなった場合、これがまず一つあると思います。それから維持管理が難しくなってきたという、そういう場合も撤去が考えられると思います。それでまず今回においては、安全性が確保できなくなったということで、ハタハタ館駐車場のモニュメントは解体撤去ということで、今回計上させていただいております。それで、ただいまご質問のあったかんぽ荘前のモニュメントにつきましては、それこそ大変申し訳ないんですが、現状をしっかり今見ておりません。この後、早速現場に行って、どの程度に腐食しているか見て、改修できるようであれば改修するようなそういう方法を取りたいと思いますが、どうしても改修じゃなくて物を交換するとかってなってくれば、いろいろ経費面も嵩むということも考えられます。後ほど関係課で協議して対応したいと思いますので、宜しくお願いいたします。

- ○議長(芦崎達美君) ほかに質疑ありませんか。6番柴田正高君。
- ○6番(柴田正高君) 今、建設課の方というよりも全町挙げてと言った方がいいのかも しれません。下水道の加入率を少しでも上げようと思って一生懸命みんななっているわ けです。ですから、このお試し住宅、定住者住宅等借上げる際にはやはり下水道にちゃ んと接続可能なもの、それから接続してあるものを借上げいただきたいと思います。

それから、峰栄館の前のモニュメントというのか造形物というのか、それなりの名前の方が作った物のようですけれども、ハタハタ館の篠原さんの作ったモニュメントを何で今回解体しなきゃならなくなったのか。その設置した後の維持管理が全然なされていないから今回こういうことになったんですよ。それで、峰栄館の向かいのものもね、このまま放置しておけばやっぱり同じことになるんですね。のちに多額の解体費用を要するということになりますから、私の見たところは、今のところだと錆を落としてペンキを上に塗ればまだまだもつんじゃないかなと。あれは重量鉄骨のようですので、かなり鉄骨の肉厚もありますので、まだまだもつんじゃないかなと思っておりますので、早急に下調べをして、とにかく何らかの手を打っていただきたいと思います。今一度ご答弁

をお願いします。

- ○議長(芦崎達美君) ただいまの質問に対し答弁を求めます。最初に下水道。はい、須藤企画財政課長。
- ○企画財政課長(須藤德雄君) 下水道の加入率向上、十分承知しておりますので、努めたいと思います。
- ○議長(芦崎達美君) 次に、モニュメントの件。はい、米森産業振興課長。
- ○産業振興課長(米森伴宗君) モニュメントにつきましては、ハタハタ館駐車場の件に 関しましては、それこそ屋外の施設ということで自然と腐食も進むわけですが、それま でのメンテナンスもあったかと思います。あの状態であればちょっと改修ということは 難しいのですが、大変そこら辺は申し訳ありませんでした。この場をお借りしてお詫び 申し上げたいと思います。

今現在、質問に出されました峰栄館向かいのモニュメントにつきましては、この後す ぐに現場を見まして、腐食する前に早く早急に対処を講じて、腐食部分があったらちょ っと直すというような方向で進ませていただきたいと思いますので、宜しくお願いいた します。

- ○議長(芦崎達美君) ほかに質疑ありませんか。9番菊地 薫君。
- ○9番(菊地 薫君) 私から1点質問いたします。

温泉管理費に関してですが、年度早々に温泉源泉の不具合、危険性というのが指摘されまして、その後の現状、あるいは調査の過程等々その辺をお知らせいただきたいと思います。 以上です。

- ○議長(芦崎達美君) ただいまの質問に対し答弁を求めます。はい、日沼建設課長。
- ○建設課長(日沼正明君) 温泉管理費の温泉の探査につきましては、今発注しております。会社名は、秋田の千秋ボーリングというところなんですけれども、そこで今、まずハタハタ館周辺を何とか探査で掘り当てられないかということで、そこの地質調査等を行っている段階であります。 以上です。
- ○議長(芦崎達美君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第76号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって、議案第76号は原案のとおり可 決されました。

日程第13、議案第77号、平成27年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第 1号)を議題とします。

当局の説明を求めます。大高福祉保健課長。

○福祉保健課長(大高伸一君) 議案第77号、平成27年度八峰町国民健康保険事業勘定特 別会計補正予算(第1号)であります。

平成27年度八峰町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出にそれぞれ1,245万8,000円を追加し、それぞれ歳入歳出それぞれ12億9,402 万2,000円とするということです。

平成27年9月9日提出

八峰町長 加藤和夫

事項別明細の方で説明していきます。 6 ページと 7 ページをお開きください。 歳入であります。

4款1項1目療養給付費交付金であります。1,245万8,000円ということで、現年度分の医療費分1,220万4,000円であります。2節の過年度分25万4,000円医療費分ということでございます。

次に、歳出であります。次のページをお開きください。

2款1項2目退職被保険者等療養給付費であります。730万4,000円の補正であります。 19節負担金補助及び交付金であります。これは退職被保険者等療養給付費の負担金であります。

次に、2款2項2目退職被保険者等高額療養費であります。490万円の補正、これも19 節の負担金補助及び交付金であります。490万円の補正ということでございます。

次に、3款であります。後期高齢者支援金等であります。3款1項1目後期高齢者支

援金19万9,000円であります。これも後期高齢者支援金の補正ということでございます。

4款であります。前期高齢者納付金等であります。4款1項1目前期高齢者納付金ということで、負担金補助及び交付金で1万9,000円の補正となります。

次のページをお開きください。

11款の予備費であります。11款1項1目予備費ということで、3万6,000円の補正ということになります。

以上であります。

- ○議長(芦崎達美君) これより議案第77号について質疑を行います。質疑ありませんか。 (「なし」と呼ぶ者あり)
- ○議長(芦崎達美君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第77号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異義なしと認めます。したがって、議案第77号は原案のとおり可 決されました。

日程第14、議案第78号、平成27年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

当局の説明を求めます。大高福祉保健課長。

○福祉保健課長(大高伸一君) 議案第78号を説明いたします。

平成27年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)であります。

平成27年度八峰町の介護保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第1条であります。

歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出それぞれに2,424万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億1,798万円とするものであります。

平成27年9月9日提出

おそれいります、6ページと7ページをお開きください。

歳入であります。

3款国庫支出金1項1目の介護給付費負担金であります。1万6,000円の追加であります。過年度分といたしまして1万6,000円です。

次に、4款支払基金交付金であります。4款1項1目介護給付費負担金であります。 211万4,000円の補正であります。過年度分としての補正となります。

5 款県支出金1項1目介護給付費負担金であります。211万円であります。これも過年度分といたしまして211万円の補正であります。

8款であります。繰越金1項1目の繰越金、2,000万円の前年度繰越金ということになります。

次のページをお開きください。

歳出であります。

2款2項3目地域密着型介護予防サービス給付費であります。19節負担金補助及び交付金といたしまして、183万円ということの負担金の補正であります。

6款諸支出金1項3目の償還金であります。23節の償還金利子及び割引料25万9,000 円であります。事業精査に伴う国庫支出金等の過年度分の返還金となります。

6款2項1目一般会計繰出金であります。2,065万6,000円で28節繰出金、同じく2,065万6,000円の繰出金、一般会計への繰出しとなります。

8款予備費であります。149万5,000円の補正となります。

以上であります。

- ○議長(芦崎達美君) これより議案第78号について質疑を行います。質疑ありませんか。 (「なし」と呼ぶ者あり)
- ○議長(芦崎達美君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第78号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって、議案第78号は原案のとおり可 決されました。

日程第15、議案第79号、平成27年度八峰町沢目財産区特別会計補正予算(第1号)を 議題とします。

当局の説明を求めます。はい、田村総務課長。

○総務課長(田村 正君) それでは、議案第79号をご説明いたします。

平成27年度八峰町沢目財産区特別会計補正予算(第1号)についてでございます。

平成27年度八峰町の沢目財産区特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによるということで、歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ509万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,334万5,000円とするものでございます。

平成27年9月9日提出

沢目財産区管理者 八峰町長 加 藤 和 夫

それでは、歳入から説明しますので、6ページをご覧になってください。

1款1項1目財産貸付収入6万2,000円の補正でございます。これは土地の貸付収入でございまして、工事現場事務所、それから資材置き場として貸付けたものの収入でございまして、水沢山13番の一部分を貸付けたものでございます。

それから、1款2項1目物件売払収入ということで、これは502万8,000円の補正額でございますが、立木売払収入でございます。内容は、水沢山13の1と11の4この立木売払収入が43万8,000円で、母谷ノ沢観光造林立木売払収入が459万円と、合わせて502万8,000円となっております。

3款1項1目雑入でございますが、3,000円の補正でございます。これは白神森林組合からの分収造林推進交付金の追加分でございます。確定による追加分でございます。

次のページをご覧になってください。

歳出でございます。

1款1項2目財産管理費でございますが、補正額が445万4,000円でございます。これは、土地貸付収入や立木売払収入などに伴う関係地区への交付金でございまして、合わせて445万4,000円となっております。まず、土地貸付収入に伴う交付金ということで、これは水沢山13番の一部分を貸付けた部分を水沢の方に交付するもので5万9,000円、それから立木売払収入に伴う交付金につきましては、水沢山の13番の1と11の4の立木売

払収入と、それから母谷ノ沢観光造林の立木売払収入をそれぞれ関係地区に交付するということで、合わせて439万2,000円です。関係地区と申しますと、水沢と目名潟と沼田というふうになっております。それから分収造林の推進交付金3,000円の交付、これは水沢の方に交付するということになります。

あとは2款1項1目は予備費でございまして、63万9,000円の追加というふうになって ございます。

以上で説明を終わります。

- ○議長(芦崎達美君) これより議案第79号について質疑を行います。質疑ありませんか。 はい、7番皆川鉄也君。
- ○7番(皆川鉄也君) 大変勉強不足で申し訳ないですが、この母谷ノ沢の観光造林、場 所どの付近になりますか、大体。
- ○議長(芦崎達美君) ただいまの質問に対し答弁を求めます。はい、田村総務課長。
- ○総務課長(田村 正君) 大変申し訳ないですが、私も実はよく存じ上げておりませんで、後ほどお知らせしたいと思います。いずれここの部分につきましては、全て目名潟地区に交付される分でございますので、ちょっと勉強不足で大変申し訳ございませんでした。
- ○議長(芦崎達美君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第79号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって、議案第79号は原案のとおり可 決されました。

日程第16、議案第80号、平成27年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算(第2号) を議題とします。

当局の説明を求めます。はい、日沼建設課長。

○建設課長(日沼正明君) 議案第80号についてご説明申し上げます。

平成27年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)

平成27年度八峰町の町営簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,206万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,593万9,000円とする。

歳入歳出補正予算事項特別明細書に基づきまして、ご説明を申し上げます。

7ページをお開きください。

歳入でございます。

5 款繰越金1項繰越金1目繰越金、前年度繰越金1,206万4,000円でございます。

次のページでございます。

歳出でございます。

1 款管理費1項総務管理費1目一般管理費でございます。積立金1,158万1,000円、簡 易水道基金積立金でございます。

次に、1款管理費2項施設管理費1目八森地区施設管理費でございます。48万3,000 円の追加でございます。観海取水場の堆積した土砂の除去等の作業員の派遣手数料でご ざいます。

以上でございます。宜しくお願いいたします。

- ○議長(芦崎達美君) これより議案第80号について質疑を行います。質疑ありませんか。 (「なし」と呼ぶ者あり)
- ○議長(芦崎達美君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第80号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって、議案第80号は原案のとおり可 決されました。 日程第17、議案第81号、平成27年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号) を議題とします。

当局の説明を求めます。日沼建設課長。

○建設課長(日沼正明君) 議案第81号をご説明申し上げます。

議案第81号、平成27年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

平成27年度八峰町の公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ963万1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,322万1,000円とするもので ございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書に基づきまして、ご説明申し上げます。

7ページをお開きください。

歳入でございます。

5 款繰越金1項繰越金1目繰越金963万1,000円、前年度繰越金でございます。

次のページをお開きください。

歳出でございます。

1 款事業費 1 項総務費 1 目一般管理費 963万1,000円、一般会計への繰出金でございます。

以上でございます。宜しくお願いいたします。

- ○議長(芦崎達美君) これより議案第81号について質疑を行います。質疑ありませんか。 (「なし」と呼ぶ者あり)
- ○議長(芦崎達美君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第81号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって、議案第81号は原案のとおり可 決されました。 日程第18、議案第82号、平成27年度八峰町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

当局の説明を求めます。はい、日沼建設課長。

○建設課長(日沼正明君) 議案第82号についてご説明申し上げます。

議案第82号、平成27年度八峰町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)

平成27年度八峰町の農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ60万5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,001万3,000円とするものでございます。

平成27年9月9日提出

八峰町長 加 藤 和 夫

歳入歳出予算事項別明細書により、ご説明申し上げます。

7ページをお開きください。

歳入でございます。

4款繰越金1項繰越金1目繰越金、前年度繰越金60万5,000円でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款事業費1項総務費1目一般管理費60万5,000円、一般会計への繰出金でございます。 以上でございます。宜しくお願いいたします。

- ○議長(芦崎達美君) これより議案第82号について質疑を行います。質疑ありませんか。 (「なし」と呼ぶ者あり)
- ○議長(芦崎達美君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第82号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって、議案第82号は原案のとおり可

決されました。

日程第19、議案第83号、平成27年度八峰町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

当局の説明を求めます。はい、日沼建設課長。

○建設課長(日沼正明君) 議案第83号をご説明申し上げます。

議案第83号、平成27年度八峰町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

平成27年度八峰町の漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ491万 5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,638万8,000円とする。

平成27年9月9日提出

八峰町長 加藤和夫

歳入歳出補正予算事項別明細書に基づきまして、ご説明申し上げます。

7ページをお開きください。

歳入でございます。

- 3款繰入金1項一般会計繰入金1目一般会計繰入金1万1,000円でございます。
- 4款繰越金1項繰越金1目繰越金369万4,000円、前年度繰越金でございます。

次のページをお開きください。

歳出でございます。

- 1 款事業費 1 項総務費 1 目一般管理費 184万8,000円、一般会計への繰出金でございます。
- 1 款事業費 2 項施設管理費 1 目岩館地区施設管理費 306万7,000円でございますが、現在供用からずっと 9 年間使っております処理場の両開きのドア 3 枚ですけれども、外側のステンレスなんですが中側がスチール製ということで、骨組みがスチールということでだいぶ膨らんでまいりまして押さえることができませんで、今施錠とか、それから閉開がままならない状態になってございますので、この 3 枚をオールステンレス製に替えるというものでございます。

以上でございます。宜しくお願いいたします。

○議長(芦崎達美君) これより議案第83号について質疑を行います。質疑ありませんか。 (「なし」と呼ぶ者あり) ○議長(芦崎達美君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第83号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって、議案第83号は原案のとおり可 決されました。

日程第20、議案第84号、平成27年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計補正予算(第 1号)を議題とします。

当局の説明を求めます。はい、日沼建設課長。

○建設課長(日沼正明君) 議案第84号をご説明申し上げます。

議案第84号、平成27年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計補正予算(第1号)

平成27年度八峰町の合併処理浄化槽事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ109万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額 を歳入歳出それぞれ473万円とするものでございます。

平成27年9月9日提出

八峰町長 加藤和夫

歳入歳出補正予算事項別明細書に基づき、説明いたします。

7ページをお開きください。

歳入でございます。

5款繰越金1項繰越金1目繰越金109万1,000円、前年度繰越金でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款事業費 1 項総務費 1 目一般管理費109万1,000円、一般会計への繰出金でございます。

以上でございます。宜しくお願いいたします。

- ○議長(芦崎達美君) これより議案第84号について質疑を行います。質疑ありませんか。 (「なし」と呼ぶ者あり)
- ○議長(芦崎達美君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第84号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって、議案第84号は原案のとおり可 決されました。

日程第21、議案第85号、平成27年度八峰町営診療所特別会計補正予算(第2号)とします。

当局の説明を求めます。はい、大高福祉保健課長。

○福祉保健課長(大高伸一君) 議案第85号を説明いたします。

平成27年度八峰町営診療所特別会計補正予算(第2号)であります。

平成27年度八峰町営診療所特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。 歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出にそれぞれ16万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ7,614万5,000円とするものであります。

平成27年9月9日提出

八峰町長 加藤和夫

6ページと7ページをお開きください。

歳入であります。

4款1項1目繰越金であります。補正額16万2,000円であります。これは前年度繰越金であります。

次のページをお開きください。

歳出であります。

1款1項1目以下一般管理費であります。補正額16万2,000円であります。需用費の補正となり、消耗品費の16万2,000円となります。これは患者輸送用バスの冬タイヤの購入

費となります。

以上であります。宜しくお願いします。

○議長(芦崎達美君) これより議案第85号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第85号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって、議案第85号は原案のとおり可 決されました。

暫時休憩いたします。再開は10分後再開いたします。

少しの間、議会運営委員会開きたいと思いますので、議会運営委員会の方は宜しくお願いいたします。

午後 2時07分 休 憩

.....

午後 2時20分 再 開

○議長(芦崎達美君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第22、発議第7号、決算特別委員会の設置についてを議題とします。

事務局長に朗読させます。藤田議会事務局長。

○議会事務局長(藤田吉孝君) それでは、発議第7号をご覧ください。

発議第7号

平成27年9月9日

八峰町議会議長 芦 崎 達 美 様

提出者 八峰町議会議員 鈴 木 一 彦 賛成者 同 上 嶋 津 宣 美 " " 笠 原 吉 範 " " 腰 山 良 悦

決算特別委員会の設置について

標記委員会の設置について、八峰町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

提案理由でございます。

平成26年度八峰町一般会計及び各特別会計決算について集中的に審査するためでございます。

別紙をご覧ください。

別紙の決算特別委員会の設置については、名称を「決算特別委員会」とします。

設置の根拠が、地方自治法第110条及び八峰町議会委員会条例第5条の規定によるものでございます。

目的が、次の議案について審査することを目的とするということで、議案第86号、平成26年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第87号、平成26年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定についてから、議案第96号、平成26年度八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算認定についての特別会計10議案についての認定についてであります。

設置の期間は、平成27年9月9日から同年9月18日までです。

委員の定数は11名です。

平成26年度決算審査に関する決算特別委員会分科会所管事項につきましては、総務民生分科会におきましては総務課、企画財政課、税務会計課、福祉保健課、町営診療所及び議会事務局の所管に属する事項並びに他の分科会の所管に属さない事項及び次の各特別会計の歳入歳出決算に関する事項であります。

教育産業建設分科会におきましては、農業委員会、建設課、産業振興課、農林振興課 及び教育委員会の所管に属する事項並びに各特別会計の歳入歳出決算に関する事項であ ります。

以上でございます。

○議長(芦崎達美君) ただいま朗読のとおり、決算特別委員会を設置することにご異議 ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって、決算特別委員会は設置される

ことに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、八 峰町議会委員会条例第6条第1項の規定によって議長より指名したいと思いますが、ご 異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。当席から指名いたします。

1番鈴木一彦君、2番笠原吉範君、3番水木壽保君、4番須藤正人君、5番腰山良悦君、6番柴田正高君、7番皆川鉄也君、8番嶋津宣美君、9番菊地 薫君、10番山本優人君、11番門脇直樹君、以上11名を指名します。

委員長・副委員長選任のため、暫時の間、休憩いたします。

ご協議いただきたいと思います。

午後 2時24分 休 憩

.....

午後 2時25分 再 開

○議長(芦崎達美君) 休憩前に引き続いて会議を開きます。

日程第23、決算特別委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告についてを議題とします。

ただいま互選結果について本席に通知がありましたので、ご報告いたします。

決算特別委員会委員長には9番菊地 薫君、副委員長には7番皆川鉄也君が互選されました。

日程第24、議案第86号、平成26年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第25、議案第87号、平成26年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、日程第26、議案第88号、平成26年度八峰町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、日程第27、議案第89号、平成26年度八峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第28、議案第90号、平成26年度八峰町沢目財産区特別会計歳入歳出決算認定について、日程第29、議案第91号、平成26年度八峰町営簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第30、議案第92号、平成26年度八峰町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第31、議案第93号、平成26年度八峰町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第31、議案第94号、平成26年度八峰町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第32、議案第94号、平成26年度八峰町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第33、議

案第95号、平成26年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について、 日程第34、議案第96号、平成26年度八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算認定について は、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

お諮りします。本議案は一括して決算特別委員会に付託したいと思いますが、ご異議 ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって、本議案は一括して決算特別委員会に付託することに決定しました。

日程第35、陳情第7号、「所得税法第56条の廃止を求める意見書」の提出についての 陳情を議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は総務民生常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって、陳情第7号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

今定例会全体会前までに審査を終了されるよう希望いたします。

日程第36、陳情第8号、マイナンバー制度の平成28年1月実施の延期と改正案の凍結を求める意見書の提出についての陳情を議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したい と思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって、陳情 8 号は委員会付託を省略 することに決定しました。

質疑を省略し、これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより陳情第8号を採決します。お諮りします。陳情第8号について、不採択とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって、本案は不採択とすることに決 定いたしました。

日程第37、陳情第9号、外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採択を求める陳情を議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したい と思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって、陳情9号は委員会付託を省略 することに決定しました。

質疑を省略し、これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより陳情第9号を採決します。お諮りします。陳情第9号について、採択とすることにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって、本案は採択とすることに決定 いたしました。

日程第38、発議第8号、外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の提出についてを議題とします。

朗読させます。藤田議会事務局長。

○議会事務局長(藤田吉孝君) それでは、発議第8号をご覧ください。

発議第8号

平成27年9月9日

八峰町議会議長 芦 崎 達 美 様

提出者 八峰町議会議員 鈴 木 一 彦 賛成者 嶋 津 同上 宣 美 柴 正 IJ]] 田 高 腰 山良 悦 IJ

外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書

標記の議案を別紙のとおり八峰町議会会議規則第14条により提出します。

提案理由でございます。

「陳情第9号、外国人の扶養控除制度の見直しを求める陳情について」を採択する旨 決定したので、関係行政庁に対し意見書を提出する必要があるためでございます。

以上でございます。

○議長(芦崎達美君) 質問を省略し、これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより発議第8号を採決します。お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

関係機関に意見書を送付いたします。

日程第39、陳情第10号、安全保障関連2法案(国際平和支援法案、平和安全法整備法案)の廃案を求める意見書採択に関する陳情を議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は総務民生常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって、陳情第10号は総務民生常任委員会に付託したいと思います。

今定例会全体会前までに審査を終了されるよう希望いたします

これで本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

なお、次回の本会議は、明日午前10時より開会し、一般質問を行います。

これにて散会します。ご苦労様でした。

午後 2時36分 散 会

署名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 芦 崎 達 美

同 署名議員 4番 須 藤 正 人

同署名議員 5番 腰 山 良 悦

同 署名議員 6番 柴 田 正 高

平成27年9月10日(木曜日)

議事日程第2号

平成27年9月10日(木曜日)午前10時開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

出席議員(12人)

1番 鈴 木 一 彦 2番 笠 原 吉範 3番 水 木 壽 保 4番 須藤 腰 良悦 6番 柴 高 正人 5番 Щ 田 正 7番 皆川鉄也 津 官美 8番 嶋 9番 菊 地 薫 10番 山 本 優 人 門脇 直樹 12番 芦 達美 11番 崎

欠席議員(0人)

説明のため出席した者

町 長 加藤 和夫 副町 長 伊藤 進 千 総務課長 教 育 長 葉 良 田村 正 税務会計課長 亚 公 明 企画財政課長 須 藤 金 德 雄 福祉保健課長 伸 一 教育次長 金田千秋 大 高 佐々木 喜兵衛 産業振興課長 米 伴宗 森 農林振興課長 建設課長 日 沼 正明 農業委員会事務局長 米 森 博 孝 生涯学習課長 工藤 金 悦 学校給食センター所長 木 村 学 あきた白神体験センター所長 佐藤博孝

議会事務局職員出席者

議会事務局長 藤田吉孝 書 記 吉元 和歌子

午前10時00分 開 議

○議長(芦崎達美君) おはようございます。傍聴者の皆さんには、足元の悪い中、ご出

席ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議会は、皆さんのお手元に配付しました日程表に従って進めてまいりたいと思いますので、宜しくお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、7番皆川鉄也君、8番 嶋津宣美君、9番菊地薫君の3名を指名します。

日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許します。6番議員、柴田正高君。

○6番(柴田正高君) おはようございます。傍聴の皆さん、悪天候の中ありがとうございました。トップバッターとして、私から2点について町長にお尋ねいたします。

1点目として、住宅貸付における条例の制定についてお尋ねいたします。

定住者への住宅貸付やお試し暮らし住宅貸付については、先の臨時議会において、町 営住宅管理条例を参考に、町営住宅入居者との間に不公平が生じないよう配慮した上で 貸付を行うとの説明でありました。そこで私は参考にという言葉を聞いて、町営住宅管 理条例を準用して、定住希望者やお試し住宅の方々に貸付けを行うものだと思っており ましたが、そうではなくて、定住促進空き家活用住宅の管理・運営に関する条例という 長たらしい名の条例や、施行規則に従って貸付けが行われるものだということを後でお 聞きいたしました。しかしこの条例は、空き家を活用した定住者のための条例であって、 移住者やお試し暮らしの希望者に限った条例ではありません。ですから、移住希望者や お試し暮らしの希望者には躊躇するような条文も幾つか見受けられます。例えば、12条 の連帯保証人を求めている点や施行規則の6条の3利用申込者及び同居者の町税等納税 証明書の提出を求めている点などであります。例えば、八峰町に縁もゆかりもない人が 町のホームページを見て、定住や移住して定住するため、またお試し暮らしをしてみた いなと思っても、この条文を見ると断念するのではないかなという感じがいたします。 同じ賃貸住宅であっても設置目的がまるで異なります。ひとスパン10年の長きにわたる 事業です。ここはそれぞれの目的にあった条例を制定し貸付けを行うべきだと思うので すが、町長の所見を伺います。

2点目といたしまして、宅地分譲についてお尋ねいたします。

町営住宅入居者の収入が基準を超えたために、やむなく住宅を退去された方の大半は町外に居住されております。中でも、隣の能代市への移住者が特に多いのであります。この方々を一人でも多く町内に留め置くためにも、旧役場跡地や沢目駅裏の町有地を区画整備し、地価よりも安く分譲販売するよう求めます。町長の所見を伺いいたします。

- ○議長(芦崎達美君) ただいまの6番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。 加藤町長。
- ○町長(加藤和夫君) 皆さんおはようございます。柴田正高議員のご質問にお答えをいたします。

はじめに、住宅貸付条例制定についてお答えいたします。

本町では本年度、移住定住を促進するため、国の地方創生先行型補助金や県の空き家利活用モデル事業補助金を活用して合計6戸の空き家を借り受け、改修した後に、移住、定住希望者に貸付ける「定住促進空き家改修事業」を進めており、現在、改修に係る実施設計業務を行っております。まもなく改修工事に入る予定でありますが、工事完成後は、移住者提案型住宅については、提案者である移住者が使用することになり、そのほかの町提案型住宅については、今後、町広報などで利用者を募集することになります。また、1戸については短期で利用する「お試し暮らし住宅」として活用したいと考えております。「同じ賃貸住宅とはいえ設置目的が全く異なることから、それぞれ貸付条例を制定し、その上で貸付けを行うべきではないか」とのご質問でありますが、空き家活用住宅の関係条例等については、本年3月議会定例会において「八峰町定住促進空き家活用住宅の管理運営に関する条例」を議決していただき、それを受けて、「八峰町定住促進空き家活用住宅の管理運営に関する条例施行規則」についても同様に制定しており、本条例や規則を順守しながら、「定住促進空き家改修事業」を積極的に推進しているところであります。

また、お試し暮らし住宅については、新たに条例を制定するのではなく、ほかの自治体の例も参考に要綱を定め、適切な管理運営及び利活用に努めてまいりたいと考えております。「移住希望者やお試し暮らしの希望者には躊躇するような条文も見受けられる」とのことでありますが、連帯保証人は町外の方でも良いことになっておりますし、町税など納税証明書とは、自分の住んでいた市や町の納税証明書を指しておりますので、移住希望者にも十分に対応可能な条文になっていると考えております。ただし、条文は専門的で分かりにくい面もありますので、移住希望者やお試し暮らし希望者に対しては分

かりやすいパンフレットなどを用意し、情報提供に努めてまいりたいと考えております。 次に、住宅地分譲についてのご質問にお答えいたします。

旧役場庁舎跡地の活用につきましては、これまで柴田議員やほかの議員の方からもご質問をいただき、お答えをしているところであります。当初から旧役場庁舎跡地は、住宅地利用を条件に開発業者に一括して売却する方向を模索してきておりますが、昨今の経済情勢を反映してか、業者の反応は思わしくなく、具体的な進展は現在もない状況であります。宅地分譲を検討したらどうかというご意見もありましたので、平成24年12月に、宅地分譲計画に関するアンケート調査を全世帯に実施しましたが、回収率が12.15%と低く、分譲に対する関心の低さの表れで、需要は低いのではと予想されました。宅地分譲で最も重要なことは、需要があるかどうかということで、多額の費用をかけて整備する以上、完売しなければ無駄になってしまいます。宅地分譲は、旧八森町でも旧峰浜村でも実施しましたが、販売価格が安価にもかかわらず、どちらも販売に苦戦したところであります。地価が下がっているものの、業者も開発に積極的ではない状況です。

また、旧八森庁舎跡地は、標高が低く海岸に近いため津波被害のおそれがあり、東日 本大震災を契機に防災意識が高くなっており、安全・安心が求められている中、分譲地 として適地になるのか疑問であります。旧峰浜庁舎跡地についても、電力の鉄塔及び高 圧線の移設が進まないことで障害等が心配されます。加えて、宅地分譲用に整備すると すれば、最近の工事単価の上昇により造成費や上下水道の整備費が高騰しており、分譲 単価も高くなることが予想されます。地価が下がっている現状を踏まえると、お得感が 少なく、完売しない可能性が高いと思われます。現在、旧八森庁舎跡地は、一部分を民 間の駐車場として貸付けをしており、短期では地域の祭りやイベント時の駐車場として、 また工事関連の資材置き場として貸付けしており、町でも研修バス置き場や冬場の雪捨 て場として利用しております。旧峰浜庁舎跡地は、冬場の雪捨て場として町も町民も利 用している所です。沢目駅裏の町有地については、一部分を駐車場として使用している ものの、大部分は雑木が生い茂り利用はしておりません。町営住宅入居者が、町外に移 住された理由はいろいろあると思います。分譲地がないだけの問題とは思えませんが、 引き続き町内に住みたい方のために、空き家の情報提供は効果的だと考えておりますし、 あわせて使用されていない宅地の情報提供も検討してみたいと考えております。旧役場 庁舎にしても、沢目駅裏の町有地にしても、需要や価格の問題、その土地の状況や条件 など様々な要素を総合的に検討した場合、現時点では宅地分譲することは考えておりま

せん。当面は現状のとおり利用しながら、住宅地利用を条件に開発業者に一括して売却 する方向を目指しながら、他の利活用方法も模索していきたいと考えております。 以上であります。

- ○議長(芦崎達美君) 6番議員、再質問はありませんか。6番柴田正高君。
- ○6番(柴田正高君) この貸付住宅の条例についてなんですが、この条文だけ見ると、それこそ連帯保証人、町内居住者に限らないという今答弁でありましたけれども、条文だけ見るとそういう印象は受けないんですね。借主及び連帯保証人の印鑑登録証明書とか、連帯保証人の住民票の写し、連帯保証人の源泉徴収票、所得証明書、その他の所得を証する書類云々で、町外居住者でもいいというのが文言の中にないんです。だから、この条例だけ見ればやっぱりホームページで見た方々は、知人も友人も縁故者もない人峰町にはちょっと二の足を踏むのではないかなと。そうすれば、こういう条例のない他の地域の方にやっぱり選択するんじゃないかなと。今、パンフレット等で十分にそういう問い合わせがあった場合、電話でお答えするとか、パンフレットでそういう何かのイベントに東京都内でイベントがあった等に足を運んでいただいた方に口頭で説明するとかという方法もありますけれども、ここの中に、もしあれであれば付け加えるという、そこの中で付け加えるというもの一つの方法かなと。

それから、この定住者は所得制限がないんですね。それこそ高額所得者でも住もうと思えば10年間住み続けることができる。それから敷金もない。そうすれば、もしかすれば3か月滞納すれば明け渡しすることのなっているんですが、それこそ逃げられる可能性というのは、言葉は悪いですが十分に想定され、それこそ町で家賃の回収が出来なくなるというおそれも十分にあります。町でいろいろ貸付けを行っているんですが、奨学金の貸付けや、それから高齢者住宅の貸付け等行っておりますが、それぞれに保証人を設けておるわけですけれども、借主が支払われない、支払うことが出来ない場合、町の方で今まで連帯保証人にその負担を求めたことはほとんどございません。まして町外の方の連帯保証人となれば、なおさらそれが難しいのではないかなとこういう感じを思っております。

それから、お試し住宅については、そんなに2年も3年も長くお試し住宅に住むという方はおらないんじゃないかなと思います。ですから、これはそれなりのやっぱり貸付けの条例なり規則なりを定めて、期間はひと月ならひと月という具合に定めて貸付けるようにしたらどうかなと、こう思って今質問をしているわけです。

それから、町営住宅の入居者との不公平感を生じないよう配慮するという先の臨時議 会での話でありましたけれども、町営住宅の入居者には非常に厳しい条件が課せられて おります。まず入居するには、低所得者でなければならないと。それから、同居人が必 ず居なければならない。それから敷金を3か月分納めなけばならない。毎年所得を町長 に申告しなければならない。それから、ある一定の基準額を超えれば退去しなければな らないなどのかなり厳しい条件が付けられているわけですけれども、このお試し住宅や 定住者の入居者には同居人も求められていない。それから所得もない。家賃はその改修 にかかった費用に応じて家賃が定められている。こういうかなり不公平を生じさせない ような配慮をすると言いながら、不公平を解消するような条例には、この定住活用住宅 の条例にはないんですね。ですから、やっぱりその町営住宅の退去者もこの定住の住宅 には入居することが出来るんですが、どちらかと言えば移住者対策のために整備する住 宅ではなかろうかと、こう考えるわけです。ですから、なかなか移住者を呼び込む、そ して空き家の活用に繋げる、だから条件を厳しくすればそれが叶わないというジレンマ を感じる点もございますけれども、やはり町営住宅の入居者、入居されている方々とあ まり不公平が生じないように、やはりちゃんと規則なりで整備するべきではないかなと 思いますけれども、今一度町長のお考えをお伺いいたします。

- ○議長(芦崎達美君) ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。
- ○町長(加藤和夫君) お答えをいたします。

まず、町営住宅と今回やろうとする住宅については、はっきり目的が違うということが前提であります。町営住宅の場合は、これはうちの方の町だけではなくて基準がちゃんと定められて、しかも住宅困窮者に対して住宅提供していくという目的で建てられたものですから、そういうための条件がいろいろ付されていると。これは現時点ではやむを得ない状況だろうと思います。今回の住宅について空き家活用の住宅については、はっきり定住や移住を促進するという今の町の現状を何とか打開していくための一つの施策として実行していくという状況ですから、自ずから今町営住宅としてやってきた場合との条件の違いはある程度やむを得ないのでないかなと思っています。これも今初めて実施するわけでありますから、やる中でまたいろんな問題点も出て可能性もないわけではないと思います。柴田議員からもいろいろ今言ったように支払い不能になる場合だってあるんじゃないかというふうな話などもいろいろあるわけでありますけれども、いずれそのために条例を制定したわけでありますけれども、この条例は何も町内の人だけでな

くて町外の人も一律にやっているわけで、ただ定住促進、あるいは移住という人から見るといろんな条件の中で何かこう違和感のあるようなものもあるかもしれません。そういった点については先ほど申し上げたように、要項等で定めながらできるだけそれを受入れ易いような状況で進めていきたいなと思っていますし、確かにこれだけ条例だけバンとみた場合ですね、分からない面も多々あると思いますので、そういう面では情報を提供する場合にもう少し分かり易く、こういう条件で住めますよということをお知らせしていきたいなというふうに思っております。いずれいろんなものが想定はされますけれども、そういう条件をいろいろ整理をしながら、出来るだけ促進に向けて進めやすいようなものを条件整備をしてまいりたいというふうに思っております。

- ○議長(芦崎達美君) ほかに質問ありませんか。6番柴田正高君。
- ○6番(柴田正高君) 私がもう一点心配しているのは、セカンドハウス的に利用される のではないかなという懸念がいたします。町外から移住してくる方、それこそ別荘みた いなセカンドハウスみたいな感覚で、籍はこっちへ置いて人が来る。夏分だけこっちへ 来ていて、また冬分になれば向こうへ行くという、そういう利用の仕方も当然想定され るわけです。そうすれば本来の目的から少しかけ離れた気がいたしますので、そういう 点もやっぱり附則の中になり折り込むなりしなきゃならないんじゃないかなと。これが 完璧なもので、今町長の答弁だと、これで全てを縛るということではないようですので、 そこら付近臨機応変と言いますかそういう形で対応していただければと思いますが、今 一度ご答弁をお願いいたします。
- ○議長(芦崎達美君) ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。
- ○町長(加藤和夫君) お答えをいたします。

この八峰町に来て住んでみるという人は、八峰町に対するいろんな思いがあって多分来る人だろうと思います。そういう面では、一時的に夏だけ来て冬帰るとかですね、そういう話にはならないんじゃないかと。ここに実際住んでみて、どういうふうなための住宅であるよということで周知しているわけでありますし、我々も当然入居するにあたっては本人ともいろんな話もするわけでありますので、そういった点はあまり心配する必要はないんではないかなというふうには思っています。いずれ、想定されない問題もまだあるかと思いますけれども、そういう点はいろいろやっていく中でまた改善をしていきたいなというふうに思います。

○議長(芦崎達美君) ほかに質問ありませんか。

- ○6番(柴田正高君) なし
- ○議長(芦崎達美君) 続いて2つ目の質問に対して、再質問ありませんか。6番柴田正 高君。
- ○6番(柴田正高君) 実は、この遊休施設の活用については、平成19年に当時の副町長 を座長といたしまして、各担当課の課長によって5回会を開きまして、我々議会にも報 告書を出してもらいました。この報告書の中で、先ほど町長の答弁にあったように、峰 浜庁舎跡地、八森庁舎跡地、それから旧エースソーイングの建物を解体して宅地分譲を 行うと、このように計画が示されております。それから7年も8年も経っているわけで すけれども、今般の社会情勢、それから先の峰浜、当時の松波団地の分譲の販売状況等 から勘案して先ほどの答弁だと思いますけれども、私が質問したのは、分譲してそれを 住宅を建てる人のために分譲を行うというのは一番の目的なんでしょうけれども、町営 住宅を退去された方を一人でも多く町内に留め置くために宅地を開発して分譲し、しか も安い値段で、なるほど多額の費用をかけた分は回収できないということになるんだろ うけれども、長い目で見れば固定資産税等で回収できるのではないかなという、私はか ように考えております。この町内から町外に人が流れ出ないように、その政策の一環と して宅地分譲をしていただきたいと申し上げているわけで、沢目駅裏の町有地は旧峰浜 村時代にあのふれあい橋を作ったあたり、村営住宅のために分譲するという明確な目的 であれを取得したものであります。それから昨日の議会でも出ましたけれども、松原1 号線、それもあの道路の改良も、それをあそこを分譲地とした場合を見越してあの道路 を改良したものだと記憶しております。立地的には駅の近く、学校の近くですので国道 も近いということで、まず分譲した場合かなりの希望者がおるのでないかという気もい たしております。3、4年前でしょうか、建設課で開発分譲の図面を作ったはずです確 か。たたき台も出来ておるはずですので、何とか検討していただけないかと、こういう 思いで質問をしたのであります。今一度町長のお考えをお聞かせください。
- ○議長(芦崎達美君) ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。
- ○町長(加藤和夫君) 考え方として、例えば町営住宅、高額の所得になって出ざるを得ないという人も確かにおるわけで、高くなればむしろ町営住宅へ入っているよりも自分で住宅建てた方がいいという考え方で出る方もいたということは承知をしております。 そういう方々に対して、やっぱり分譲というそういう柴田さんの考え方も分からないわけではありませんけれども、ただ先ほど申し上げられた駅裏の関係で、町住を建てるた

めにふれあい橋、あるいは松原1号線を整備したという話でありますけれども、ただ当時とまた状況が違ってきておりますし、それから汽車の時代でなく車の時代ですから、いろんな面を考えると適地なのかどうかということもまた考えなきゃならないわけであります。それから先ほど申し上げたとおり、今の中で町がじゃあ果たして全部金かけて分譲してやるのがいいのか、あるいは場合によったら、民間の力を借りながらそういった開発してくれるような人方に支援をしながら逆にそういうものをやってもらうとか、いろんな方法を考えた方がいいんじゃないかなと思っています。いずれにしても、ここに留まって住宅を建てて住みたいというそういう需要があるとすれば、それに応える形のものは考えていかなきゃないと思いますので、先ほど申し上げたとおり、そういった分譲する住宅地がどういった所にあるのかどうかの情報を少し整理をしながら、そういう方々に情報提供していければいいのかなというふうに考えております。

- ○議長(芦崎達美君) ほかに質問ありませんか。
- ○6番(柴田正高君) ありません。
- ○議長(芦崎達美君) これで、6番議員の一般質問を終了します。 次に、2番議員の一般質問を許します。2番笠原吉範君。
- ○2番(笠原吉範君) おはようございます。いささか緊張しております。傍聴者の皆様ご苦労様でございます。

私からは今日2点について質問をさせていただきます。

最初の質問は、若者の町外流出防止についてであります。

人口減少の要因の一つは、就職や進学などにより大都市へ若者が流出してしまうことです。都会へ流出した若者は、ふるさとをどのように考えているのでしょうか。能代市が今年成人式を迎えた若者に対して行なったアンケートでは、「すぐにでも帰りたい」「近い将来帰りたい」「いずれ帰りたい」を合わせると、82.3%という結果が出ました。これらの「帰りたい」と思っている若者に対して、行政として何らかの手助けをする必要があるのではないでしょうか。企業誘致などの雇用の創出が重要な課題であるのは言うまでもありませんが、それと並行して帰りたいと思っている若者の背中を押すような対策が必要だと考えます。

1つ目として、高校・専門学校・大学等を卒業し、町外に籍を置いて就職する若者に 就職奨励金などの支援はできないかお尋ねします。

次に、町内に留まった数少ない若者が、結婚を機に能代市へ転居してしまうという問

題についてです。親が元気なうちはと結婚を機に能代に転居しアパートに入居する例が 見受けられます。特に、職場が能代市であればなおさらです。そのうち子どもが生まれ、 小学校・中学校へと進学すると、友だちや部活などの問題で、八峰町には帰らず能代の 市民になってしまいます。そこで、子育て支援住宅の支援を真剣に考える時ではないで しょうか。八峰町少子高齢化人口減対策会議では、ポンポコ山周辺に建設してはどうか という意見が出たようですが、私は旧峰浜庁舎跡地に建設した方がいいのではないかと 思います。子ども園、小学校・中学校や沢目駅も近く、能代市中心部へ車で15分ほどと 子育てに適した場所ではないでしょうか。

2つ目として、峰浜庁舎跡地に子育て支援住宅を建設出来ないか、お尋ねします。 続いて、第2問目です。

八峰町ホームページの更新について質問させていただきます。

八峰町のホームページに関しては、使い勝手が悪く、たびたび指摘されているにも関わらず、未だに更新されていないのはなぜでしょうか。ホームページは町の情報を発信し、八峰町を訪れたことのない人に町の魅力を知ってもらう重要な手段です。観光、移住・定住やふるさと納税などに直接関わるのがホームページだと思います。また、3歳以上保育料無料化、給食費半額措置、中学校までの医療費無料化等の少子高齢化、人口減対策に直結する情報の掲載が全くありません。早急にリニューアルし、情報の更新をする必要があると思いますが、町長の考えをお尋ねします。

- ○議長(芦崎達美君) ただいまの2番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。 加藤町長。
- ○町長(加藤和夫君) 笠原吉範議員のご質問にお答えをいたします。

はじめに、若者の町外流出防止についてでありますが、現在、町の総合戦略策定委員会において、町の人口ビジョンについての検討を行っておりますが、現状分析の中間報告において、大学や専門学校などへ進学のために転出した若者の多くが、卒業後地元に帰って来ないという結果が数値やグラフに表れております。今後、人口動向や雇用・就労状況などをより詳細に分析し、町の将来人口を推計した人口ビジョンを策定することとしており、また、その人口ビジョンを基に、「雇用創出のための産業振興」「移住・定住対策」「少子化対策」「人口減少社会への対応」の4プロジェクトごとに、具体的な施策案も総合戦略策定員会で提案していただくことにしております。

若者の県内定着の促進策について、秋田県の総合戦略案では、移住・定住対策の一施

策として「奨学金返還額の助成制度の創設」を掲げており、その内容は、県内企業に就職した大卒者等に対する奨学金返還金の一部を助成するというものでありますが、本町においても、このような奨学金返還金制度や笠原議員ご提案の「高校・専門学校・大学等を卒業し、町内に籍を置いて就職する若者に対する就職奨励金制度」なども含め、総合戦略策定委員会等で十分に議論してまいりたいと考えております。

「峰浜庁舎跡に、子育て支援住宅を建設出来ないか」についてでありますが、本町には、現在93戸の町営住宅が整備されており、今年度は定住促進空き家活用住宅も6戸整備することにしておりますが、今後の若者や子育て世代の定住促進策の一つとして、子育て支援住宅などを整備することは、良いアイデアであると私も考えます。ただし、子育て支援住宅を整備する際に、町が事業主体で整備するのか、民間が整備するものに対して町が一部助成するのかなど、整備の手法については、今後十分な議論が必要であると考えます。また、建設場所についても、峰浜庁舎跡地が適地かは、先ほど柴田議員にも申し上げたとおりの問題もありますので、検討の余地があるものと思います。若者の町内定着の促進は、人口が急速に減少する本町にとって、最も重要なテーマの一つと考えており、総合戦略策定委員会や総合振興計画審議会での議論してまいりたいと考えておりますので、今後も議員各位からのご提言を宜しくお願いいたします。

次に、八峰町ホームページの更新についてでありますが、笠原議員ご指摘のとおり、本町のホームページについて、閲覧される方々から、「目的のページにたどり着くのに時間がかかる」、「見づらい」などのご指摘をいただいたほか、更新作業をする職員からは「更新に手間がかかり操作しづらい」との意見がありました。このことから、平成26年度繰越事業として、現在ホームページ更新事業に着手しております。これまでの状況でありますが、6月にホームページの制作業務で実績のある県内4業者からそれぞれプレゼンテーションしていただき、操作性、拡張性、サポート体制、委託業務見積額などを総合的に判断し、業務委託業者をADK富士システムに選定し、現在、既存ホームページからのデータ移行作業を行っております。この後、最新データへの更新や新たなページの追加作業などを行い、10月末には一括更新して新しいホームページに生まれ変わる予定であります。また、新しいホームページには、ふりがな、背景色や文字色の変更など、バリアフリー機能を備えるほか、スマートフォン向けサイトに自動変換して掲載される機能や災害時に画面が切り替わる機能など、新たな機能も多く装備されます。ホームページ閲覧者が見やすく、使いやすく、職員も操作しやすいものになるよう更新

作業を進めておりますので、宜しくお願いいたします。

3歳以上保育料無料化・給食費半額措置・中学生まで医療費無料化等の少子化、人口減対策に直結する情報の掲載がないとのことでありますが、ご指摘のとおり、現在のホームページに直接的な掲載はありませんが、ホームページ中の「八峰町空き家情報室」からリンクを貼っている「全国移住ナビ」には、八峰町の移住・定住情報として、子育て支援策や住宅情報、雇用情報等が詳細に掲載されております。この「全国移住ナビ」は、移住・定住情報サイトの中で最も多くの人に閲覧されているサイトであり、本町はいち早くPR用3分動画をアップするなど、本サイトを積極的に活用している自治体の一つであります。子育て支援策の情報については、本町ホームページへの掲載も行いますが、閲覧件数の多い移住情報サイトを活用した移住情報の発信についても、今後も引き続き実施してまいりたいと考えております。

- ○議長(芦崎達美君) 2番議員、再質問はありませんか。2番笠原吉範君。
- ○2番(笠原吉範君) 2番笠原です。

まずは最初に、奨励金ですけども、移住者に対しては移住奨励金というのがあるんで すね。よそから来る人には支援があって、町内に留まりたいという若者に支援がないと いうのはいかがなものかと思いますが、その点をお答えください。

- ○議長(芦崎達美君) ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。
- ○町長(加藤和夫君) お答えをいたします。

町内に住んでいる中では様々な支援策をしてまいりましたけれども、確かに今、就職した場合に幾ら奨励金を出すとかそういうものについてはありませんので、先ほど申し上げたとおり、今後の総合戦略会議などで問題提起をしながら、そういった方向についても議論してみたいというふうに思っています。

- ○議長(芦崎達美君) ほかに質問ありませんか。2番笠原吉範君。
- ○2番(笠原吉範君) 是非前向きに検討していただければいいと思います。

次に、子育て支援住宅に関してですが、町長は先ほど来言っているように、子育てに対する支援が充実しております。いわゆるソフトが充実しております。次はやはり、ソフトが充実した後はハードだと思います。ハードとソフトがうまく回って若者が町に留まる、または若い夫婦が八峰町にやって来るというような、そういった子育て支援住宅が是非必要ではないかと思います。先ほど町長の答弁に民間企業に委託して、その一部を助成するとかという話が今ありましたけれども、この景気回復に実感のないこの地区

で、民間企業が手を挙げるとは到底思えないわけです。毎年150人余りの人口減が続くこの八峰町において、足踏みをしている場合ではないと私は思います。早急に若い子育て世代を呼び込む、そして子育て世代を逃がさない、そういった子育て支援住宅の建設を希望するものであります。今一度答弁をお願いいたします。

- ○議長(芦崎達美君) ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。
- ○町長(加藤和夫君) 考え方として、今の子育て支援策の一つとしてそういう住宅の支援についても考えたらいいのではないかということですので、その点については私もアイデアの一つとして非常にいいなというふうには思っております。ただ、その整備する手法については、町が全部金を出して全部提供するという方法がいいのか、様々な手法が考えられますので、そういった点についてこの後いろいろ議論しながら、いい方法を選んでまいりたいなというふうに思っています。
- ○議長(芦崎達美君) ほかに質問ありませんか。
- ○2番(笠原吉範君) ありません。
- ○議長(芦崎達美君) 2つ目の質問について再質問ありませんか。2番笠原吉範君。 ホームページについて質問をさせていただきます。

私の記憶では、12月の定例議会において、ホームページ更新料として594万円が計上されたと記憶しております。その時に、なぜこんなにお金がかかるのかという私の質問に対して担当課長が、後で内訳・詳細については知らせますという返答がありましたが、その内訳や詳細も出てこず、6月末を目処に更新するといったのが、今9月になっても更新されておりません。今町長の答弁を聞くと、6月に4業者を集めて入札等を行ったと。12月の補正で予算付いているものが、なぜ6月でないとそれが出来なかったのかということについてお尋ねします。。

- ○議長(芦崎達美君) ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。須藤企画財政課 長。
- ○企画財政課長(須藤徳雄君) お答えいたします。

大変申し訳なく思っております。おっしゃるとおり、昨年の12月の議会におきましてホームページを早めに更新しようということで予算化をしました。そして、今年の6月を目指すということで繰越しもお願いいたしました。ただし、これはマンパワーの関係と申しましょうか、町の担当職員において様々な今業務をしております。一番多い業務といたしましては、ふるさと納税の関係、それから自治会の育成補助金の関係の業務が

進んだということで、ある程度ホームページの業者には情報提供しておりましたけれども、なかなかまとまらなかったということから、今年の6月にようやく県内の業者からデモンストレーション等々をお願いしながら決まりました。それで、最初500万円というような予算についてもこちらの方でいろいろ精査した結果、実際は172万8,000円という価格で今契約は済みました。そして、10月30日までの移行期間ということで頑張っておりますのでどうか宜しくお願いしたいと。本当に6月がもう10月末までということで、遅れてしまったことに対しては申し訳なく思っております。

以上であります。

- ○議長(芦崎達美君) ほかに質問ありませんか。2番笠原吉範君。
- ○2番(笠原吉範君) いろいろ業務が忙しいのは分かりますけれども、役場職員だけが 忙しいのではなくて、民間でもかなり忙しいわけです。民間の業者であれば、優良な企 業であればあるほどホームページというのは大事で、日々更新されているわけです。旧 八森町のホームページを活用して今まできたと。今年で10年になるわけですよね。たび たびホームページはいかがかということを言われ続けてきたにも関わらず、この10年な ぜ出来なかったのかということをお聞きしたいと思います。
- ○議長(芦崎達美君) ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。
- ○町長(加藤和夫君) お答えをいたします。

まず、ずっと遅れてきたことについて、率直にお詫びを申し上げたいと思います。確かに、いろんな合併当時の状況、それから近くは電算の共同化の問題等でその中で出来ないかとか様々な動きがあって、今日まで遅れてしまったことについては、非常に本当申し訳ないと思っているし、少しそういう面での手立てが少し不足してあったと思いますので私自身も反省をしながら、この後しっかりしたものを作って、更新もしっかりやっていきますので、何とか一つご容赦をお願いしたいと思います。

- ○議長(芦崎達美君) ほかに質問ありませんか。2番笠原吉範君。
- ○2番(笠原吉範君) 来月更新されるということで少し安心しております。ただ、先の 6月定例議会で、鈴木議員から役場の仕事にスピード感がないという発言がありました が、私もそれを一言最後に言って終わりたいと思います。答弁は要りません。
- ○議長(芦崎達美君) これで2番議員の一般質問を終了いたします。 休憩いたします。再開は10時56分。

午前10時50分休憩

.....

午前10時56分 再 開

- ○議長(芦崎達美君) 休憩前に引き続き、一般質問を行います。 次に、10番議員の一般質問を許します。10番山本優人君。
- ○10番(山本優人君) 皆さんおはようございます。

通告に基づき、質問いたします。

はじめに、消防団の活動計画について質問します。

地域防災に重要な組織である消防団は、火災・水害・津波などの災害の際に、住民に最も頼られる立場にあり、本業の仕事を持つ傍ら、町民の生命と財産を守るため訓練を行い活動をし町民を守ってくれております。災害は忘れた頃にやって来ると昔から言われているように、火災はもちろん、最近では局地的に大雨を降らすゲリラ豪雨など、気象災害をはじめ、更に大規模地震や津波の発生が危惧される事を考えると、消防団組織の充実は地域の防災力の要として必要不可欠と言えます。このように消防団の必要性は増すばかりである半面、消防団員の確保やその運営は、近年の人口減少や社会構造、地域環境の変化と東日本大震災の活動事故例による消防団組織の活動計画など、多くの課題があるのではないでしょうか。私が議員になってから消防団の活動課題を中心に議会が議論したことがないと記憶していますが、町民の生命・財産に関わる消防団の活動を考えれば、行政と議会が現状認識を共有し、協議を重ね支援策を構築していくことは大変重要であると考えることから、現状の課題や問題を質問します。

1点目、消防団員の定員281人と定められておりますが、少子高齢化により団員数の減少が想定される。それによる消防活動に及ぼす影響はどうなりますか。

2点目、15分団ある分団員の平均年齢が高くなっていると思いますが、分団による高齢化している分団と、低年齢を維持している分団とで消防活動に問題がないのですか。

3点目、過去団員の多くは農業者や自営業者だったものが、離農や商店等の自営廃業により、現在は日中地元不在の町外勤務のサラリーマン団員が多数を占めていると思われます。活動の支障や問題はどのようなものですか。

4点目、津波災害にあっては消防団を含めた全ての人が自分の命、家族の命を守るため、避難行動を最優先し、消防団員が自らの命を守ることがその後の消防活動において多くの命を救う基本であることにも関わらず、先日の魁新聞に消防団の安全管理マニュアルの未整備が指摘されていましたが、活動の安全管理の体制はどうなっているのです

か。

次に、移住・定住の取り組みについてであります。

全国の自治体が人口減少、流出への対応としての定住のための環境整備を行って、移 住者を受け入れるため様々な施策を考え実施しています。しかし、自治体にとって移住 してもらいたいからという理由で、住民でもない者に様々なサービスを提供しても彼ら が住民となってくれるわけではありません。これを確実なものとしていく時に問われる のは、何を目的として移住してもらいたいのか。それは、町にとってはどれほど重要な ことなのかという基本的な考えをきっちり決める必要があるのではないでしょうか。移 住者の受入れに税金や職員の労力をかけ、他の役割や目的を果たしてくれることを期待 し、人口減少を少しでもくい止めるといっても、それは一時しのぎに過ぎず、減少その ものが止まるわけではなく、農村地域においては所有者世帯の離農や所有者の死亡によっ て持ち主不在の空き家は多くなり、地元にとっては空き家の老朽化や火災による燃焼被 害の懸念、農地の耕作放棄地拡大など、空き家の発生が住民の安全を脅かし、産業の衰 退を招くのであれば、町として対応しなければならないわけであります。一例として、 空き家の情報を行政が管理し、農業を行いたいと思っている空き家の利用希望者に提供 することによって空き家に定住してもらうよう働きかける。町にとって移住者は、まず 居住してもらうだけで資産利用・建物管理という役割を担ってもらい、田畑を利用して もらえれば農地の問題も解決でき、何より減る一方の地域コミュニティの担い手として 役割を期待出来るものであるということを、多額の歳出に懸念を抱いている町民に説明 する必要があるのではないのですか。そこで、移住・定住の取り組みの考えを質問いた します。

1点目、地域の担い手としてなのか、地元企業への補充雇用者なのか、移住者への求めるものは何なのでしょうか。

2点目、住宅情報や求人情報、地域習慣、慣習など、移住・定住への情報提供の内容 はどの程度まで提供でき、または提供すると考えているのでしょうか。

3点目、自治会長等を相談員に想定しているようですが、移住・定住者への支援体制 はどのように考えているのでしょうか。

4点目、誰しもが若者の移住が理想と思うのですが、移住者の受け入れ年齢のターゲットを絞っているのでしょうか。

以上2課題、質問をいたします。宜しくご答弁ください。

- ○議長(芦崎達美君) ただいまの10番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。 加藤町長。
- ○町長(加藤和夫君) 山本優人議員のご質問にお答えをいたします。

まず、消防団の活動計画についての1点目、団員減少が消防活動に及ぼす影響につい てでありますが、町の消防団員数は9月1日現在で245人となっており、定数である281 人から36人少ない状況となっております。定数に対する充足率は87.2%となっておりま す。充足率が100%の分団から60%の分団まで様々ですが、火災出動に必要な人数は確保 しているところであり、特別支障をきたしているわけではありませんが、年々減少傾向 にあり、いかに団員を確保するかが課題となっております。消防団員の減少傾向は、当 町に限らず全国的な課題でもあります。ご承知のとおり、消防団員はほかに本業を持ち ながらも「自らの地域は自ら守る」という郷土愛護の精神に基づき参加し活動を行って おり、地域の安全確保のため果たす役割は極めて大きいものです。以前は、商店主や農 業従事者や自営業の方が多く団員になっておりましたが、その後、ライフスタイルの変 化などにより若者が消防団になかなか入団してくれなくなったことと、加えて消防団員 の被雇用化が進んだことが要因と考えられます。町でも消防団員を募集したり、消防団 も個別に勧誘したりしておりますが、なかなか入団する人がいないという現状です。こ のような中で、女性団員が4人になったことは明るい材料と思っております。災害時な どで果たす消防団の役割は非常に大きいものがありますので、今後も消防団と共に団員 確保に努めてまいります。

2つ目の団員の年齢構成割合ですが、20代が8.2%、30代が28.2%、40代が31.4%、50代が25.7%、60代以降が6.5%となっており、40代が一番多くなっております。平均年齢は43.7歳で、全国的にも消防団員の年齢が上がっています。第1分団から第15分団まで分団別に見ますと、30代の割合が一番多い分団数が5分団で、40代の割合が一番多い分団数が7分団あり、50代が一番多い分団数が3分団となっております。中には50代と60代が半数以上を占める分団もあり、現在は活動に支障はありませんが、今後のことを考えると若い人の入団が必要と考えております。

3つ目の団員の被雇用者率については、82.9%と高い率になっております。被雇用者率が高くなっているのも当町のみでなく全国的な傾向です。消防団員のうち、商店主や農業従事者や自営業の方は、特に許可も必要なく自ら消防活動などに参加出来るわけですが、被雇用者の場合は、雇い主の許可や理解がなければ消火活動などに参加出来ない

という課題があります。事業所などの消防団活動に対する協力と理解が必要であり、ご 協力をお願いしてまいりたいと考えております。

4つ目の活動に際しての安全管理体制についてですが、これまで消防団の活動方針や活動方法、活動内容、安全管理を含めた注意事項、そして技術の向上などについては、消防団幹部会で話し合い、決定した事項に従い、幹部や消防署の指導や訓練により団員が習得してきましたし、消防団員の研修も行ってきているところであります。しかしながら、東日本大震災で、活動中の多数の消防団員が犠牲になりました。当町では、東日本大震災後、消防団幹部会で、津波発生時にはまず自分の身を守ることを最優先に避難することや、その後状況をみて救助・救援活動を行うことなど確認しておりますが、文書化したマニュアル作成はしておりませんでした。東日本大震災を教訓に消防団の安全マニュアルを作成するようになり、当町でも地域防災計画の作成やほかのマニュアル作成などと共に、消防団の安全管理マニュアルの作成も進めてまいりました。このほど活動内容や安全対策をまとめたマニュアルが完成しましたので、このあと開催される消防団幹部会で周知することとしております。

次に、移住定住の取り組みについてお答えをいたします。

国立社会保障人口問題研究所の将来推計人口によりますと、本町の2040年の人口は 4,179人で、2010年と比較して実に56.3%減少する推計となっており、日本創生会議・人口減少問題検討分科会では更に減少する推計であり、消滅可能性自治体の一つとなっているのは山本議員もご承知のとおりであります。町では、これまで過疎対策事業や山村振興事業など、人口減少に歯止めをかけるための事業を昭和40年代後半から長期にわたり実施してまいりましたが、依然として人口減少に歯止めがかからない厳しい状況にあります。この状況は本町に限らず、日本全体、特に地方の最重要課題であることから、国では昨年度、「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、地方が行う人口減対策に対する財源措置として地方創生先行型補助金などを交付しました。本町では、交付金事業として、「地方版総合戦略策定事業」「地域特産品販路拡大事業」「移住促進・受入体制強化事業」については、全国的に先駆的事例であるとの評価をいただいており、移住・定住の促進は人口減対策の有効な手段であると考えております。

山本議員ご質問の1つ目、「移住者に求めるものは」についてでありますが、本町に

転入される方々はそれぞれ様々な事情や思いがあって、本町へ移住してまいります。したがいまして、移住者に何かを求めるのではなく、移住された全ての方々が1日も早く地域に溶け込み住民との交流を深め、本町を第二、第三のふるさととして愛して下さるように、町や地域住民が温かく受け入れることが大事であると考えます。このため、移住者が一日も早く「よそ者」ではなく「地域の仲間」となるような施策を実施したいと考えております。

2つ目の「移住定住者への情報提供の内容は」についてでありますが、現在、移住・ 定住希望者に対しましては、セミナーや相談会、移住情報サイトなどを通じて町の情報 を積極的に提供しておりますが、移住・定住された方々に対しては、一般町民と同様の 情報提供に留まっております。できれば、移住されてから地域に慣れるまでは、町や地 域のリーダーなどが様々なフォローする体制づくりが必要と考えておりますが、役場の 担当だけでは不十分な面もありますので、その業務を専門に担う「移住コンシェルジュ」 の設置を検討しているところであります。

3つ目の質問「移住定住者への支援体制は」にも関連しますが、移住コンシェルジュが配置できれば、移住窓口の充実が図られると共に、移住希望者への情報発信の充実も期待できます。また、既に移住された方々への様々な支援、相談業務も充実されるものと考えております。本年度、移住された方々を対象に交流会を開催し、町と移住者や移住者相互のネットワークづくりに着手しましたが、今後も交流会を開催すると共に、先輩移住者をコンシェルジュとして育成する事業も予定しており、移住・定住者への支援体制の強化を図ることとしております。

4つ目の「移住者の受入年齢ターゲットは」についてでありますが、先ほど説明したとおり、本町に転入される方々には個々に事情や思いがあって本町へ転入されることから、一概に移住者の選択は出来ないわけでありますが、本年7月に、県長寿社会課がまとめた市町村別高齢者数・高齢化率で、本町の高齢化率の上昇幅が2.3ポイント増と全県で最も大きく、比率も43.3%と全県で4位という結果であったことなどから、高齢化に少しでもブレーキをかけるためにも、若者や子育て世代の方々をターゲットとした移住促進策をこれまで以上に実施しなければならないものと考えております。山本議員の「空き家利用希望者に農地情報も提供し、定住を促進する」というご提案でありますが、現在、本町の空き家バンクでは、田畑の有無について掲載できるものは掲載しておりますが、面積などについては情報提供しておりません。最近、町内でも移住して農業を始め

る方も出てまいりましたので、山本議員ご提案の農業振興と移住促進をリンクさせた施 策は必要と考えます。また、移住定住事業を成功させるためには、地域住民の理解が必 要不可欠であると言われておりますので、これからの本町に、移住・定住促進の施策が 重要な事業の一つであるということを様々な機会を通して、町民に説明をしてまいりた いと考えております。

- ○議長(芦崎達美君) 10番議員、再質問ありませんか。10番山本優人君。
- ○10番(山本優人君) いろいろ消防団の現状の内容を説明いただきましたが、少子高齢化ということで、各団ともこれからどんどんどんどん新入団員というか、そういう方が減っていくと思われるわけですよ。そうしていった中で、いつまで15分団が15維持できていくのか、もしかしたら統廃合ということがあり得るのか、その辺の見通しについて聞きたいと思います。
- ○議長(芦崎達美君) ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。
- ○町長(加藤和夫君) お答えをいたします。

15分団制になったのは、合併してからいろいろ分団の統合等やりまして現在の体制になっております。確かに分団員の減少等もございますけれども、当面はまだ15分団を維持できると見込んでおります。したがって、この団を維持するためにいろんな手をつくしていかなきゃならないと思いますし。先ほど申し上げたように、女性の団員の確保であるとか、あるいはまた最近言われているように機能別の団員を確保するとか、そういったいろんな方法をやりながら、当面は今の体制を維持できるように頑張ってまりたいなと思っております。

- ○議長(芦崎達美君) ほかに質問ありませんか。10番山本優人君。
- ○10番(山本優人君) 私が議員になってから初めて女性が消防団員に入ってということを記憶しているんですが、今現在4人ということで非常に女性の方の役割というものもあると思うわけですよ。広報の部隊という形とかですね、いろんな救護活動に参加するということもあるだろうと。それ以外に、先ほど町長が言ったように、例えば機能別消防団という方法、それから旧OB、旧というかOBですね。OBの方の使い方というふうなこともあるだろうと思うわけです。15分団は今後も、集落が今までどおり点々としている状況であれば、この15分団というのはやっぱり維持していかざるを得ないだろうと。そうした場合には、女性それからOBの活用、こういうようなことも考えておかないと維持というものが出来ていかないだろうと。火災ばかりに限らず、災害の場合も

やっぱり地元の人が一番詳しいわけで、救助に当たる場合は、普段若者は能代の会社等に勤めているわけでほとんど用はたたないわけです。普段いる、例えば中高年の女性であったり、地元の農業者だったりOBですね。そういうふうなことを雇用というか活動するような施策を是非とっていただきたいなと思うわけですが、その辺は進みという考えはあるのでしょうか。

- ○議長(芦崎達美君) ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。
- ○町長(加藤和夫君) お答えをいたします。

先ほども申し上げましたけれども、近くでは三種町とか、あるいは能代市にもこの機能別団員というのを今、導入しながらそれなりの成果を収めているようでありますので、八峰町としてもそこら辺についてはこれから取り組んでまいりたいなと考えています。いずれ15分団体制については、町の考え方だけじゃなくて、消防団の幹部会含めた様々な議論の末に今の組織があるわけでありますので、この後も幹部会の意見なども聞きながら、当然、機能別消防団員を募集するとすれば、各団に所属しながらやっていくわけでありますので団との調整とか様々な問題も出てまいりますので、そこら辺もいろいろ調整をしながら、出来るだけ今の団体制を維持できるように努力をしてまいりたいなと思います。

○議長(芦崎達美君) ほかに質問ありませんか。10番山本優人君。

安全管理マニュアル今現在作って配布するということだわけですけれども、各地のマニュアルを見ると、安全管理マニュアルの中で活動時間というのが地震発生後20分以内という書き方をしておったんですが、日本海中部地震の時に第一波が来たのが15分後だったわけですよ。先日防災計画を見ると、県の指針は11分から12分だというふうな記載があったわけですけれども、この辺のところは十分認識されてこのマニュアルを作っておられるのかどうかお聞きしたいと思います。

- ○議長(芦崎達美君) ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。
- ○町長(加藤和夫君) マニュアルについては作成中であったんですけれども、魁の取材を受ける際にそこら辺がよく届いていなかったようなんでその点は非常に申し訳なかったと思いますけれども、今はもう出来上がりました。その後配布するだけになっておりますけれども、その内容からいくと今のところ地震発生時から11分と、こういう想定の下に今やって、マニュアル上はですね、組立ておりますので、宜しくお願いします。
- ○議長(芦崎達美君) ほかに質問ありませんか。10番山本優人君。

- ○10番(山本優人君) 町内に例えば災害があった時に災害本部なんて設置されるわけですけれども、議会としてもやっぱりそういうふうな町内の災害というふうなものは議員個々の見回りも必要ですけれども、情報としてしっかり把握する必要があると思うわけですよ。そうした場合、議会も大規模災害の場合には、応援体制なり、相談相手にもなる必要があると思うわけです。先日、議長に議員の大規模災害の対処マニュアルというふうなものを提案しておりますけれども、是非議会と行政がそういう災害の時に相談し合える、協力し合える体制を是非構築してもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。
- ○議長(芦崎達美君) ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。
- ○町長(加藤和夫君) お答えをいたします。

今の防災計画の中で、災害あった場合の対策本部の設置とか細かく書かれていますので、それに沿って設置をするわけでありますけれども、当然その規模とか内容によっては議員の皆さん方にも十分支援をしていただかなきゃならない面もありますし、通例であればいろんな災害後には議員の皆さんを招集しながら内容をお知らせをして、そして対応の状況についてもご理解を願っているわけでありますけれども、今新たに議員から提案された議員としての活動マニュアル的なものの提案であるとすれば、この後そこら辺議員の皆さんと相談をしながら、必要であればそれに応じて我々も考えていきたいと思います。

- ○議長(芦崎達美君) ほかに質問ありませんか。
- ○10番(山本優人君) ありません。
- ○議長(芦崎達美君) 2つ目の質問について、再質問ありませんか。10番山本優人君。
- ○10番(山本優人君) はじめに、答弁の中で、ターゲットを求めていないということですけれども、「ふるさとを愛してくれる」売り文句は何なんでしょうかということを最初にお尋ねしたいと思います。
- ○議長(芦崎達美君) ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。
- ○町長(加藤和夫君) お答えをいたします。

今様々な要素があって、例えば、統計的に見ると、今の若い層でも半分ぐらいは都会の暮らしから今の地方の暮らしをしてみたいという希望者がアンケートの結果出ています。そういうものであるとか、あるいはまたふるさとを離れて定年を迎えたと、その後ふるさとで暮らしてみたいと、そういう人もおります。あるいはまた、高齢者であって

都会のいろんななかなか入所出来ないよりも地方に来て入所してみたいとか、様々なそういうニーズがございますので、そういったいろんなニーズでやっぱり地方に住んでみたいという人は、広く門戸を開けて、特に八峰町に住んでいただけるというのであれば、それを快く迎えていくというような方向で今回のいろんな施策を組み立てられておりますので、そういう方向で自分方町だけでなくて、住民の方々からもそういう迎え入れるような体制を、あるいはまた理解をしてもらえるようなことをこれからしていかなければならないんではないかなというふうに思っています。

- ○議長(芦崎達美君) ほかに質問ありませんか。10番山本優人君。
- ○10番(山本優人君) 先ほど笠原議員も質問したんですが、やっぱり定住者への情報 というのがなかなか、町内においても見えないのに町外の人がしっかり理解しているの かなと。その情報というのがどういうふうに得ているのかなあと。先ほど別のサイトで 情報発信をしていると、動画なんかを見せて八峰町のいい所を出していますよというふ うな言い方あったんですが、ほとんどが東京の方に行って面通しの中で対で説明してい る程度で、その人数程度であれば、ほとんど知られていないのではないかと。一番最初 の突込みがあまりにも小さいのではないかなというふうに感じるわけですよ。考え方に よってはそういう移住をしたいという意思のある人が来るというふうな考え方でありま すから確率的には高いだろうと思いますけれども、やはり一番最初に八峰町というのは どんな所というふうな、移住する時にはどういう特典があるの、例えば地域の祭り・習 慣そういうふうなものがどういうふうになっているのと、それを相談する相手はいるの といろんな情報が必要なわけです。そういうふうな情報の内容がどうやって発信していっ ているのか。逆に、何も発信されていないではないかと。それによって関心が低いので はないのかなというふうに思うわけですよ。そういうことが移住・定住の希望がほとん どない。先日にはふるさと応援隊すらまだ決まっていない、そういうふうな状況になっ ているんだろうと思うわけです。その辺のところをどのようにこれから充実していくの か伺いたいと思います。
- ○議長(芦崎達美君) ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。
- ○町長(加藤和夫君) さっぱりやっている跡が見えないようでありますけれども、まず帰りましたら「全国移住ナビ」を是非開いて見てみてください。どういう形で八峰町がPRされているか、見てただければ非常に分かりやすく出来ていますのでご覧いただければと思います。いずれ、今これまで東京のいろんな相談会であったり、あるいはまた

セミナーであったり、様々な機会、更には物産の販売あればそれに担当者も一緒に行ってPRする、様々な角度でこれまでも進めてまいりました。今回の地域おこし協力隊については、うちの方でほかの所と違って、募集の形がこれとこれという、むしろ条件付けたのが逆にそれ以外にはだめということで来れない状況になっていますので、そういう反省の下に、この後は先ほど申し上げたように、もう少し門戸を拡げながら自由に八峰町に来てやってみたい、住んでみたいという人に焦点を合わせながらやっていこうかなというふうに考えています。その町によっていろんな取り組み方を今していますけれども、例えば三種町であれば、地元のNPO法人と、それからふるさと会の東京での活動をリンクさせながら、向こうの情報とこちらの受け入れる側の情報が非常にマッチしながら進んでいる状況もあります。ああいう点は非常に参考になると思いますので、我々もそういった点を参考にしながらこのあと進めていかなきゃならないし、なかなかやっていない、目につかないような話もされましたけれども、町としても最大限やれる課題については一生懸命頑張っておりますのでご理解を賜りたいと思います。

- ○議長(芦崎達美君) ほかに質問ありませんか。10番山本優人君。
- ○10番(山本優人君) もう一点、随分急がされておるようなので。

年齢的に若者の移住がしてもらえば非常にありがたいというふうに誰しもが思うわけですけども、さりとてまたこれだけ絞って考えると就職、雇用先がないと来れないわけで、これをどういうふうに求めていくのかということだわけですけれども、町内のあまり多くはないですけれども、町内の企業売りも採用したいというふうな、職員はほしいという所はあると思うわけですよね。だから、そこに対してのまず町内企業で募集、人員をほしいというアンケートみたいなものをまず取ってみる必要があるのではないかと。それについて、もし資金的にあまり高い給料を出せないようであれば、今農業就業のために出しているような制度があるわけですけれども、そういうふうな就職の支援金なり、体験の補助金みたいな制度なんかを作って、地元企業に就業させて定住をしてもらうというふうな方法だったって考えてもいいのではないかなと。そういうふうなことをやっていくことによって、転入も図れるだろうし、若しくは一旦大学等に行って地元に戻られない人、子どもらもまた戻って来たり、若しくは町外に出ない転出の防止にもなるというふうな考えるわけです。ですから、転入にかかるいろんな今まで数千万円の金が出ていると思うわけですけれども、そういうふうな財源をそういうふうな部分に逆に振り分けることによって、人数的には防止が効いたり出来るのではないかというふうに思っ

ております。

それともう一つ、情報の発信についてですけども、ホームページの更新については今10月6日に新しくなるということだわけですけれども、今はフェイスブックやSNSやツイッターというふうなもので情報発信をしているわけですね。やっぱり、それの情報というのが拡散されて非常に注目を浴びるというふうなものが常であります。ですからそういうふうなものを活用するために情報を発信するように、そういう情報発信するための人を使うというか、ふるさと応援団みたいなそういう情報発信してくれる人を多く取り込んでいくというふうなことを是非お願いしてみてほしいなと思います。この2点、どう考えるのか回答をお願いします。

- ○議長(芦崎達美君) ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。
- ○町長(加藤和夫君) 町内でいろんな働く場が必要だということでは我々も努力しているわけでありますけれども、現実にある町内企業であっても、ある一定程度の条件が整えば採用したいという企業もないわけではないと思います。ただ、町内企業もそんなに大きな企業あるわけではありませんので、人員はそんなに余裕ない中でやっていると思います。しかし、何らかの形で後押しをすればそういうものを雇用していただけるというのであれば、先ほど笠原議員の卒業してきた人方の就職のための支援はないのかという話がありましたけれども、そういった新しい今の話も含めながら、何か手立てすることによってそういうものが進むとすれば一つの手立てになると思いますので、そこら辺はこの後の検討課題にさせていただきたいと思います。

それから、情報発信については一つだけでなくていろんな手段があると思いますので、 今おっしゃったことも十分頭の中に入れながら、効率的に有効な手段を活用しながら最 大限のPRをするように頑張ってまいりたいなと思います。

- ○議長(芦崎達美君) ほかに質問ありませんか。
- ○10番(山本優人君) ありません。

これで10番議員の一般質問を終了します。

休憩いたします。午後1時より再開いたします。

午前11時40分休憩

.....

午後 1時00分 再 開

○議長(芦崎達美君) 休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、11番議員の一般質問を許します。11番門脇直樹君。

- ○11番(門脇直樹君) 通告に従いまして、2点質問いたします。
 - 1点目は、町外業者の指名審査及び指名規定についてお尋ねいたします。

町の公共工事の発注で町外の業者が落札、工事受注をしています。八峰町の入札制度要綱を守り、指名審査を受けて入札に参加、落札しての受注なので業者に問題はありませんが、町内業者で対応できない工事は別として、技術的に問題がなければ町内業者で対応できる工事は町内業者の施工が基本であると思います。能代市、郡内3町の建設工事入札制度要綱を比較すると、皆さんに提供した資料をご覧になれば分かると思いますが、制度の内容に温度差がありまちまちであります。協議の場を設けて統一する必要があるのではないか。現在の制度では他市町に入っていくのは難しいが、町内に入るのは簡単という内容なので、地元雇用の確保・拡大という観点からも制度の統一化が必要と考えます。町長にお尋ねいたします。

2点目は、町民高齢者の足の確保、緊急時の対策について質問いたします。

昨年12月の定例会にも関連した質問をし、さかのぼると旧八森時代からこうした問題を幾度となく取り上げてきました。当時、秋田県内ではこの問題に対応している市町村はどこもなかったようですが、現在は能代市、三種町、藤里町で乗り合いバス、巡回バス、デマンド型タクシーと様々な形で対応し、県内各地で公共交通では対応し切れない部分に対し成果を上げております。しかし、当の八峰町では目に見える形では遅々として何の対策も対応もなされてきませんでした。今、有償移送サービスに向けて公共交通の空白地帯である仲村、塙、大信田地区において自治会長に説明を実施しているようですが、有償移送サービスの実現に向けて、今後の方向性、タイムスケジュールはどうなっているのか、お尋ねいたします。

また、昨年10月いっぱいでタクシー事業所が閉鎖し、撤退して10か月が経とうとしています。町民の間ではちょっとした用事をたす時、夜間帯や緊急時の足の確保をしてほしいという声が聞こえてきます。公共交通以外の早朝・夜間にも対応できる足の確保が全くありません。この現状に対して、行政としての代替案はあるのか。撤退したタクシー業者では、町から要請があれば何らかの形で応えたいという思いもあるようであります。町として、そのタクシー事業所と協議する気持ちはあるのか、今後の対応を伺いたいと思います。

以上です。

- ○議長(芦崎達美君) ただいまの11番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。 加藤町長。
- ○町長(加藤和夫君) 門脇直樹議員のご質問にお答えをいたします。

はじめに、町発注工事において「町内業者で対応できる工事は、指名業者を限定すべ きではないか」とのご質問ですが、町の発注方針は町内業者で対応できない工事は別と して、町内業者で対応できるものについては優先的に町内業者を指名し、工事を施工し てきたところであります。これは、町内業者の担い手の育成、雇用促進をはじめ、町の 建設業の活性化や昨今の異常気象による突発的な災害への迅速な対応、そして、万全の 除雪体制を確立するためにも、日頃から地元業者の育成・充実を図っておかなければな らないとの認識からであります。今後もその方針に変わりはありません。しかしながら、 八峰町も決して大きな町ではありませんし、業者数に限りがありますので、災害などに より工事箇所が同時に多数発生した場合には、町内業者だけでは対応し切れない場合も ありますので、その時々の状況に応じて適切に対応していかなければならないと考えて おります。いずれにしても、工事の発注に当たっては、公共工事でありますので町民目 線に立ちながら、どのような発注方法が最も適切であるか、熟慮しながら業者選定し発 注してまいる所存であります。町内業者で対応出来るものについては、出来るだけ町内 業者に発注するという基本的な考えは変わりありませんので、そのためにも、今後も引 き続き、それらの町内業者に対し、施工技術の向上や安全管理、施工管理能力の充実・ 研鑽などをお願いし、町民の皆様から町内業者の施工で良かったと喜んでいただけるよ うな工事発注を心掛けてまいりますので、今後とも宜しくお願いしたいと思います。

次に、「能代市、郡3町の建設工事入札制度実施要綱を統一すべきでは」とのご質問ですが、結論から申し上げますと、現実的には無理があると考えております。現在の建設工事の入札制度実施要綱は、能代市・郡3町とも地方自治法をはじめ、建設業法や秋田県建設業登録格付名簿等をもとに制定しておりますので、概略はほぼ同じであります。しかしながら、それぞれの自治体が財政規模や地域実情に合わせて独自の条件を追加するなどしているため、統一することは出来ないと考えております。一例を申し上げますと、ある自治体では秋田県の建設業登録格付業者数が入札執行に必要な最少業者数に満たないために、地元業者だけでは入札執行出来ないところもありますし、その逆に、全ての入札執行を地元業者だけで足りるところもあります。また、前段でも申し上げましたが、当町のように小規模な自治体では、災害時などの迅速な対応や万全な除雪体制を

確立するために日頃から地元業者の育成・充実に力を入れるなど、それぞれの考え方や 地域事情が違うため、統一は無理と考えます。いずれにしても、町としては、現在の制 度や要綱に固執するものではなく、常に隣接自治体や同規模自治体の情報収集に努め、 その時々の社会情勢に合わせた要綱等の改正を行い、町民に不利益を与えない入札執行 を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解のほど宜しくお願い申し上げます。

次に、町民、高齢者の足の確保と緊急時の対応についてお答えいたします。

門脇議員からは昨年の12月議会定例会において、交通弱者・身体障碍者の足の確保対策として、「交通空白地域の有償移送サービス」「外出支援サービスの利用者の規制緩和」「タクシー撤退後の緊急時・急用時の足の確保」についてご質問があり、交通空白地域対策については、「空白地域から能代市までの過疎地有償運送の来年度中の試験運行が出来ないか、八峰町社会福祉協議会や関係機関・団体と協議してまいりたい。」と。外出支援サービスの利用者の規制緩和については、「現状では大変厳しいものと認識している。」と。タクシー撤退後の緊急時・急用時の足の確保については、「タクシー会社と協議したい。」と回答しておりますが、今回のご質問も類似しておりますので、地域公共交通について、その後の状況をご報告しながら回答いたします。

まず、1つ目の「有償移送サービスの実施に向けての方向性は」についてでありますが、交通空白地域の有償運送につきましては、運営主体予定の社会福祉協議会と昨年から今年5月にかけて運送区域、旅客の範囲、運行管理体制などについて協議を重ね、「過疎地有償運送事業運送計画案」として取りまとめました。その後6月に、東北運輸局秋田運輸支局に出向き、運送計画案等についての事前協議を行ったところ、事業名が、「過疎地有償運送」から「公共交通空白地有償運送」に変更となったことと、それから事業実施には「八峰町公共交通会議」ではなく、新たに委員として「関係する一般旅客自動車運送事業の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表」や「公共交通空白地有償運送の利用者代表」などを追加した「八峰町公共交通空白地有償運送運営協議会」を設置し、その協議会の承認を得なければならないなどの指導を受けてまいりました。その後、社会福祉協議会やバス会社、関係自治会長と協議し、現在、「公共交通空白地有償運送運営協議会」の開催に向けた準備を進めております。運行実施に向けて、若干ハードルが高くなりましたが、年度内の運行に向けて一歩ずつ課題をクリアーしております。社会福祉協議会から運送計画案が示された後、議員の皆様にも内容をご説明いたしますので宜しくお願いいたします。

次に、2つ目のタクシー撤退後の代替案についてでありますが、タクシー会社からは、 営業再開には最低5台の営業車と5名の運転手が必要となることから、これまでの2台 体制でも赤字であった本町の状況から判断して、再開はほぼ不可能であるとの説明があ りました。ただし、条件によっては、八峰町内にタクシー待機所を設け、町民にご利用 いただくという方法も考えられるとのお話がありましたので、タクシー待機所設置の方 向で会社側と協議してまいりたいと考えております。また、能代市を拠点に福祉移送サー ビスを行っている民間業者が数社あり、町内でも運行しております。

利用者の条件は、身体障碍者手帳の交付を受けている方、要支援認定・要介護認定を受けている方、肢体不自由、内部障害、ケガや体調不良により単独で移動が困難な方及びその付き添いの方、妊婦さんや杖をついている方など、比較的要件が緩和されているようであり、高齢者であれば利用可能とのことであります。利用目的も通院通所のほか、買い物や観光、外出など広く利用でき、一般のタクシー料金よりも若干安く、介護資格を持つドライバーがサポートするようでありますので、町内の高齢者も利用していると伺っております。予約が必要で、緊急時の対応はできないようでありますが、このような介護タクシーの情報の提供にも努めてまいりたいと考えております。高齢化率が県内4位で今後も急速に高齢化が進む本町でありますので、地域公共交通については新たな交通ネットワークの構築も視野に、総合振興計画審議会や総合戦略策定委員会等でも協議したいと考えております。また、地域公共交通は能代市との連携が不可欠でありますので、能代山本定住自立圏構想の中でも協議したいと考えております。

以上であります。

- ○議長(芦崎達美君) 11番議員、再質問はありませんか。11番門脇直樹君。
- ○11番(門脇直樹君) まずはじめに、町長の答弁の中にあった災害時等の想定外の事例はこれはまず別としておきます。ただ、町長が言ったようにね、制度の要綱が概略が同じと町長答えましたが、町長この資料ありますか。
- ○町長(加藤和夫君) 今いだだきました。
- ○11番(門脇直樹君) 概略全然違うすね。あまりにも開きがあり過ぎると思います。 私が言っているのはね、町内業者を入れないとか、締め出すとか、そういうことではな くね、例えば三種町ではこの厳しいルールの下、申請時に示した内容がね、指名に認可 されても、その後でもちゃんと申請時の内容を維持しているか守っているか、後でも調 べているんですよ。それで、その申請時の内容に伴わない業者は撤退している業者も何

社かあるんですよ。片やこのぐらい厳しい要綱を示しているのにね、この内容だとあまりにも開きがあるんですよ。ですから、統一は無理でもね、多少はやっぱり制度内容を近づける方向に持っていかないと、少なくとも現状よりはハードルを高くするべきだと思います。町長どう思いますか。

- ○議長(芦崎達美君) ただいまの再質問に際し、当局の答弁を求めます。加藤町長。
- ○町長(加藤和夫君) お答えをいたします。

現状でこれは指名願を出すのはどこの業者であろうと全国どこでもいいわけですから、これは町の方に出されてきます。その後にいろんな工事の中でどの業者をどういうふうな形で指名していくかは、指名審査委員会で決めます。したがって、八峰町は要綱は作っておりませんけれども、いずれ八峰町の法人であればいいということと、それから本社又は営業所があることと、それから会社の代表が八峰町に住所があって住民税を納めている者、この2つに該当すれば指名入札には参加出来る資格はあります。ただ、その時々の工事によって指名審査委員会で決めるわけですから、特段今の中では問題はないとは思います。ただ、三種町もかなり細かくやっているようでありますけれども、若干町によっていろんな情報が違いますので、いろんな状況の中で三種町もこういうものを決めたようでありますけれども、私の方でもこういうのがどうしても必要だというふうな判断に立てば、また検討の余地はありますけれども、今現在の中では私の方でやっている中身については特段支障のない中で運営はしているというふうには思っています。したがって、必ずしも置かれている状況が皆違うので、同じもので同じような規定をしなきゃだめだというような考え方は今のところは持っていません。

- ○議長(芦崎達美君) ほかに質問ありませんか。11番門脇直樹君。
- ○11番(門脇直樹君) 町長の答弁の中ではね、特段問題はないと言いますけれど、問題あると思うんですよ。やはり今ね、午前中の議員の皆さんの質問からあったようにね、やっぱり雇用の確保というのは重大な問題だと思うんですよ。そういう観点から考えた場合ね、このぐらい制度に開きがあってね、ほかの業者が入りやすいということは、多分ほかの町外業者さんは地元の雇用ほとんどないと思うんですよ。そうすれば、町長が言ったようにね、やっぱり町内業者が落札受注すれば、当然ほとんどが町内の人間だと思うんですよ。そうすれば、それだけでも制度に、町長は特段問題ないと言いますけれど大きな問題だと思うんですよ。その辺、町長どう捉えていますか。
- ○議長(芦崎達美君) ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長(加藤和夫君) お答えをいたします。

工事はどの業者が取ろうと最終的に工事内容によって自分方の直営で出来なければ下請けをしたり様々な角度でやっていますので、100%全部町内の雇用で賄っているというそういう状況にはないのではないかと。もちろん私の方も工事発注する際は、できるだけ地元の雇用、人を使ってくださいという話はするんですけれども、これは一旦発注してしまえば、その業者の工事内容によってのやり方の問題等でだいぶ違ってきますので、そういう面からいくと、必ずしも全部町内業者だから全てが町内の雇用にかかっているというふうには言い切れない今の状況ではないかなと思っています。

- ○議長(芦崎達美君) ほかに質問ありませんか。11番門脇直樹君。
- ○11番(門脇直樹君) うまく伝わらないようです。私が言っているのは、100%とかそういう話ではなくね、例えば、町内の業者さんでも能代市なり三種町から通っている人もいると思うんですよ。ただ、ほとんどが町外業者さんは町外の人を雇用するし、町内の業者はほとんど町内の人を雇用すると言っているのであってね、100%の話をしているんじゃなくね、雇用の確保という観点から考えればという話をしているんであります。もう少し制度の内容を高い方に合わせていく必要性があると感じるんですが、町長もう一回答弁をお願いします。
- ○議長(芦崎達美君) ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。
- ○町長(加藤和夫君) お答えをいたします。

八峰町の、じゃあ本社がここにあって、それから営業所とかそういうものは置いている人はだめでというような、そういう初めからそういう条件を付していくのかということになりますと、さっき言ったようにいろんなケースがありますから、初めから門戸を閉ざしてしまうと後で問題が、必要な時に今度指名出来ないような状況にもなってきます。だから、我々基本的には工事そのものは町内業者を優先的にやりながらやっていくわけでありますから、特段この中身で支障がないとは思っていますけれども。そうなりますと、営業所とかそれ以外の町外から来ているもの一切認めるなということになちゃうと、これはやっぱり本来的には入札そのものというのは、一般競争入札どこでも参加しながらやるというやつがあれですけれども、ただ制度として指名もあり得るわけですから、狭めた形ではやっていますけれども、それを更にもう限定して、一より入札参加させないようにしようということになると、非常にこの逆に問題が起こってくるんじゃないかなというふうに思います。

- ○議長(芦崎達美君) ほかに質問ありませんか。11番門脇直樹君。
- ○11番(門脇直樹君) だから最初に言ったように、町内業者を入れないとか、締め出すとかでなくね、制度をもうちょっと近づければいいのではないかと。統一は無理でもね、もう少しこの温度差をなくせばいいのではないかと言っているのであります。もう一回お願いします。
- ○議長(芦崎達美君) ただいまの質問に対し、答弁を求めます。加藤町長。
- ○町長(加藤和夫君) そうすれば、今のをどうすればいいと言っているのか、その中身 を提案してもらえば逆にいいと思いますので、それを受けながら後ほどうちの方では検 討してみたいと思います。
- ○議長(芦崎達美君) ほかに質問ありませんか。
- ○11番(門脇直樹君) ありません。
- ○議長(芦崎達美君) 2問目の質問に、再質問ありませんか。11番門脇直樹君。
- ○11番(門脇直樹君) 例えば、三種町上岩川地区では、路線バスの廃止になって、それに伴って乗合バスを運行しております。それでかなりの成果を上げています。そして、井川町も同じですが路線バスの廃止に伴って乗合バスを運行して、路線バスの使用時の15倍の利用者数があります。路線バスではあまり乗る人がいなかったのに、何で乗合バスにするとそんなに利用者数が増えるのか。それは、乗合バスの方はきめ細やかな時間帯、コースづくり、住民の要望に適した運行をしているからであります。ですから、その公共交通では出来ないきめ細やかなサービスを町民に提供する、これも行政の自然な形だと思います。町ではハード・ソフトを含めて様々な事業を展開しています。その中には費用対効果で実績を求められる事業もあると思います。しかし、この福祉事業、公共交通で出来ない路線バス等の事業では、そうではないと思うんですよ。困っている人に手を差し伸べる、日の当たらない所に光を当てる、これも行政の務めだと思います。何とかまず足掛かりは有償移送サービスが足掛かりとしてもね、何としてもこの住民の高齢者のニーズに応えるべく、そういう交通体系を構築していただきたいと思っていますが、町長お願いします。
- ○議長(芦崎達美君) ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。
- ○町長(加藤和夫君) お答えをいたします。

現実、三種町にしても井川町にしても路線バスが廃止されるという条件があったとこれが一つあります。うちの方の場合は、今JR五能線もあります。それからまた中央バ

スの路線バスの運行もございます。あえてこの路線バスをなくせというふうに言っているわけではないと思いますので、路線バスそのものをある前提の中でこれを守りつつ、更にその網からはみ出す部分についてはどうするかということで今いろんな手立てをしていると。その一つが有償運送、バス路線でない所に有償運送。それから福祉の介護度付くのについては移送サービス、更に先ほど申し上げたように、民間でも今そういう福祉的な要素を加味した民間としてのサービスも出てきています。そういうもので普通の公共交通機関で補えないものをやっていくということで今一生懸命頑張っておりますので、今バス路線がある中ではそういういろんな条件がありますので、ある中では最大限いろんな条件を駆使しながら頑張っていきたいと思っています。

- ○議長(芦崎達美君) ほかに質問ありませんか。11番門脇直樹君。
- ○11番(門脇直樹君) 町長は路線バスがあるからと言いますけれど、例えば能代市は JRもあります。でも向能代地区でも巡回バス、あと能代市内全般にはなます号とか、 結構市内を網羅して走っています。能代市では出来るのに八峰町ではできない。質問で言ったようにね、私がいた約11年前は秋田県内どこもやっていなかったんですよ。おそらく路線バス・JR公共交通ある所でもそういう移送サービスやっている所があると思いますよ。そこでは出来て、何で八峰町では出来ないのか、答弁をお願いします。
- ○議長(芦崎達美君) ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。
- ○町長(加藤和夫君) お答えをいたします。

能代市の場合は、路線バスとして民間のそういうコースがないので、それに代わって 市が作ったということでありますから、そういうない路線についてはやることは可能で す。だから、現実ある路線と被るようなことはする場合は、必ず会議を経て民間の業者 との同意も得ながら進めなきゃならないということになっていますので、今現在でその 範囲で出来ることをやっているということで理解していただきたいと思います。

- ○議長(芦崎達美君) ほかに質問ありませんか。11番門脇直樹君。
- ○11番(門脇直樹君) この有償移送サービスの件につきましてはまずこれで止めて、 タクシーの方ですが、旧峰浜時代は峰浜にタクシー営業所があって、聞いたところによ ると、その運転手さんから子ども園のバスの送迎等の運転手さんをやってもらった時期 もあったそうです。そういう、例えばタクシー事業所にお願いしてね、朝晩は子ども園 なり何なりのバスの運転をしてもらって、その空いている時間はタクシー業務をやって もらうとか、向こうも事業所ですので当然利益を上げなければだめです。その利益、最

低保障みたいなのを決めてね、それに届かない分を何らかの形で補てんしてやって、そうやってバスの運転手とかね。そういうやり方をすれば、それこそ夜でも早朝でも何らかの対応が出来ると思うんですよ。そういうタクシーがあることによってね、幅広く考えれば飲酒運転の抑止、地元消費の拡大それにも繋がっていくと思うんですよ。ですから、一度タクシー事業所も要請・要望があれば話合いには応じたいと言っているのでね、その辺も絡めて協議してもらえませんか。

- ○議長(芦崎達美君) ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。
- ○町長(加藤和夫君) お答えをいたします。

いずれ、事業所民間であれば儲からない所はやりませんので、やっぱり最低人が雇えるだけの収入がないと、これは事業としてはやらないと思います。たださっき申し上げたように、営業所として今設置する場合はほぼ不可能ということですけれども、タクシーの待機所ということで、町内にどこかに待機所を設けてそれを運用するということは可能だという話までは伺っておりますので、それをベースにしながら、じゃあ今議員から提案された別なものと絡めた形での運行とかやりながら、そういうもの出来ないのかどうかというのは、これはまず相手もあることですから、それからまた我々の内部としてどういうこれからの委託したりなんか出来るものがあるのかどうかというのも精査しなきゃならないので、そういうものと絡め合わせながら業者の方とこれからいろんな提案検討をしてまいりたいと思います。一応、今おっしゃったようなことも一提案として受け止めながらやっていきたいと思っています。

- ○議長(芦崎達美君) ほかに質問ありませんか。
- ○11番(門脇直樹君) ありません。
- ○議長(芦崎達美君) これで11番議員の一般質問を終了します。 次に、7番議員の一般質問を許します。7番皆川鉄也君。
- ○7番(皆川鉄也君) どうも長い時間ご苦労様でございます。一般質問の初日の最後ということになりましたが、傍聴者の皆さんには朝早くから最後まで議会活動にご理解をいただきましてありがとうございます。

それでは、本定例会に通告をいたしております一般質問の内容について、縷々質問してまいりますので、それぞれご答弁を宜しくお願いを申し上げます。

今回の私の質問は教育委員会に関する部分でございますので、どうか含めて宜しくお願いをいたしたいと思います。

その中での第1点目でありますけれども、いじめ対策の実態と現状把握のあり方についてをお伺いをいたします。

最近、岩手県や仙台市等でいじめが原因とみられる自殺が相次いで、これらがマスコミで大きく取り上げられまして、忌々しき社会問題となっておることはご承知のとおりであります。大変デリケートな問題でこの対応には苦慮されておるという具合に思いますけれども、今現在、本町においてはそういったいじめの話等は聞こえてまいりません。安心をいたしておるところでございます。しかし、問題が起きてからでは手遅れであります。教育委員会では学校現場と綿密な打ち合わせを行いながらその対策にあたっておられると思いますが、その実態と現状はどうなっているのかお尋ねをいたします。

次に、語学指導専門職員の採用の考え方についてお伺いをいたします。

今般、文部科学省の次期学習指導要領の改訂案では、小学校の高学年から英語を教育化し、小・中・高を通して「読む・聞く・書く・話す」を総合的に育成するという具合になってございます。授業は担任の先生や専門の職員が指導に当たってくれると思いますが、普段日常生活や生涯学習を通しながら、地域の話題や学校生活など自らコミュニケーションが英会話できるようであれば、このような環境が整えばなお効果が期待できるものと思います。グローバル化が進む中、専門の職員を採用し、これらに対応する考えはないかお伺いをいたします。

最後に、町を育てる教育のあり方についてお伺いをいたします。

町の人口減少がなかなか歯止めがかかりません。その原因の1つとして、先に笠原議員からも似たような問題が指摘をされましたが、大学あるいは短大、更には専門学校などで学んだ後、そのまま都会に留まり私ども地方の方に帰って来ないというようなものも原因の一つにあげられておると思います。多くの優秀な人材が他県で活躍をいたしております。誘致企業や地場産業などでの働く場の確保が大変難しい昨今、こういった優秀な人材の確保が一人でも多く地元に帰っていただき、自らの企業で恵まれた自然・資源を有効活用するなど、郷土に活力を与える起爆剤となるような教育も必要と考えますが、どうこれらに対応するお考えがあるのか、お聞きをいたしたいと思います。

以上の点につきまして、宜しく答弁お願い申し上げます。

- ○議長(芦崎達美君) ただいまの7番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。 千葉教育長。
- ○教育長(千葉良一君) 皆川議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、いじめ対策の実態と現状把握についてでありますが、平成25年9月28日、 国の「いじめ防止対策推進法」の施行に伴う秋田県教育委員会の基本方針を受けて、平 成26年3月31日八峰町教育委員会では、全ての児童生徒に対するいじめの未然防止と早 期発見、適切な対処を図るための「八峰町いじめ防止基本方針」を定め、同時に町内の全 ての小・中学校においても、それぞれの学校の特色ある「いじめ防止基本方針」を策定 しております。その内容については、いじめとは当該児童生徒が一定の人間関係のある 者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じたものを指し ており、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的、形式的に行なうことな く、いじめられた児童生徒の立場に立って行うことを前提としております。「いじめは、 どの学校でも、どの学級にも、どの子どもにも起こりうる」という危機意識を持って、 日常的な児童生徒の観察のほか、アンケート調査や教育相談の実施、いじめの早期発見 のチェックポイントの活用等によっていじめのサインを見逃さないよう努めているとこ ろであります。なお、この基本方針は、作成したら終わりというものではなく、時間を かけて学校の特徴を出した方針に見直すことにしております。いじめの早期発見は、常 に先生が児童生徒と親密に、また緊密に触れ合い、話合い、コミュニケーションを取っ ているかどうか、更には、全ての教職員が子どもに寄り添って指導・支援出来ているか に尽きるかと考えます。幸い我が町には、現在のところ、いじめの事象は生じておりま せんが、皆川議員ご指摘のとおり、問題が起きてからでは手遅れであり、教育委員会と しては、常に学校側と情報の共有を図り、いじめ等の問題が起きた場合には、基本方針 に沿って校長が速やかに報告し連携を図ること、そして今年四月、新教育委員会制度が 施行されたことに伴い、教育長は速やかに町長にそのことを報告すると共に、町長はそ の内容が児童生徒の生命、心身等に重大事態と判断した場合は、速やかに総合教育会議 を招集し、学校や教育委員会の対応の検証、事件発生後の対応方針、再発防止策の検討・ 立案等について協議し、迅速かつ適切な対応を行うこととしております。

最後に、このいじめ問題については、転入校長・教頭研修おいても最も重要な事項と 認識を共有し、学校側が基本方針に従って対応しているにもかかわらず、それでもなお 重大な事態が発生した時は、「学校現場だけを矢面に立たせることはしない」「学校現 場に任せて教育委員会が責任放棄することはない」と約束しておるところであります。 特に私は、その覚悟を持って先頭に立ち、大切な我が町の子どもたちの成長をしっかり と支えていけるよう職員共々日々精進しているところであります。 次に、語学指導専門職員の採用についてのご質問であります。

平成23年度から小学校で学習指導要領全面実施に伴って導入されている「外国語活動」の見直しも始まっており、皆川議員がおっしゃるとおり、小学校における英語の教科化が平成32年度には全面実施される予定となっております。また、中学校での外国語授業を日本語を使わず英語のみで行う方向で検討されており、高校では発表や討論などを英語で行う言語活動の高度化、いわゆる「グローバル時代に対応した英語教育改革」の動きが始まりました。今のところ、小学校については、身近で簡単な英語で「聞く」「話す」が主なものであり、読み書きについてはアルファベット程度に慣れさせることとされておりますが、実際に教科化に移行して英語教育がどうなって行くのかを見極める必要があります。基本的には、子どもたちに日常生活において英語に親しむ機会を増やすこと、そして子どもたちの英語力を高めるための機会を多く作ってやることに尽きると思います。町は子どもたちに何をするべきか、そのために町として今からどのような方策を立てて準備をすればよいのかをしっかり先を見据えて、出来ることから積極的に進めていきたいと考えております。

今年度、町内在住の外国語指導助手いわゆるALTを講師に、一般町民を対象とした公民館講座「簡単な英会話講座」を開設したところ、ほぼ募集人数に達し、好評のうちに終了しておりますが、今後は子どもたちの英語への興味・関心を高めるため、例えば、あきた白神体験センターを活用し、秋田県教育委員会で実施しているイングリッシュキャンプの八峰町版として、連休や長期休業日を活用したALTや町に住む外国人、その家族、講座の修了者、国際教養大学、能代松陽高等学校国際コミュニケーション科等も巻き込んだ英語による様々な活動などを計画してまいりたいと考えております。

なお、皆川議員ご質問の、「専門の職員を採用し、これらに対応する考えはないか」 につきましては、今私が申し上げた活動の中心となる方々は主にボランティアとして活動していただき、専門の職員等の採用につきましては、小学校英語の教科化を見据えて検討してまいりたいと考えております。

次に、町を育てる教育のあり方についてのご質問であります。大変重要な問題でもありますし、私もこの問題に非常に関心を持ち、決意もしているところであります。少し答弁が長くなりますけど、宜しくお願い申し上げます。

八峰町は言うまでもなく、自然に恵まれた町であります。風光明媚な自然・景観が数 多くあり、それを生かした観光の町として観光業や地域の特性を生かした産業が盛んで あります。このような豊かな自然に恵まれている一方で、八峰町のおかれた社会的・経 済的な状況はそれほど良い状況にあるとは言えません。そのため、大学など上級学校へ 進学した子どもたちが地元に帰り、地元で仕事に就くための教育としては、やはりふる さと教育やキャリア教育が重要であると考えます。昨年の9月議会でも嶋津議員から「子 どもたちに地元に残すためのふるさと教育やキャリア教育にもっと力を入れては」との ご質問があり、その時も答弁いたしましたが、学校においては、ふるさとの恵まれた自 然を活用した体験活動、郷土を知り、郷土を愛する心を育て、更には生まれ育った町の 良さを伝え、ふるさとを愛する心を涵養するためのキャリア教育によって、自ら学ぶ意 欲を育てることなどを掲げており、町内の小・中学校では様々な工夫をしながらふるさ と教育やキャリア教育に力を入れているところであります。小学校での具体的な例をあ げますと、地域や将来を考えるための学習テーマ「伝えよう、かがやく八峰すごい町、 いいとこたくさん」「職業を考えよう」などのほか、「シイタケ栽培の見学」「梨の収 穫体験」「ふるさとのおやつ作り」などを行っております。地域の観光、産業、人材、 商店、施設等を調べ、自分の住んでいる地域について、その良さを感じ取る「見つけよ うおらほの自慢」、更には、地区の特産・伝統について子どもたちが、インタビューや 調査をし、それをパンフレットにまとめたり、発表したりして、地域の良さを見つめ直 し、これからも地域の良さを守っていきたいという気持ちを強く持つための「見つめよ う、ふるさと」なども行っております。中学校では、「町内の職場訪問学習」「八峰町 特産品販売活動」「修学旅行」などの活動を通して都会と八峰町との比較をし、「八峰 町の良さや改善策を考える」などを行っております。現在、町で策定中の総合振興計画 策定のため中学生へのアンケートによりますと、「八峰町は住みやすいと思いますか」 への回答では、平成18年度の調査では「住みやすい」が31.9%だったのが、8年後の平 成26年度調査では57.1%、「八峰町に住み続けたいと思いますか」の回答では、平成18 年度では11.3%だったのが、平成26年度では25.8%と伸びてきている状況をみますと、 ふるさと教育等の効果が出ているのではないかと推察されるところであります。しかし、 現在は、理念としては同じくとも、各学校それぞれが特色のある取り組みを行っている だけで、連携がないのもまた事実であります。そのようなことから、学校統合を機会に、 更には、認定子ども園の認可を視野に、保・幼・小・中の接続を確固たるものにして八 峰町の子どもたちを今後どのように育てていくかということを見直し、一貫した教育理 念の下で、ふるさと八峰町を想い、大切にする子どもたちを育成するための町全体の計 画、いわゆる長期にわたるグラウンドデザインを構築しなければならない時期にきてい ると考えます。そのためには、町の振興計画に基づいて八峰町の自然や文化を生かした 形で子どもたちが町について精通することで地元に対する愛着を持つと共に、自分も町 のために何か出来るのではないかという気持ちを持ち、更には、子どもたちが自ら一歩 進んで行動を起こそうという考えに繋がっていくのではないかと思うのであります。現 在、秋田県教育委員会の2か年の事業として、峰浜中学校を核に水沢小学校と塙川小学 校の「小・中連携事業」を行っておりますが、この事業の研究成果をしっかり反映させ て、八峰町の全学校が一貫した教育目標のもと教育活動を実践していく、いわゆる学園 方式(仮称として白神八峰学園)を目指すことが必要と考え、現在校長会に話題を提起 して、大筋で賛意をいただいているところであります。その推進力としては、保護者、 地域住民、学校、町の4者が一体となった文部科学省が推奨しているコミュニティスクー ルを推進することであります。重要なことは、これまでのように学校経営を学校や行政 にだけ任せるのではなく、地域住民もその一端を担うことにより、教育効果を最大限に 発揮することにあります。要は、地域が教育に対してどれだけ強い意識を持っているか、 子どもたちに地域に対する愛着を持たせる強い気持ちがあるかが問われることになるの で、ひいては持続可能な地域づくりへの一つのアプローチと捉えるべきだと考えます。 計画としては、学校統合後の平成28年度中にグラウンドデザインを作り、総合教育会議 の場で十分協議を行い、文部科学省の研究委託を受けながら、教育委員会が各校をコミュ ニティスクールとして指定し、地域と共にある学校づくりを推進してまいりたいと考え ております。

また、子どもたちが地元に残って地域の活力になってもらいたいという願いは、私たち大人の共通の願いであり、それを実現するためには、現在八峰町で生きがいを持って働いておられる若い世代の働き方に接する学習機会を設け、それを町のホームページなど様々な方法で紹介したりするなど、実のあるキャリア教育を推進することも大事であると考えます。そのためには、ふるさと教育だけでなく、高卒・大卒の若者が地元で職を見出せるような受け皿の整備、優秀な人材を確保するため賃金を含めた待遇改善、あるいは勇気をもって起業する若者をしばしの間支える仕組みづくりの体制が整えば、その願いは現実味を増すものと考えます。

以上であります。

○議長(芦崎達美君) 7番議員、再質問ありませんか。7番皆川鉄也君。

○7番(皆川鉄也君) 本点は教育関連の一般質問ということで1点ということになって ございますが、改めて3つに区分してご質問いたしておりますので、順次再質問といい ますか討議をしていきたいと思いますが、まず、いじめの問題であります。

今、教育長からお話しありましたように、来年度から学校統合がスタートをいたしま す。よって、児童生徒の数が増えるわけでございまして、教職員も数も増えるとは思う んですが、お互いにコミュニケーションを取りながら意思疎通を図ってといくというこ とになりますと、なかなかまたすぐに4月のスタートからそれが可能かというと、いさ さか心配な部分もあります。事前にいろんな学習等で交流の場を踏まえていくとは思い ますけれども、こういったやはり統合問題というのは大きな問題があるわけであります から、それぞれ違う地域から、違う生活環境から集まってくる子どもさん方であります。 いろんなことが想像されます。それぞれの生徒さん方が持つ特徴もあると思いますし、 それらを把握するための時間というのは、やはりかなり要するんじゃないかなというふ うに思います。そういった子どもさん方からのいろんないじめ等に対するシグナルとい うものがあってもなかなか気がつかないということもあるんではないかなというような ことも想像されます。こういうようなことを考えますと、やはり事前に統合する前に、 機会を利用しながら先生方と教育委員会との話合い等も必要でないかなという気がいた します。もちろん現場においてもお互いに児童生徒同士が交流を深めながら来たる統合 に備えていくというような心の準備も必要かと思いますので、そこら付近の統合に向け た、このいじめも含めて、そういった対応をどう考えておるのか、教育長からここの部 分についてお答弁をお願いします。

- ○議長(芦崎達美君) ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。千葉教育長。
- ○教育長(千葉良一君) おっしゃるとおりでありまして、同じ町内であったといいながらも地区が違う子どもたちが一つの屋根に暮らすわけでありますので、一番その部分が心配なところであります。かつて八峰町、同じ峰浜の学校に奉職された先生方も現在働いているわけでありますので、そのことはよく存じ上げておりますので、そういう先生方も含めて、教育委員会とそのことについての協議、話し合いの場は常に持つようにしておりますし、子どもたちもまた先ほど申し上げましたように、県の方の連携授業を取り入れて常に勉強も交流も一緒にやるような、そして修学旅行まで3年前から一緒にするということで進めておりますので、万全の対策は取っているとは言うものの、やはりまだまだ少ない部分もあろうかと思いますので、十分校長会と検討しながら進めてまい

りたいと思っております。

- ○議長(芦崎達美君) ほかに質問ありませんか。7番皆川鉄也君。
- ○7番(皆川鉄也君) 今申し上げましたように、大変デリケートな問題でございますので、相談する相手がいない、相談するとまたいじめが酷くなるとかですね、いろんなことが考えられますので、どうか現場の方と十分なコミュニケーションを深めながら、こういった問題が起きないように万全を期していただきたいという具合に思います。

次に、語学指導の専門の職員の採用の考え方についてお伺いをいたします。

いろんな機会を利用しながら小さいうちから英語に親しんでもらうということで、いろんな作戦を考えて実践をしておるようでありますけれども、今までALTのカートさんをはじめ、いろんな方々からご協力をいただいてそういった対策に当たられておられると思うんでありますけれども、私方の小さい頃とはちょっと様変わりをしておりまして、もう小学校から英語かという時代であります。常日頃の日常生活の中で英会話が少しでも出来るようであれば、こういった授業がなお効果を上げるんでないかなというようなことから、専門のそういった職員の採用のあり方も考えて然るべきでないかなということでこの質問をさせていただいたわけでございますので、今一度、この採用になりますと、町長も関わりあるわけでございますので、総合教育会議の中でも今度は町長もそちらの方に参加をなさるということでございますので、町長からもここら付近の考え方を一言申し述べていただければありがたいと思います。

- ○議長(芦崎達美君) ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。
- ○町長(加藤和夫君) お答えをいたします。

これからの方向として英語力を付けるというのは大事な教育のポイントになっていくだろうというように思います。そういう面ではもちろんそれだけの教員も配置されていくこととは思いますけれども、学校現場だけでなくて、今おっしゃったように生涯学習という立場から日常的に英語と親しむような関係を作り上げていくということも非常に大事だとは思っていますので、そういう面では各種講座とかはもちろんでありますけれども、人の配置も確かに必要になってくるのではないかなというふうに思っていますので、先ほど教育長の方から小学校の教科化に向けて必要であればという話されましたけれども、そこら辺の生涯学習含めた形で、町で対応できるとすればそういうものも考えていかなきゃならないんじゃないかと思っております。いずれ、当町の場合は教育長を中心にしながら、それと国際教養大学の協調であるとか、様々な施策をやっています。

それからまた、今の情報化時代に備えたICT教育なども実施しているわけでありますので、この英語教員と絡めてですね一緒に我々も一緒になって考えて、英語力が向上するように頑張ってまいりたいなというふうに思っております。

- ○議長(芦崎達美君) ほかに質問ありませんか。7番皆川鉄也君。
- ○7番(皆川鉄也君) それでは③番目の方のこれから町を育てる教育のあり方について、 再度質問をいたしたいと思います。

先ほど教育長から大変詳細にわたってご答弁をいただきました。学びについてはよく 理解を出来たつもりでありますが、しかし今現在、我が町もやはりご多分にもれず少子 高齢化が年々進んでおります。なかなか地場産業で雇用の場を確保するというのも困難 な状況下にあります。こういった中で期待できるのは、先ほど話をしたいろんな上位学 校で勉学に励んで来られた子どもさんたちがふるさとに帰って来ていただいて、自分で 思い描いた企業を、この恵まれた自然環境を生かしながら資源を生かしながら、少しで もそういった雇用の場が増やせるようなそういう人材を育成するという教育があってい いのではないかなという具合に思うところであります。今、この前成人式で町長大変立 派なご挨拶いただいて、その中でノーザンハピネッツの話と、秋田舞妓の話、今日傍聴 に来ていただいております教育委員長さんからも、県内で活躍されておる若い人方のご 紹介がございました。そういった方々を町内にどう育て上げていくのか、そこら付近を ですね、もうちょっと具体的につめていければいいんじゃないかなという具合に思うわ けであります。私がここに単純質問したのは、そういう意味合いであります。町を育て るということは、この新聞報告で、二次総合計画の策定でふるさと教育が行き届いてパー センテージが上がって、町に住みたいという中学生が増えたというような中身もござい ますけれども、それも大変大事ではございますけれども、その後に今進学率も向上して 上級学校を目指す子どもさんたちが多くなっておる現在でありますから、そういった方々 が他県で活躍するのも結構ですが、こちらの方に帰って来ていただいて自分の町で何か 仕事を起こして、何とか地域のために頑張ってみたいというような人材を育て上げるた めのいろんな制度、例えば就職の制度の助成金とか、あるいはまた奨学資金の優遇の拡 大とか、様々なことが考えられると思いますので、そこら付近のこちらの方に呼び起こ すための教育も是非必要だろうという具合に思います。そこら付近の考え方について、 今一度教育長からご答弁をお願いいたします。

○議長(芦崎達美君) ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。千葉教育長。

○教育長(千葉良一君) 教育としましては、先ほど私が答弁申し上げましたように、子 どもたちを何とかしてこの町で帰ってきたい、そしてこの町を何とかしたいという教育 を子どもたちに植え付けさせるのが我々に課せられた、義務教育に課せられた仕事では ないかなと思います。それを越えてしまいますと、教育委員会でなく産業振興とか町長 部局の方の仕事が大きいのではないかなと思います。私は先ほど長々とお話ししました けれども、まず子どもたちにそういう地域の良さ、そういうものを植え付けさせる、八 峰町っていい所だなと、よし、学校卒業したらこっちへ帰って来ようと、そういうこと をしっかりと植え付けさせるのが私の仕事ではないのかなと考えております。先ほど笠 原議員に対するご質問で町長も申し上げましたが、奨学資金の関係につきましても今能 代市、田園交付金を使った奨学金でありますけれども、「能代市ふるさと人材育成定住 促進奨学金」ということをやっています。非常に条件もいいわけです。こちらに帰って くると半分にすると。残念ながら、去年、おととし、今年も八峰町からは、枠はありま すけれども申し込みがありません。論文を書かなければならないのが、書くのが嫌だと いうのが単純な本人の答弁でありますけれども、そういう優遇措置もあります。八峰町 もよその所もよく見てみながら、合わせて考えていかなければならないものだなとは思っ ております。

以上であります。

- ○議長(芦崎達美君) ほかに質問ありませんか。7番皆川鉄也君。
- ○7番(皆川鉄也君) 先ほど教育長からコミュニティスクールの話もありました。やはり、子どもさん方を学校の先生にお預けするだけでなく、地域と共に育て上げていくというのが大きな基本的な問題だろうという具合に私も思いますし、コミュニティスクール大いに結構であります。どんどんやっていただければと思いますが、やはり先ほど申し上げましたように、今度学校が統合するということになるわけでありますから、そういった具合になりますと、なおさらこのコミュニティというのは必要だろうという具合に思いますし、いじめの問題であれ、語学指導であれ、これからの地域におけるコミュニケーションというのは大変まあ大切な部分だろうという具合に思います。どうかこの後、いろんな講座とか生涯学習等もあるわけでありますので、そういった機会を捉えながら、地域と学校、あるいは教育委員会、あるいは行政等ですね一体となった、そういった子どもさん方の健全育成に向けていけるような施策をどしどし展開をしていただきたいという具合に思います。

最後になりますけれども、これからの統合に向けて大変忙しい時期が続くと思いますが、今言ったような重要な課題もあるわけでありますから、学校のそういった統合とかいわゆる学力調査等もあるわけでありますが、学力向上とかですね、そういった偏った部分のみの指導でなくて、やはり全体として、地域と共に歩んでいくというような強い心構えを持ちながら、この後子どもさん方の育成にあたっていただきたいというようなことをお願いしながら一般質問を終わります。

○議長(芦崎達美君) これで7番議員の一般質問を終了します。

これで本日の日程は全部終了しました。本日の会議を閉じます。

なお、次回の本会議は、明日午前10時より開会し、引き続き一般質問を行います。 これにて散会します。ご苦労様でした。

午後 2時08分 散 会

署名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 芦 崎 達 美

同 署名議員 7番 皆 川 鉄 也

同署名議員 8番 嶋 津 宣 美

同 署名議員 9番 菊 地 薫

平成27年9月11日(金曜日)

議事日程第3号

平成27年9月11日(金曜日)午前10時開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

出席議員(12人)

1番 鈴 木 一 彦 2番 笠 原 吉範 3番 水 木 壽 保 4番 須 藤 腰 良悦 6番 柴 高 正人 5番 Щ 田 正 7番 皆川鉄也 津 官美 8番 嶋 9番 菊 地 薫 10番 山 本 優 人 門脇 直樹 12番 芦 達美 11番 崎

欠席議員(0人)

説明のため出席した者

町 長 加藤 和夫 副町 長 伊藤 進 千 総務課長 教 育 長 葉 良 田村 正 税務会計課長 亚 公 明 企画財政課長 須 藤 金 德 雄 福祉保健課長 伸 一 教育次長 金田千秋 大 高 佐々木 喜兵衛 産業振興課長 米 伴宗 森 農林振興課長 建設課長 日 沼 正明 農業委員会事務局長 米 森 博 孝 生涯学習課長 工藤 金 悦 学校給食センター所長 木 村 学 あきた白神体験センター所長 佐藤博孝

議会事務局職員出席者

議会事務局長 藤田吉孝 書 記 吉元 和歌子

午前10時00分 開 議

○議長(芦崎達美君) おはようございます。傍聴者の皆さんには、悪天候の中、ご出席

ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の会議は、皆さんのお手元に配付しました日程表に従って進めてまいりたいと思いますので、宜しくお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、10番山本優人君、11番門脇直樹君、1番(鈴木一彦君)の3名を指名します。

日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許します。8番嶋津宣美君。

○8番(嶋津宣美君) おはようございます。8番バッター嶋津です。2日目の一般質問となりましたけれども、傍聴の皆様にはお忙しいところ駆けつけていただきましてありがとうございます。そして、当局の方にも今回は8名の一般質問ということで準備大変だったと思います。これもひとえに町をもっと良くしたいという思いの表れですので、最後までお付き合いくださるようお願いいたします。

さて、今定例会の私の質問のテーマは、洪水、それと道路、それから活用この3点について提案したいと思いますので、宜しくお願いします。

最初に、1問目ですけれども、洪水についてお伺いします。

昨日からニュースのトップバッターは何かというと、茨城県関東方面でも大きな水害がニュースに報道されております。現在をもって行方不明の方もいるようで、大変な事態になっております。

さて、本町でも7月24日・25日の大雨で、真瀬川をはじめ塙川に被害が集中し、 住民からは今までにない経験という声が聞かれたほか、避難勧告に従い避難した方もおりました。幸い茨城県のような大きな被害はなかったものの、塙川については2年連続の大雨被害に、関係地域の皆さんは一雨ごとに心配をしなくてはならない状態にあります。

そこで1つ目の質問の①として、町では今回の災害の原因をどう見ておりますかということで、はっきりしていることは大雨だということは間違いないわけですが、川の状況はどうであったんでしょうか。また、今後、町はどんな対策を講じるつもりか、町長のお考えをお聞かせください。

次に、②番として関連ですが、この洪水で塙川関係の広い地域で田んぼへの冠水、そ して、河川の護岸の決壊などの被害が出ました。関係地区では大沢、沼田、畑谷などの それぞれに土地改良区あるわけですが、いずれも圃場の再整備を必要としている地域で あります。ご存知のとおり、過去に再整備をもくろんだものの、関係農家の同意を取っ たのですが、受益者負担ゼロの施工となる100%同意には至らなかったということで、棚 上げになった経緯があります。また、頭首工などの農業用施設もそれぞれ老朽化してお り、各土地改良区にとっては頭の痛い課題となっております。私はこの2年間の大雨被 害を受けて、洪水をなくし一番の改善策は河川改修しかないと思っています。このこと は、多くの農家も同様に思っております。関係地域と連携して、河川改修を県に強く要 望すべきと思いますが、町長はどうお考えでしょうか。ただ、河川改修だけやっても、 既存の農業用施設については除外される、こういうふうなお話を聞いております。洪水 に強い農地とするためには、併せて関係地区の圃場の再整備を進めることで、川のルー トの変更もでき、併せて農業用施設の更新を図れる、こういうふうなメリットがあるよ うです。二度と洪水にならない利益とするため、是非検討をお願いします。今、農家は 高齢化に悩んでいます。負担がゼロになれば安心して再整備に参加でき、農地中間管理 機構や、あるいは近くの法人などへの集積地という点からも効果があり、将来の農業振 興の基盤づくりに大きく貢献出来ることになります。そう信じております。是非、町が 河川改修と併せて、行政主導で圃場の再整備事業を牽引されてはいかがでしょうか。町 長のお考えをお聞かせください。

2つ目です。道路をテーマにお伺いします。

この車社会で、火災や自然災害などの発生の際に交通遮断されることなく、目的地に向かうことができることは理想であります。①番に、地域内の主要道路が何らかのトラブルで遮断したら、別のもう1本の道路を利用できるように、1集落2路線化の考えはないでしょうか。例えば、石川地区、昭和38年の大火後に、集落の中央にしかなかった道路に更に裏道路を2本設けました。災害時に対応できる道路網を整備したわけです。それから大信田集落も集落の端と端を結ぶ道路を整備し、現在は外部の利用にとってはバイパス道路としても大いに有効な道路となっています。一つの集落でメイン道路がストップしても、もう一つ外部と繋がるルートを確保出来るようにする「1集落2路線化」は必要ではないでしょうか。町長のお考えをお聞かせください。

②番として、各集落内には町道でありながら途切れ途切れで終わっているルートがあ

ります。その場合、除雪も経費高になりますし、防災そして交通上も不便というところが多々あろうかと思います。もし、これらを結ぶことで除雪も更にスムーズにでき、配布物や、あるいは我々の選挙の時も一巡できるということで、緊急時の迂回ルートとしても使え、今よりも利便性が高まるような場合、町として事業化するための要件はどうなんでしょうか。以上について、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

最後の質問ですが、廃校後の校舎利用ということで、活用ということをテーマにしながらお聞きしたいと思います。

来年の春、八中と塙小ですね、この2校が閉校になるということで、現在校舎の改築 等が進められております。そして空き校舎となります。この後の一般質問の中にも水木 議員が同様の質問あるので簡単に、要点だけをお聞きしたいと思います。

まず①番は、現在この利活用の会議はどこまで進んでいるんでしょうか。

それと②番は、個人的な意見として、活用策として現在の町の動きなどから推測しても、塙川地区のシンボルである小学校をいつまでも残して、地区住民が軽スポーツを楽しみ、交流できる場、あるいは地区出身者が帰郷の際に友だち方と同期会などに活用できる場、そして町の基幹産業である漁業、そして農業に就きたいという新規就農の方といいますか、そういう方々が宿泊しながら体験できる場、そういうことを意見として、この点については書いておりませんけれども、以上3点について宜しくお願いします。

- ○議長(芦崎達美君) ただいまの8番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。 加藤町長。
- ○町長(加藤和夫君) 皆さん、おはようございます。傍聴者の皆さん、多数ご苦労様で ございました。まず、昨日と一昨日の水害で被害に遭われた方に、皆様と共にお見舞い を申し上げたいと思います。

それでは、嶋津宣美議員のご質問にお答えをいたします。

はじめに、大雨災害の今後の対応についてお答えをいたします。

まず、真瀬川と塙川災害の原因と今後の取り組みについてでありますが、去る7月24日・25日の豪雨においては、八森で24時間降水量が141.5ミリ、最大1時間降水量が36.5ミリと発表されております。今回の河川の氾濫状況を見ますと、上流山間部ではこれ以上の降雨量があったものと思うところであります。24日以前は、晴天と降雨が続き、地表面は十分に乾燥し硬くなり、水の浸透がなかなかできない状態になっていたと思われます。そのため降った大雨は地面にしみ込まず、舗装路面に流れ落ちるように、一気に

川へ流れ込んだのではないかと推測をしております。更に、塙川においては、蛇行する流れに加え、何年来、河床に堆積した土砂が川の断面を狭めていたことも原因ではないかと思われます。また、真瀬川においてはほとんど蛇行の見られない河川であり、流速に加え、幾度かの増水による土石の堆積によって河床が高くなっていたことも一つの原因ではないかと考えるものであります。両河川とも県管理の2級河川であり、町としては今回の災害のあった箇所を重点的に河床の浚渫や護岸の嵩上げなど、早急の対策していただくことと、河川全体の改修についても県に要望していきたいと考えております。

次に、「河川改修と合わせて、行政主導で圃場整備を進めてはどうか」についてであります。

ご承知のとおり、塙川流域には、大沢土地改良区と沼田土地改良区があり、どちらも 圃場整備事業を実施すべく取り組んできましたが、受益者の100%同意が得られず事業化 に至っておりません。事業内容やこれまでの取り組み状況などについては、今年の3月 議会で皆川議員の一般質問で答弁申し上げたとおりでありますが、河川に設置されている頭首工やそれに付随した用排水路の老朽化に伴う改善が、圃場整備事業を要望する主な要因となっております。河川の拡幅など改修工事が実施された場合に、改築が期待される頭首工については、沼田土地改良区が強坂集落の近くに、大沢土地改良区が塙集落の近くに設置されております。町としては、河川改修を早急に実施するよう県に要望していきますが、どこの場所から工事が始まるのか、何年先なのか、工事期間は何年なのか、先行きが非常に不透明であります。また、用排水路や区画拡大工事などの圃場整備について国から事業採択された場合、国や県の調査及び設計作成などで約3年、工事期間が5ないし6年、事業終了まで10年近くかかると言われております。従って、河川改修と合わせた圃場整備というのは、それぞれの事業期間の長さ、各省庁からの予算配分次第ということもあって、かなりハードルが高いものと考えております。

また、「行政主導で圃場整備を」ということですが、事業を希望する地域については、いつでも集落や地域に出向いて説明会や勉強会を実施する、あるいは農家の同意が得られるよう説得に努めるなど、事業を推進するために町が様々な支援を行うことはもちろんですが、圃場整備事業の実施主体は土地改良区であること、受益者全員の同意が事業実施の大前提であることをご理解いただければと思います。

次に、今後の道路整備についてお答えをいたします。

まず、1集落2路線化の考えについてでありますが、今回の塙川の氾濫により、町道

が長さ70m深さ30 c mにおよび冠水したことにより、大信田地区が一時孤立する事態に陥りました。集落を繋ぐ路線は、迂回路を確保しておくことが住民生活にとって必要であることは十分認識をしております。ご承知のとおり、大信田バイパスの建設は、平成21年度に国の認可を受けて以来、構想を重ねておりますが、用地の確保が難航しており、現在に至っていることは昨年12月議会で水木議員の一般質問に答弁申し上げたとおりであります。大信田バイパスはもとより、他集落についても2路線が必要な状況であれば、道路建設を検討してまいります。

次に、集落内を結ぶ道路の建設についてであります。

集落内の行き止まり道路は、この路線のみを往復することとなり、ほかの地域に抜けることが出来ない不便な状態となっております。ご指摘のとおり、除雪や火災などの際、救急や交通の流れを考えますと他の路線と繋ぎ、ループ状態とした方が利便性が高まることは確かであります。先ほども申し上げましたが、道路の建設に当たりまして用地取得が支障なく行われることが重要であります。したがって、建設に当たりましては、地域住民の皆様から建設の同意と、町が用地を買い取ることに対する地権者の同意を取りまとめていただいた上、ご要望していただくことになります。町ではこれを受けて、建設の必要性などについて十分に検討し、効果があるものであれば、建設を推進してまいります。

3番目については、教育長の方からお答えをいたします。

- ○議長(芦崎達美君) 次に、千葉教育長。
- ○教育長(千葉良一君) 次に、廃校後の校舎利用についての嶋津議員のご質問に、私の 方からお答えいたします。

利活用の会議については、平成27年7月2日付けで監査委員から遊休資産の監査結果報告を受けて、8月7日に「第1回目の庁内遊休施設利用計画庁内会議」を実施しています。監査委員からの報告の中には、統合後の空き施設などの活用については触れられてはいませんでしたが、会議の中では塙川小学校と八森中学校の校舎利用についても当然議題として話し合いは持っております。ただ、様々提案は出たものの、公表するまでの結果にはまだ至っておりません。活用にあたっては、学校施設は、学校教育を行う場のみならず、スポーツや文化活動の社会教育分野としての利用や、地域防災拠点などの公共的利用の役割も担っていることを踏まえ、関係する地域の方々のご意見も参考にして、その利活用について町全体の課題として検討を進め、地域の意向を十分伺いながら、

全町的な視野と、幅広い視点から時代のニーズに合った有効活用を目指してまいりたいと考えております。これまで私や教育委員会に寄せられているご意見、ご要望をまとめてみますと、1つ目は、地域の防災拠点として避難所としての活用、2つ目として、放課後子ども教室、地区公民館、スポーツ施設として活用、3つ目として、民間や各種団体等への貸出し等に分けられます。嶋津議員のおっしゃる地区住民の軽スポーツを楽しみ交流できる場、町出身者の帰郷の際に友人たちと交流できる場、漁業や農業体験者の宿泊施設などの考えも、一つの選択肢になるのではないかと思います。しかし、教育長としては、対象の学校には現在まだ在籍している児童生徒が勉学に励んでいることに十分配慮しながら、まずは、しっかり統合に向けた取り組みに邁進してまいりたいと考えております。

以上であります。

- ○議長(芦崎達美君) 8番議員、再質問ありませんか。8番嶋津宣美君。
- ○8番(嶋津宣美君) 最初のこの大雨作業のことについて質問します。

これまで2年続けてこういう洪水が起きるということで、やっぱり河川改修ということで町長からもそういうお言葉をいただきました。是非、地区等連携しながら河川改修の方を進めてもらいたいと思いますし、それからもう一方の土地改良の再整備ですか、基盤整備の再生で、これも今話題に出ましたけれども、過去に塙川地区の田表を走る農道ですか、こういう話し出ましたけれども、再整備をやることで河川のルートを変えたり、あるいは農道も出来るわけで、登記がどうとか相続、そういう問題も全部クリア出来るといういろんなメリットあるようですので、ひとつ行政指導も単に地区への説明だけでなくて、今まで賛同できなかった方々に積極的に入って、町が中心になって土地改良と一緒に同意出来るようにひとつ、出来ないものでしょうか。町長からその点について回答お願いします。

- ○議長(芦崎達美君) ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。
- ○町長(加藤和夫君) お答えをいたします。

今、嶋津議員がおっしゃったように、かつて大信田からのバイパス化の問題で一度農 道等のことの一つの案としてあがった経過がございますけれども、ただ、話の中ではそ の同意が十分でなかったという点がありまして、それは実現出来ませんでした。これか ら河川改修する場合はいろんなルートとか、そういったものにも及んでくる可能性は十 分あると思いますので、まず先ほど申し上げたように河川の場合は、今の河川に溜まっ ているいろんな土砂を除去する浚渫をまず優先にしながら、遅延箇所について手立てを 早急にしてもらうということを第一に考えながら、併せて河川の全面的な改修について も要望してまいりたいと思いますので、その中でこういった問題も解決できるようにやっ ていきたいと思っています。

それから、圃場整備の関係で、あくまでも事業主体は土地改良区でございます。改良区とのタイアップしながらやるわけでございますので、町としてもいろんな形で求められたものについてはこれまでもやってきましたので、今どちらの改良区もまだ事業を断念したわけでありませんので、この後もまた話合いをしながら、町として出来るものについては連携をしながら進めてまいりたいなというふうに思っています。

- ○議長(芦崎達美君) ほかに質問ありませんか。8番嶋津宣美君。
- ○8番(嶋津宣美君) 今、我々の中で河川改修プラス再整備それをやることで、河川の ルートを見直しも出来る。それから再整備の方も基盤整備も1反歩田んぼから3反歩田 んぼ、あるいは1歩田んぼに変更出来る。それに併せて、バイパス道路なんか、農道な んでしょうけれどもそれも整備出来ると。両事業を一緒にやれることで、塙川地区の大 きな課題は一気になくなるのかなと私は考えています。それで、河川改修も上流から当 然やることはないと思います。下流からやるのが通常だと思いますので、ひとつ時間が かかってもいいわけですので、片や河川改修を要望、そしてこちらの方では町が主導に しながら土地改良をまとめて同意を取ると、それでやってもらえれば助かるということ になると思います。やっぱり、農家の方々高齢化なっています。今までの働いている方 も多分将来の農業のことを案じて安易に同意できないということだと思うんで、近くに は農地中間機構にお願いしようという方々もたくさんいるわけで、法人も頑張っている 農家もあります。そういうところで農地集約して、農家が安心出来るようにするために も、そしてそれをやることでもう一つのメリットが私はあると思うんです。土地改良区 は今話しのとおり大沢にもありますし、畑谷、それから沼田土地改良、それから大きく 言うと峰浜には峰浜土地改良あるわけですが、それらを整備することによって1町村1 土地改良区ということもこれも夢ではなくなると思うわけで、ひとつ町の方から職員体 制を強化しながら、この再整備の方に向けることをひとつ希望しますが、町長からもう 一度回答をお願いします。
- ○議長(芦崎達美君) ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。
- ○町長(加藤和夫君) お答えをいたします。

河川改修はおっしゃったように、上から順序に河川改修するわけでないので、やっぱり下からというのは、これは県の方でもそのように申し上げております。ただ、今土地改良区から出されているのは主に農道の関係とか拡幅でなくて、頭首工とかそういうものをちゃんと整備をしたいと、再整備をしたいというのが大きな要望になっておりますので、そういった土地改良区の要望をちゃんと踏まえた形で、ただ将来的に考えた場合は、今おっしゃったような農道とか、そういうものも了解、みんなの計画の中で同意得られるとすればそういうことになると思いますけれども、当面はまず、今、土地改良区が考えていることが実現出来るように我々としても一緒にやっていきたいなというふうに思っております。

それから土地改良区、今新しい問題で出されましたけれども、1本化の話は、これはまず今日の議論でまだまだクリアしなきゃならない問題がいっぱいございますので、この後に譲りたいなというふうに思っております。

それから、河川改修と圃場整備と一緒に同時に全部進行できれば一番いいわけですけれども、やっぱり河川改修は河川改修なりの予算の関係とか、あるいは工事期間の関係とか様々出てきますので、私らが考えたような順序ではいかないわけでありますので、そうなりますと、圃場整備の関係はこれはこれとして、また進めていかなきゃならないということになろうかと思いますので、あまり理想的には一緒にちゃんと考えたとおり進めばいいんですけれどもそうにはならないので、やっぱりある程度分けて考えていく必要があろうかなというふうに思っています。

- ○議長(芦崎達美君) ほかに質問ありませんか。8番嶋津宣美君。
- ○8番(嶋津宣美君) 理想のことをお話ししてもあれですけれども、各土地改良区そんなにお金持っているわけではございません。農業施設の改修も近々の課題になっているわけで、できたら今までもくろんだやつが僅かな同意できない部分で崩れているわけですけれども、そこにてこ押ししながら、地区全体を網羅して諸課題を解決することも出来る可能性持っているわけですので、やっぱり町が中心になってやらないと、これは出来ない事業かと思いますので、ひとつそういう話合いの場でもいいから、あるいは行政の方の組織強化をしながらひとつ取り組んでもらえればと思います。町長から最後にお願いします。
- ○議長(芦崎達美君) 答弁を求めます。加藤町長。
- ○町長(加藤和夫君) お答えをいたします。

いずれ、今土地改良区では差し迫っては頭首工の整備とかそれをやりたいと。それは進めて早くやれないわけではないので、ないわけですけれども、そうなりますと非常に負担が重くなるということがありますので、圃場整備の中でやるとほとんど負担が少なくなるということもありまして、出来るだけそういう事業を使いながらやりたいということで進めておりますので、今まで賛同出来なかった方々に対しても理解を深めながら、是非早期にそれに賛同してもらって事業が進むように、土地改良区も頑張ると思いますけれども一緒になって町の方でも頑張っていきたいと思います。

- ○議長(芦崎達美君) ほかに質問ありませんか。
- ○8番(嶋津宣美君) 1番については了解しました。
- ○議長(芦崎達美君) 2つ目の質問について、質問ありませんか。8番嶋津宣美君。
- ○8番(嶋津宣美君) 2つ目ですけれども、これも災害に関連した関係からいうと、1 つの集落が孤立するということを解決するためには、私はやっぱりこの1集落、どこか で繋がれる、だぶるほど繋がれる2路線化、これが必要なのかなと思います。

実は、地区の方で話をしても旧峰浜時代、用地まで地区が提供しなきゃだめだと、こういうふうな何かこう考えが残っていまして、この路線、この路線、町道を結ぶことでかなり合理化出来で町の負担も少なくなったり、地区の利便が高まるのに惜しいなという話しした時、たまたま、いや旧峰浜時代は土地の買収も全て地区が担当しなきゃだめだということになると、地区にそんなにお金があるわけでもなく、黙って断念しているということですけれども、今回、今お話し聞きまして検討したいと思います。

2については、一応意見だけです。

- ○議長(芦崎達美君) 3つ目の質問について、再質問ありますか。8番嶋津宣美君。
- ○8番(嶋津宣美君) 統廃合の学校のことについては、すでに町内会議を経て、それから検討していると。それから教育長の方から現在まだ学校はあるわけで、そういう中で統廃合後のこと論じるのはおかしいのかなと、気持ち察するところあります。私もただ現状がどうなっているのかということを地区の人が大変心配していまして、それに合わせて現在町が進めているいろんな事業を加味した時、さっき話ししたような、そこに書いているような意見もあるのかなと、この程度なんですけれども、ひとつこの後また、早めにそういう機会を作るようにお願いしたいと思います。この後、水木議員の方からも同様の質問あるわけですので、私は以上で終えたいと思います。
- ○議長(芦崎達美君) これで8番議員の一般質問を終了します。

次に、3番議員の一般質問を許します。3番水木壽保君。

○3番(水木壽保君) 傍聴の皆様、今日は雨の中ご苦労様です。今、関東段々東北と、 洪水、大雨が上ってきているわけですので、今日はそういう大雨のことについて質問し ます。

通告により、一般質問をさせていただきます。

大雨による河川拡幅改修について、お伺いいたします。

去る7月24日から25日の大雨により、塙川は氾濫し、田んぼに冠水し、スギの木が根 の付いた状態で2本塙橋に引掛かり、塙・大信田が一時孤立し、塙集落の住宅が浸水の おそれがあるので避難勧告をされ、塙川健康センターに避難するなど、田んぼの中にご み、砂利等が入るなどの被害があった。塙川は、田中まで河川拡幅改修は終えているが、 その先の用地買収が出来ずに、河川拡幅計画が絶ち消えになっている。再度県に要望す る予定はないか。現在、塙川は県が浚渫して川の流れはよくなっているが、護岸ブロッ クで積んであるのが何十年も前のブロックなので、ブロックの基礎の底が見えるなど、 土石の入る所は堤防、ちょっと資料を見ていただきたいと思います。平成21年7月19日、 畑谷地区の洪水の写真で、右側の小屋のついている所でありますが、これであります。 それで、堤防が決壊するのではないかということで、県が次のページの裏というか3枚 目の青い左側の写真ですけれども、小屋がついて堤防の上に1m10cmの擁壁みたいな 県でやってもらいましたが、土石そのものは入らなくなったんですが、その後に悪影響 が加わり民家の方に流れるというような、根本的に解決策にはなっておらず、やはり拡 幅修繕は最善と思う。また、真瀬川は去年・今年と大雨で氾濫し、住宅の玄関先まで水 が迫り、氾濫する川の中を流れる石の音で恐怖感を感じた住民もいた。立石地区はファ ガス、茂浦地区は横間の公民館に避難するなど、被害を起きる前に防止するために早急 に浚渫、護岸の嵩上げは出来ないか。今回の大雨は日中であったことや、山に多く降っ たこともあり、林道被害が多くなったと思われる。八森地区の最大24時間雨量は141.5 ミリ、最大時間雨量は36.5ミリであったが、これが夜中でもう1時間50ミリ降ったとす れば大災害になると想定される。今後、温暖化によりゲリラ豪雨を想定した防災対策が 必要である。

2つ目の質問ですが、学校統合による空き校舎の利用についてですが、今廃校に向けて PTA 役員、先生、保護者たちが子どもたちに素晴らしい思い出を残そうとして、イベント、記念誌づくりなどに頑張っているところで心苦しいですが、6か月後には峰浜

地区の小学校、中学校は八峰町に統合され、空き校舎の利用についてはどのような方向で考えているか。八森中学校は景観がよいので、一部を改修して、定住促進に向けた短期体験型宿泊施設にしてはどうか。塙川小学校は、都会の子どもたちが八峰町の自然を楽しみ、のんびりと過ごせることができる民宿を利用して宿泊しながら、学校施設を利用して絶滅危惧種の淡水魚などの自然観察を地元の子どもたちと交流し一緒に学習を行うなどはどうか。また、地域の人を巻き込んで農業体験、田植え、野菜の収穫、稲刈りなど、イベントを行いながら地域に馴染んでもらい、農産物を食べて好きになってもらい、八峰町のリピーターになってもらえるよう取り組んでみてはいかがか。

以上であります。

- ○議長(芦崎達美君) ただいまの3番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。 加藤町長。
- ○町長(加藤和夫君) 水木議員のご質問にお答えをいたします。
 はじめに、大雨災害による河川の拡幅改修についてお答えをいたします。

先ほど嶋津議員にも申し上げましたが、当日の24時間降水量は、八森で141.5ミリ、また、1時間最大降水量は36.5ミリと発表されておりますが、上流の山間部ではこれ以上の降水量があったものと予想され、一気に川に流れ落ちたものと思われます。これにより塙川は氾濫し大きな被害をもたらしました。横内地区においては雨が小康状態になっても川の流量が増え続け、25日午前10時50分、12世帯35人に避難勧告を発令いたしました。塙川の改修については、ご指摘のとおり田中地区までは河川改修が完了しておりますが、その先の上流部については用地やJRとの工事費の問題などがあり、また管理者である県としては、下流部から段階的に改修を行わなければ氾濫の要因を排除しきれないとし、中断のまま現在に至っております。今回の氾濫を受けて、町では下流塙字横内下から上流塙字赤坂の大信田橋付近までの間、約2,700mにわたり、浚渫や護岸嵩上げの河川改修を要望し、即急な対応をお願いすることといたしましたが、田中地区上流部も含めた改修計画についても、今後県と協議、要望を重ねてまいりたいと思います。

次に、真瀬川の氾濫についてでありますが、県道の真瀬橋右岸付近には、幾度かの増水によってもたらされた土石の堆積により河床が高くなっておりました。今回の増水によって、更に土石が堆積する結果となりましたので、河川管理者である県に対し、即急な対応として河床の浚渫や護岸の補修を実施いただくよう要望すると共に、護岸の嵩上げについては、地元の意向も伺いながら調査・施工いただくようあわせて要望してまい

ります。

学校関係の活用については、先ほど教育長の方から答弁しました。同じような立場で 教育長の方から答弁させていただきます。

- ○議長(芦崎達美君) 次に、千葉教育長。
- ○教育長(千葉良一君) それでは、町長への答弁でありますけれど関連がありますので、 私の方から答弁させていただきます。

水木議員の学校統合による空校舎の利活用についてのご質問であります。

先ほどの嶋津議員への回答と同じ内容のご質問でありますが、平成27年7月2日付けで監査委員から遊休資産の監査結果報告を受けて、8月7日に副町長をキャップとして「第1回庁内遊休施設利用計画庁内会議」を開催しております。会議では校舎利用についても話合いをもっておりますが、空き施設となった学校の利活用については、地域の活性化に繋がるよう、広く町民の意見をお聞きしながら、十分検討した上で進めることが必要と考えております。水木議員のご提案の体験施設についても同じ業務を行っている秋田しらかみ体験センターとの整合性、地域の受け入れ態勢や体験のためのスタッフ等の課題はあるものの、貴重なご意見として参考にさせていただきたいと思います。また、これまでの会議等で出された案でありますが、まだ公表するまでに至っておりません。繰り返しになりますが、教育長の立場といたしましては、当面は統合を円滑に進めることに全力を注いでまいりたいと思いますので、ご理解いただきますよう宜しくお願いします。

- ○議長(芦崎達美君) 3番議員、再質問はありませんか。3番水木壽保君。
- ○3番(水木壽保君) さっき嶋津議員が言っていましたので、私も土地改良区の役員を やって事業推進委員長というのもやりましたけども、この土地改良もそうなんですけれ ども、河川改修を行ってもらわないと、利用価値といいますか、排水が悪くてどうにも ならないということで。田中までは来ているので、その上、畑谷地区辺りまでくれば土 地改良も良くなるんですけれども、やっぱり全面的に毎年このように水害があったり、 特に今は7月・8月に大雨が降る、農家にとっては大変な時期なので、収量が減り大変 な生活にも困るという緊迫した状態になると思うので、河川改修は早急だと思います。 それに、これ上がってくれば耕作放棄地とか、そういう諸々の問題も解消されることで 農地の集約、それとこれからの農業人員が今、老人というか高齢になっていますので、 若者を育てる意味でも大切になると思いますので、その辺県にも聞いたんですが両立で

は出来ませんよという話なんですが、まずは河川改修をなるべく早く出来るようになら ないのか、答弁をお願いします。

- ○議長(芦崎達美君) ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。
- ○町長(加藤和夫君) お答えをいたします。

河川については県が管理者でありますので、県に要望していくということになろうかと思います。今回のいろんな災害を受けながら、先ほども申し上げましたけれども、横内の所から大信田の橋の所までの浚渫、これらについては優先的にやることによって緩和されていく可能性がありますので、それをまずやりながら、後は全面的な改修というのは過去にも旧峰浜時代にいろいろ県とやりとりした経過がありますけれども、ただ下から順次直してきたんですけれども、田中周辺の所で用地の協力がなかなかいただけないというような問題、あるいはまた、JRの橋のまだ手直ししなきゃならないという工事費の問題等いろいろありまして今日に至っているわけでありますけれども、新たな角度で最近の災害状況もありますので、それを踏まえた形で県の方に要望してまいりたいなと思っております。おっしゃるとおり、度々氾濫が続くと、このあと耕作放棄地が増えたり、せっかくやろうとする若い人が離れていく可能性あるわけでありますから、町としても県の方に要望してまいりたいと思います。

- ○議長(芦崎達美君) ほかに質問ありませんか。3番水木壽保君。
- ○3番(水木壽保君) 県で浚渫やっているわけですけれども、去年も塙地区が2年続けてやっているかな、横内地区もやってはいます。やっているけれども、私から見れば怖いです。もうあれ以上浚渫で取ったら、基礎が裏が取られてきて、もう大変になっている。本当に洪水どころの話でない。あの辺いっぱい横内地区に行くような感じがするので、その対策というか、今護岸改修はしてきているんですけれども、それでも対応できないのではないかと思われるので、その辺ちょっとお願いします。
- ○議長(芦崎達美君) ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。
- ○町長(加藤和夫君) 今、水木議員がおっしゃったように、浚渫は多少やっているのではありますけれども、もう少し根本的なやり方をしていただきたいということと、それからいろいろな心配もされているようでありますから、現場の状況などもよく踏まえた形で実施に移すようにしていきたいなと、そういうふうに要望してまいりたいなというふうに思います。
- ○議長(芦崎達美君) ほかに質問ありませんか。3番水木壽保君。

- ○3番(水木壽保君) 質問ではありませんけれども、早急に河川の改修を出来るだけ県 に要望してもらいたいと思いますので、それで終わりたいと思います。
- ○議長(芦崎達美君) 2つ目の質問について、再質問ありませんか。3番水木壽保君。
- ○3番(水木壽保君) 再質問ではありませんけれども、最後に、是非とも地域の衰退に ならないような利活用をしてもらいたいと思います。私どもも地域を盛り上げていく気 持ちがありますので、何とかこの辺を汲んでお願いします。

以上です。

- ○議長(芦崎達美君) 答弁求めますか。
- ○3番(水木壽保君) 要りません。
- ○議長(芦崎達美君) これで3番議員の一般質問を終了しました。 次に、5番議員の一般質問を許します。5番腰山良悦君。
- ○5番(腰山良悦君) 最後になりましたけれども、通告に従いまして質問させていただ きます。

1点目であります。

旧岩館こども園の活用について、旧岩館子ども園は解体か、再利用か、今後の活用について当局の考えを伺います。

八森地区の子ども園が統合され、まもなく1年を迎えます。各園の建物も徐々に老朽化していると思われます。この頃岩館子ども園について、地域住民はこのあと跡地がどうなるのか関心を示しております。また、今すぐに危険は考えられないが、このままではいずれ問題が起きるのではと一部住民は心配しております。緊急を要することでもないが、跡が活用されないまま無駄に時が経過します。早めに町の考えを示すべきです。まだ計画がないのであれば、まず地域住民の考えを聞く必要があります。住民が納得できる施策をやってもらいたいと思うが、町の考えを伺います。

次、2つ目であります。

防火対策について、自主防災組織のホースによる初期消火活動を認め、支援する考えはないか。これまで一般質問、委員会において、住民がホースによる消火活動、格納箱の設置等の考えを述べてきたが、未だ町の考えを理解納得出来ず、再度質問します。その後ホースによる訓練・活動の必要性について、消防庁、県の防災課、消防本部、署の幹部、団員OB、地域住民等の考えをお聞きしました。現状が分からないし何とも言えないが、自主防災組織で支援をお願いしてはどうか。国では今年度新たに防火機器を無

償貸付けしている。町の防災計画があるので何とも言えないが、何がどう危ないのか分からない。大惨事になり数箇所から火の手が上がった時、また交通事情によっては現場に署員が直ちに到着するのは困難な場合もある。日中団員が揃わないと出動が遅れる。自助・公助・共助の考えからも初期対応に地域住民のホースによる消火訓練・活動は必要だとの考えでした。それぞれの地域には団員OBがおります。訓練すれば住民でも十分対応出来ます。危ない、責任を持てない、必要ないという町の考えは、真に住民の安全・安心を考えているのか疑問です。間違っています。ソフト面ばかりでなく、ハード面の支援も必要です。今一度、町の考えを伺います。

以上2点、宜しくお願いします。

- ○議長(芦崎達美君) ただいまの5番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。 千葉教育長。
- ○教育長(千葉良一君) まだ、岩館子ども園も含めて統合した際には教育委員会の管理 になっておりますので、私の方からお答えさせていただきます。

まず、旧岩館子ども園の活用についてのご質問であります。旧岩館子ども園だけでなく、旧八森子ども園、旧観海子ども園についても、平成21年度地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業を活用して、床の張替え、園庭フェンス改修の工事を実施しております。「補助金等に係る財産処分承認基準」によりますと、申請手続きの特例で、経過年数10年以上であれば処分の報告を行うことにより処分が可能になっております。したがって、平成31年度までは解体などの処分は難しく、更には収益を伴う個人や団体の事業のための貸付けもまた難しい状況であります。これらの条件を踏まえた上で、旧岩館子ども園を含めた3園の活用について、利用したい方がいるかどうか募集をしてみたいと考えております。その結果を見て、今後の方針を決めさせていただきたいと思います。

以上であります。

○議長(芦崎達美君) 防火対策について、答弁を求めます。加藤町長。

次に、防火対策についてお答えをいたします。

自主防災組織は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、 自主的に結成する組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組 織であります。自主防災組織が日頃から取り組むべき活動としては、防災知識の普及、 地域の災害危険箇所の把握、防災訓練の実施、火気使用器具等の点検、防災用資機材の 整備等があり、また、災害時には、情報の収集・伝達、出火防止・初期消火、住民の避 難誘導、負傷者の救出・救護、給食・給水活動など様々な活動があげられます。ご質問にある初期消火活動も含まれております。以前は、消防ホースを入れた格納箱を消火栓の近くに置いていたこともありましたが、消火栓を利用して安全に消火活動するためには3人必要で、一般の慣れていない人が操作するとけがをする危険性があります。更に、操作中にほかの人にけがをさせたりする危険もあり、けがをさせた場合の補償問題などがあるほか、格納箱やホースの維持管理の問題があったことから、消防団幹部会で話し合い、廃止することにしたものであります。自主防災組織についても、一般の方々と同様の危険があることなどから、ホースによる消火活動はお願いしておりません。地域住民のご協力はありがたいと思っております。しかしながら、けがをされてはそれこそ何にもなりませんので、自主防災組織や住民からは本当の初期消火の部分でのご協力と、その他の活動で協力をお願いするもので、消火栓や消防ホースを使用した消火活動は、やはり普段訓練をしている消防団と消防署員が行う方が良いと考えております。

- ○議長(芦崎達美君) 5番議員、再質問はありませんか。5番腰山良悦君。
- ○5番(腰山良悦君) ただいまの教育長の答弁お聞きいたしましたけれども、岩館子ども園については、もう解体するにしてもどうするにしても国のあれは問題ないというように伺っております。それで、もう1年近くになるわけですが、民間ならまだしも園を表示した看板や外に出された古い冷蔵庫、使い古したマット等そのまま放置されております。センターに住民が訪れた時など目に止まりみっともないと思います。みっともないです。また、子どもたちが屋根に上がり、住民に注意されております。今は周囲の環境も樹木が伸び、残された建物で死角ができ、人通りの少ない時、夕暮れの時など遊んでいる子どもたちにどのような危険が及ぶか心配されます。早めの対応が必要と考えるが、今一度伺います。
- ○議長(芦崎達美君) ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。金田教育次長。
- ○教育次長(金田千秋君) 腰山議員のご質問にお答えします。

岩館子ども園の周囲の冷蔵庫、マット、私も確認させていただきました。片付け等遅くなり申し訳ございません。今一度、岩館子ども園、観海、八森、そちらの方の子ども園の周囲等も今一度確認いたしまして対応するようにしたいと思いますので、ご了承ください。

看板についてなんですが、一部保護者の方から直ぐ看板取り外すのは寂しいところが あるのでという話もございまして、今までまず一応そのままにしていたところもありま すが、まもなく1年経つということで、こちらの方も取り外しの方向で進めていきたい と思いますので、宜しくお願いいたします。

- ○議長(芦崎達美君) 千葉教育長。
- ○教育長(千葉良一君) 1点の再質問でありますけれども、建設の当時の負債につきましては完済をしておりますけれども、その後に先ほど答弁申し上げましたけれども、平成21年度に臨時交付金を活用して改修した部分について残っているということであります。それを完済した後には、届け出により解体することも可能ということであります。
- ○議長(芦崎達美君) ほかに質問ありませんか。5番腰山良悦君。
- ○5番(腰山良悦君) 当局の答弁といいますか、大体分かりました。

それで、これまで何事業といいますと、何か町で気にかかるかと思いますが、いずれ にしても地域住民の考えを聞く機会というものを設けないで、行政主導でやられている 事業が多いように見受けられます。やはりこういう事業をやるのであれば、地域の声を 十分汲み取って対応していただきたいと思います。これで1問目の再質問は終わります。

- ○議長(芦崎達美君) 次に、2つ目の質問について、再質問ありませんか。5番腰山良 悦君。
- ○5番(腰山良悦君) それでは再質問します。

この度、広域の視察研修に行った神戸市では震災を教訓に、次なる災害に備えて自主防災組織や中学生を中心とした防災ジュニアチームを結成し、毎月防災訓練、ホースによる消火訓練をしております。住民用に小型動力ポンプ、ホースなど、会長宅あるいは防火水槽に装備してあるとのことでした。そして、万一けが等した場合は、災害見舞金を支給することにしていると言っておりました。消防庁の話では、東京都でもやっているというのです。また、ある資料によると、近隣の能代市二ツ井地区では37箇所、三種町では102箇所、初期消火用に設置されておるそうです。このように、ほかで実践されているのに、なぜ町で出来ないのか。新たに策定された町の防災計画に、町民に期待する役割として、初期消火の実施とあります。これは何を意味するのか。絶対やるべきです。もう一度伺います。

- ○議長(芦崎達美君) ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。
- ○町長(加藤和夫君) お答えをいたします。

これまで何度も同じような質問と回答を繰り返しておりますけれども、回答は変わらないわけでありますけれども、いずれ、今の現状の消防の体制から言いますと、常備消

防が完備されておりますので、大体15分ぐらいの中では全ての地域に出動できる体制になっています。加えて、各地域に15分団消防団が配置されておりますので、それとタイアップしながらいうと、大体の活動は出来るという状況になっています。住民から初期消火でお願いしたいのは、よく防災訓練等でやる場合は消火器による訓練だとか、本当に初期の状態をやっていただければ、まもなく消防団なり消防署の方で対応しますので、大体そういう体制が現状で出来上がっているということでありますので、あえてそこまで求めていないわけであります。したがって、今現在でも、じゃあ自主防災組織の方から我々も訓練してそこまでやるのでというような、現在まったくありませんし、幹部会の中でもこの話何回も議論しておりますけれども、幹部会でもこのままでいいということでありますので、いろいろこれまでも何回か言われておりますけれども、思いは分かりますけれども、ただ現状を踏まえた上での対応としては、町としてはこれで十分やっていけるというふうな判断であります。

- ○議長(芦崎達美君) ほかに質問ありませんか。5番腰山良悦君。
- ○5番(腰山良悦君) 町長の今のお話ですけれども、これまでも何回も伺っております。 それで納得できないので、また今回質問したわけなんですが、これまでも私も30年間消防団員やっておりました。それで、初期消火として、やはり発見したそばの住民が消火栓から放水してやっておりました。何回もね。そういうあれを見ておりました。そしてまたそれによってけがをしたということは聞いておりません。そういう心配はしないでいいと思います。それと、消防力そのものも、はっきり言って以前より低下していると思いますよ。いくら常備消防があったとしても、確かに設備といいますか、そういうあれは向上しておりますけれども、装備ですか、向上しておりますけれども、以前と同じだと思いますよ。そして、やはり駆けつけて来るまでには、さっき言ったように15分とか、そういうような数字を言っておりますけれども、それが何もない時の場合であって、何かあった場合は必ずしも時間に駆けつけ放水出来るという、それは考えられないと思います。いずれ、まずそういうことで、ほかでもやっていてやれないということは、私は町の防災意識といいますか、防災に対する意識がちょっと足りないのではないかとそう考えておりますが、今一度答弁をお願いします。
- ○議長(芦崎達美君) ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。
- ○町長(加藤和夫君) 昨日の一般質問で山本議員から出されたように、腰山議員のよう にかつて消防団で活躍した人は、機能別団員ということで入っていただくという要素も

あります。したがって、そういうふうに訓練を受けた人、更には仮に入った形でも訓練を積み重ねていって実践に当たるという場合は問題はないと思いますけれども、ただ、日常普段何も訓練も何もしていない人がいきなりそういうものを取ってやるということは、危険を心配するなというけれども、やっぱりせざるを得ない状況がありますから、発生してからでは遅いんです。だから、未然にやっぱりそういうものも防止しながらやっていかなきゃならないわけで、やっぱり自主防災組織であっても、それ相当の訓練、さっき神戸の事例も話してはいましたけれども、毎月のように訓練しているという前提があってはじめて成り立つものであって、今の自主防災組織の中ではそこまで求めてやっている防災組織は今のところありませんので、この後そういうふうなものが出てきた時は、またいろんな訓練等も考えて、そういうこともやがては考えられる要素もあるかもしれませんけれども、当面はまず現状の消防体制で十分消火活動をやれるという自信に立ってやっていますのでご理解をいただきたいと思います。この点は、消防団の今実際やっている幹部会の皆さんとも十分話をしての話でございますので、何とかひとつご理解をひとつ曲げてお願いしたいと思います。

- ○議長(芦崎達美君) ほかに質問ありませんか。5番腰山良悦君。
- ○5番(腰山良悦君) 町長の今の力強い自信を伺って、答弁を終わります。ありがとう ございました。
- ○議長(芦崎達美君) これで、5番議員の一般質問終了しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

なお、次回の本会義は、9月18日午後1時より開会します。

これにて散会します。ご苦労様でした。

午前11時11分 散 会

署名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 芦 崎 達 美

同 署名議員 10番 山 本 優 人

同 署名議員 11番 門 脇 直 樹

同 署名議員 1番 鈴 木 一 彦

平成27年9月18日(金曜日)

議事日程第4号

平成27年9月18日(金曜日)午後1時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第86号 平成26年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 3 議案第87号 平成26年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算 認定について
- 第 4 議案第88号 平成26年度八峰町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定 について
- 第 5 議案第89号 平成26年度八峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 6 議案第90号 平成26年度八峰町沢目財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 7 議案第91号 平成26年度八峰町営簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 8 議案第92号 平成26年度八峰町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 9 議案第93号 平成26年度八峰町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定 について
- 第10 議案第94号 平成26年度八峰町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定 について
- 第11 議案第95号 平成26年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認 定について
- 第12 議案第96号 平成26年度八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算認定について
- 第13 陳情第 7号 所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出についての陳情
- 第14 陳情第10号 安全保障関連2法案(国際平和支援法案、平和安全法整備法案) の廃案を求める意見書採択に関する陳情

- 第15 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査について
- 第16 常任委員会の閉会中の所管事務の調査について

出席議員(11人)

1番 鈴 木 一 彦 2番 笠 原 吉 範 3番 水 木 壽 保

4番 須 藤 正 人 6番 柴 田 正 高 7番 皆 川 鉄 也

8番 嶋 津 宣 美 9番 菊 地 薫 10番 山 本 優 人

11番 門 脇 直 樹 12番 芦 崎 達 美

欠席議員(1人)

5番 腰 山 良 悦

説明のため出席した者

町 長 加藤和夫 副 町 長 伊藤 進

教 育 長 千 葉 良 一 総 務 課 長 田 村 正

税務会計課長 金 平 公 明 企画財政課長 須 藤 徳 雄

福祉保健課長 大高伸一 教育次長 金田千秋

産業振興課長 米 森 伴 宗 農林振興課長 佐々木 喜兵衛

建設課長日沼正明農業委員会事務局長米森博孝

生涯学習課長 工 藤 金 悦 学校給食センター所長 木 村 学

あきた白神体験センター所長 佐藤博孝

議会事務局職員出席者

議会事務局長 藤 田 吉 孝 書 記 吉 元 和歌子

午後 1時00分 開 議

○議長(芦崎達美君) 傍聴者の方には天候の悪い中ご出席ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は11名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きますが、5番腰山良悦君から、病院での検査のため欠席届が提出されておりますのでご報告いたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、2番笠原吉範君、3番 水木壽保君、4番須藤正人君の3名を指名します。

お諮りします。本日の議事日程のうち、9月9日の本会議において決算特別委員会に付託となっていた、日程第2、議案第86号、平成26年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第12、議案第96号、平成26年度八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算認定についてまでの議事につきましては、決算特別委員会委員長の報告の後、適宜、会議規則第37条の規定を運用しながら進行してまいりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認め、お諮りのとおり議事を進行してまいりますので、 宜しくお願いいたします。

これより、平成26年度八峰町一般会計歳入歳出決算及び各特別会計歳入歳出決算の審査と結果について、決算特別委員会委員長の報告を求めます。決算特別委員会委員長菊地薫君。

○決算特別委員会委員長(菊地 薫君) ご報告いたします。

9月9日の本会議において決算特別委員会に付託となっておりました、平成26年度八峰町一般会計歳入歳出決算及び各特別会計歳入歳出決算の認定にかかる審査経過と結果について、ご報告いたします。

これら付託議案につきましては、去る9月14日から本日までの5日間にわたり決算特別委員会分科会及び全体会を開催し、慎重に審査いたしました。その結果、議案第86号、平成26年度八峰町一般会計歳入歳出決算は全会一致、賛成多数で、議案第87号、平成26年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算、議案第88号、平成26年度八峰町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算、議案第89号、平成26年度八峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、議案第99号、平成26年度八峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、議案第90号、平成26年度八峰町沢目財産区特別会計歳入歳出決算、議案第91号、平成26年度八峰町営簡易水道事業特別会計歳入歳出決算、議案第92号、平成26年度八峰町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、議案第93号、平成26年度八峰町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算、議案第94号、平成26年度八峰町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算、議案第94号、平成26年度八峰町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算、議案第94号、平成26年度八峰町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算、議案第95号、平成26年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算、議案第96号、平成26年度八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算については、一括して全会一致でそれぞれ認定すべきものと決しましたので、ご報告

いたします。

なお、決算特別委員会から平成26年度決算に関する付帯意見を本日文書にて提出いた します。

以上であります。

○議長(芦崎達美君) 日程第2、議案第86号、平成26年度八峰町一般会計歳入歳出決算 認定についてを議題とします。

本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第86号を採決します。本案に対する委員長報告は認定とするものです。 お諮りします。本案について委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって、議案第86号は原案のとおり認 定されました。

お諮りします。日程第3、議案第87号、平成26年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、日程第4、議案第88号、平成26年度八峰町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、日程第5、議案第89号、平成26年度八峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第6、議案第90号、平成26年度八峰町沢目財産区特別会計歳入歳出決算認定について、日程第7、議案第91号、平成26年度八峰町営簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第8、議案第92号、平成26年度八峰町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第9、議案第93号、平成26年度八峰町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第10、議案第94号、平成26年度八峰町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第11、議案第95号、平成26年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第12、議案第96号、平成26年度八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算認定について、日程第12、議案第96号、平成26年度八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算認定については、会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって、日程第3、議案第87号、平成 26年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定についてから、日程第12、 議案第96号、平成26年度八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算認定については一括議題 とすることに決定しました。

本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第87号から議案第96号を一括して採決します。本案に対する委員長報告 は認定とするものであります。お諮りします。本案について委員長報告のとおり認定す ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって、議案第87号から議案第96号は 認定することに決定いたしました。

以上をもって、平成26年度歳入歳出決算認定に関わる議題については全て認定されました。

日程第13、陳情第7号、所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出についての陳情を議題とします。

内容の朗読を省略します。

本件については、9月9日委員会付託となっていましたので、総務民生常任委員会委員長より審査の経緯と結果について報告を求めます。総務民生常任委員会委員長。

○総務民生常任委員会委員長(菊地 薫君) ご報告いたします。

この9月議会定例会本会議において、総務民生常任委員会に付託された、秋田県商工 団体連合会から提出されていた陳情第7号、所得税法第56条の廃止を求める陳情書の審 査の経緯と結果についてご報告します。

本陳情書に関し本定例会の9月15日に、委員全員出席の下委員会を開催し、慎重に協議いたしました。所得税法第56条は「事業主の配偶者とその親族が事業に従事した時の対価の支払いは必要経費に算入しない」とあり、白色申告と青色申告の仕方で納税者を差別するものであるとし、その解消を求めるものでありますが、最近の税務署の指導によると白色申告の際も帳簿の記帳を求めており、青色申告をすることによりその問題が解決されるものであり、本陳情については全会一致で不採択すべきものと決定しましたのでご報告いたします。

○議長(芦崎達美君) 委員長はしばしお待ちください。

これより陳情第7号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより陳情第7号について討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより陳情第7号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長報告は不採択です。陳情第7号、所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出についての陳情を採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(芦崎達美君) 起立少数です。したがって、陳情第7号は不採択とすることに決 定しました。

日程第14、陳情第10号、安全保障関連2法案(国際平和支援法案、平和安全法整備法案)の廃案を求める意見書採択に関する陳情を議題とします。

内容の朗読を省略します。

本件については、9月9日委員会付託となっていましたので、総務民生常任委員会委員長より審査の経緯と結果について報告を求めます。菊地総務民生常任委員会委員長。

○総務民生常任委員会委員長(菊地 薫君) ご報告いたします。

この9月議会定例会本会議において、総務民生常任委員会に付託された、平和で豊かな能代をつくる市民懇話会から提出されていた陳情第10号、安全保障関連2法案の廃案を求める陳情書の審査の経緯と結果についてご報告します。

本陳情書に関し本定例会の9月15日に、委員全員出席のもと委員会を開催し、慎重に協議いたしました。安全保障関連2法案については、その法案成立をめぐっては世論が二分し、その判断が分かれるところであります。わが国は憲法第9条により平和国家としての礎を築き経済発展を遂げ、豊かな国として進展してきたわけでありますが、国民の生命・財産を守るのは国家の責務であり、激変する世界情勢を考える時、他の国からの脅威を取り除くための手立てを必要と考え、本陳情は反対多数で不採択すべきものと決定しましたのでご報告いたします。

○議長(芦崎達美君) 委員長はしばらくお待ちください。

これより陳情第10号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより陳情第10号について討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより陳情第10号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長報告は不採択です。陳情第10号、安全保障関連2法案(国際平和支援法案、平和安全法整備法案)の廃案を求める意見書採択に関する陳情を採決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(芦崎達美君) 起立少数です。したがって、陳情第10号は不採択とすることに決 定しました。

日程第15、議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査についてを議題とします。

議会運営委員長から、所掌事務のうち、会議規則第74条の規定によって、次期議会の会期、日程等、議会の運営に関する事項等について閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、 閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第16、常任委員会の閉会中の所管事務の調査について議題とします。

各常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第74条の規定により、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご 異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって、各常任委員長から申し出のと おり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもって平成年27年9月八峰町議会定例会を閉会します。 ご協力ありがとうございました。

午後 1時19分 閉 会

署名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 芦 崎 達 美

同 署名議員 2番 笠 原 吉 範

同 署名議員 3番 水 木 壽 保

同 署名議員 4番 須 藤 正 人